

第三十三條 第十二條乃至第十四條、第十七條若しくはこれらを準用する第十八條又は第二十八條、

第三十一條、前條若しくは第三十五條第二項の規定による報告書を受理したときは、当該選挙管理委員会は、全国選挙管理委員会の定めるところにより、その要旨を公表しなければならない。

前項の規定による公表は、全国選挙管理委員会及び参議院全国選出議員選挙管理委員会にあつては官報により、都道府県の選挙管理委員会にあつては都道府県の公報により、市町村の選挙管理委員会にあつてはその予め告示を以て定めたところの周知させ易い方法によつてこれを行う。

第三十四條 第十二條乃至第十四條、第十七條若しくはこれらを準用する第十八條又は第二十八條、**第三十一條**、**第三十二條**若しくは**第三十五條**第二項の規定による報告書は、これを受理した選挙管理委員会において、受理した日から二年間これを保存しなければならない。

何人も、前項の期間内においては、全国選挙管理委員会、参議院全国選出議員選挙管理委員会又は都道府県若しくは市町村の選挙管理委員会の定めるところにより、報告書の閲覧を請求することができる。

第六章 寄附に関する制限

第三十五條 左の各号に掲げる者は、選挙に関し寄附をしてはならない。但し、第一号に掲げる者が、その属する政党、協会その他の団体に対し寄附をする場合及び当該選挙の関係区域外に在る者に対し寄附をする場合は、この限りでない。

一 当該選挙の公職の候補者

二 衆議院議員選挙法又は参議院議員選挙法による選挙に関しては、地方自治法による選挙に関しては当該地方公共団体と、請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者

三 昭和二十二年勅令第一号第三條にいう覚書該当者

前項第一号の候補者は、選挙期日の公示又は告示の日前一年間にしたすべての寄附について、寄附を受けた者の氏名（団体にあつては名称）、寄附の金額及び年月日を記載した報告書を、立候補の届出後七日以内に、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に提出しなければならない。

第三十六條 何人も、選挙に関し、前條第一項各号に掲げる者に対して寄附を勧誘し又は要求してはならない。

何人も、選挙に関し、前條各号に掲げる者並びに外国人、外国法人及び外国の団体から寄附を受けてはならない。

第三十七條 何人も、選挙に関し、本人の名義以外の名義を用いた寄附及び匿名の寄附をしてはならない。

何人も、前項の寄附を受けてはならない。

第一項の規定に違反して寄附がなされたときは、その寄附にかかる金銭又は物品の所有権は國庫に帰属するものとし、これが保管者において、國庫に納付の手續をとらなければならない。

第七章 罰則

第三十八條 政党、協会その他の団体又はその支部が第八條又はこれを準用する第十八條の規定に違

反して寄附を受け又は支出をしたときは、当該政党、協会その他の団体又はその支部は、これを五
千円以上十万円以下の罰金に処する。

前項の場合においては、併せて同項の団体又はその支部の代表者又は主幹者その他の責任者を五
年以下の禁錮又は五千円以上十万円以下の罰金に処することができる。

第三十九條 左の各号に掲げる行為をした者は、これを三年以下の禁錮又は千円以上五万円以下の罰
金に処する。但し、第一号乃至第三号若しくは第九号に掲げる虚偽の記入をした者又は第十号に掲
げる虚偽の報告若しくは資料を提出した者に科する罰金は五千円以上五万円以下とする。

一 第九條若しくはこれを準用する第十八條又は第二十四條の規定に違反して会計帳簿を備えず、
又は会計帳簿に記載をせず、若しくはこれに虚偽の記入をしたとき。

二 第十條若しくはこれを準用する第十八條又は第二十五條の規定に違反して明細書の提出を怠
り、又はこれに虚偽の記入をしたとき。

三 第十一條又はこれを準用する第十八條若しくは第二十七條の規定に違反して領收書その他の支
出を証すべき書面を徴せず、若しくはこれを送付せず、又はこれに虚偽の記入をしたとき。

四 第十六條若しくはこれを準用する第十八條又は第三十條の規定に違反して会計帳簿、明細書又
は領收書その他の支出を証すべき書面を保存しないとき。

五 第十六條若しくはこれを準用する第十八條又は第三十條の規定により保存すべき会計帳簿、明
細書又は領收書その他の支出を証すべき書面に虚偽の記入をしたとき。

六 第十五條又は第二十九條の規定による引継をしないとき。

七 第二十三條の規定に違反して寄附を受け、又は支出をしたとき。

八 第二十六條第一項の規定に違反して支出をしたとき。

九 第三十一條、第三十二條第一項又は第三十五條第二項の規定に違反して報告書の提出を怠り、
又はこれに虚偽の記入をしたとき。

十 第五十二條の規定による報告若しくは資料の提出を拒み、又は虚偽の報告若しくは資料を提出
したとき。

第四十條 第十二條乃至第十四條、第十七條若しくはこれらを準用する第十八條又は第二十八條若し
くは第三十二條第二項の規定に違反して報告書の提出を怠り、又はこれに虚偽の記入をした者は、
これを五年以下の禁錮又は五千円以上十万円以下の罰金に処する。

前項の場合において、政党、協会その他の団体又はその支部の代表者若しくは主幹者が当該政
党、協会その他の団体又はその支部の会計責任者の選任及び監督について相当の注意を怠つたとき
は、これを千円以上五万円以下の罰金に処することができる。

第四十一條 第三十五條第一号及び第二号に掲げる者が同條の規定に違反して寄附をしたときは、こ
れを三年以下の禁錮又は五千円以上五万円以下の罰金に処する。第三十七條第一項の規定に違反し
て寄附をした者も、また同様とする。

第三十五條第三号に掲げる者が同條の規定に違反して寄附をしたときは、これを六箇月以上三年

以下の禁錮に処する。

第四十二條 第三十六條第一項の規定に違反して寄附を勧誘し、若しくは要求し、又は同條第二項若しくは第三十七條第二項の規定に違反して寄附を受けた者は、これを三年以下の禁錮又は五十千円以上五万円以下の罰金に処する。

政党、協会その他の団体又はその支部が第三十六條第二項又は第三十七條第二項の規定に違反して寄附を受けたときは、当該政党、協会その他の団体又はその支部は、五十千円以上五万円以下の罰金に処する。

前項の場合においては、併せて同項の団体又はその支部の代表者又は主幹者その他の責任者を三年以下の禁錮又は五十千円以上五万円以下の罰金に処することができる。

第四十三條 第三十九條、第四十條第一項、第四十一條第一項及び前條第一項の罪を犯した者には、情狀に因り禁錮及び罰金を併科することができる。

重大な過失に因り第三十九條、第四十條第一項、第四十一條第一項及び前條第一項の罪を犯した者も、これを処罰するものとする。但し、裁判所は、情狀に因りその刑を減輕することができる。

第四十四條 当選人がその選挙に関し第八條、第十三條若しくはこれらを準用する第十八條又は第二十三條若しくは第二十八條の規定の違反に関し第三十八條第二項、第三十九條又は第四十條の規定により刑に処せられたときは、その当選を無効とする。

第四十五條 公職の候補者を当選させる目的を以て、政党、協会その他の団体若しくはその支部の会

計責任者又は公職の候補者の出納責任者が、第十三條若しくはこれを準用する第十八條又は第二十八條の規定による報告書の提出を怠り、又はこれらの規定により提出する報告書に虚偽の記入をしたため、第四十條の規定により刑に処せられたときは、当該候補者の当選は、これを無効とする。

検察官は、第四十條の罪に該る事件が前項の規定に該当すると認めるときは、公訴に附帯し、当該当選人を被告として訴訟を提起しなければならない。

第四十六條 衆議院議員選挙法第八十六條第二項及び第三項並びに第四百十一條ノ二の規定は、前條第二項の訴訟に、同法第四百十三條の規定は第四十四條又は前條第一項に掲げる者が刑に処せられた場合にこれを準用する。但し、同法第八十六條第二項若しくは第三項又は第四百十三條の規定による通知又は送付は、参議院全国選出議員にあつては全国選挙管理委員会及び参議院全国選出議員選挙管理委員会又は全国選挙管理委員会及び参議院議長に、参議院地方選出議員にあつては全国選挙管理委員会及び参議院議長にこれをしなければならない。

第四十七條 第三十九條乃至第四十二條の罪を犯した者で、罰金の刑に処せられたものはその裁判が確定した日から五年間、禁錮以上の刑に処せられたものはその裁判が確定した日から刑の執行を終るまでの間又は刑の時効に因る場合を除く外刑の執行の免除を受けるまでの間及びその後五年間、この法律の規定を適用する選挙における選挙権及び被選挙権を有しない。但し、刑の執行猶予の言渡を受けた者については、その期間は、その裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間とする。

裁判所は、情狀に因り、刑の言渡と同時に前項に規定する者に対し、同項の選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用せず、又は同項の期間を短縮する旨を宣告することができる。

第四十八條 本章の罪の時効は、二年を経過することに因り完成する。

第八章 補則

第四十九條 政党、協会その他の団体の会計責任者、公職の候補者の出納責任者又はその他の者が、第十二條乃至第十四條、第十七條若しくはこれらを準用する第十八條又は第二十八條、第三十一條、第三十二條若しくは第三十五條第二項の規定により提出する報告書には、それぞれ眞実の記載がなされていることを誓う旨の文書を添えなければならない。

第五十條 第六條、第七條若しくはこれらを準用する第十八條又は第十九條第三項及び第四項、第二十一條又は第二十二條第二項及び第三項の規定による届出書類並びに第十二條乃至第十四條、第十七條若しくはこれらを準用する第十八條又は第二十八條、第三十一條、第三十二條若しくは第三十五條第二項の規定による報告書は、書留の取扱でこれを逓信官署に托したときは、その時を以て届出又は提出があつたものとみなす。

第五十一條 この法律の執行に関し必要があるときは、全国選挙管理委員会は参議院全国選出議員選挙管理委員会及び都道府県の選挙管理委員会を、参議院全国選出議員選挙管理委員会は都道府県の選挙管理委員会を、都道府県の選挙管理委員会は市町村の選挙管理委員会を、それぞれ指揮監督することができる。この法律の定めるところにより届出又は提出があつた届出書類又は報告

書に関し、調査上必要があると認めるときも、また同様とする。

第五十二條 全国選挙管理委員会、参議院全国選出議員選挙管理委員会又は都道府県若しくは市町村の選挙管理委員会は、この法律の執行に関し必要があると認めるときは、政党、協会その他の団体又は公職の候補者その他関係人に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

第五十三條 町村の全部事務組合は、この法律の適用については、これを一町村とみなす。

第五十四條 左の各号に掲げる経費は、國庫の負担とする。

- 一 第三十三條の規定による公表に要する費用
- 二 第三十四條第一項の規定による報告書の保存に要する費用
- 三 第三十四條第二項の規定による報告書の閲覧の施設のために要する費用

附則

第五十五條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

第五十六條 この法律施行の際現に存する政党、協会その他の団体及びその支部で第三條に規定する目的を有するものは、この法律施行の日から三十日以内に、第六條又はこれを準用する第十八條の規定による届出をしなければならない。

前項の期間内に届出をしたときは、当該政党、協会その他の団体及びその支部の寄附又は支出でこの法律施行の日から同項の届出までの間になされたものは、これを第八條又はこれを準用する第十八條の規定による届出後なされたものとみなす。

第五十七條 衆議院議員選挙法の一部を次のように改正する。

第百一條 削除

第百一條ノ二乃至第百一條ノ四を削る。

第百四條に次のように加える。

五 選挙運動ニ関シ支拂フ國又ハ地方公共団体ノ租税又ハ手数料

第百五條乃至第百九條 削除

第百十一條中「千圓」を「二千五百圓」に改める。

第百十二條第一項中「二萬圓」を「五萬圓」に改め、同條第二項中「三萬圓」を「七萬五千圓」に改める。

第百十三條第一項中「三萬圓」を「七萬五千圓」に改め、同條第二項中「四萬圓」を「十萬圓」に改める。

第百十五條中「三萬圓」を「七萬五千圓」に改める。

第百十六條第二項中「三千圓」を「七千五百圓」に改める。

第百十七條中「一萬圓」を「二萬五千圓」に改める。

第百十八條第一項中「五千圓」を「一萬五千圓」に改め、同條第二項中「二萬圓」を「五萬圓」に改める。

第百二十條中「千圓」を「二千五百圓」に改める。

第百二十一條第一項中「一萬圓」を「二萬五千圓」に改める。

第百二十二條中「二萬圓」を「五萬圓」に改める。

第百二十四條中「三千圓」を「七千五百圓」に改める。

第百二十五條中「五千圓」を「一萬五千圓」に改める。

第百二十六條中「一萬圓」を「二萬五千圓」に改める。

第百二十七條第一項中「五千圓」を「一圓五千圓」に改め、同條第二項中「一萬圓」を「二萬五千圓」に改

め、同條第三項及び第四項中「二萬圓」を「五萬圓」に改める。

第百二十八條中「千圓」を「二千五百圓」に改める。

第百二十九條中「五千圓」を「一萬五千圓」に改める。

第百三十條中「三千圓」を「七千五百圓」に改める。

第百三十一條中「第九十九條、第百一條ノ四、第百五條、第百六條又ハ第百九條」を「又は第九十九

條」に、「三千圓」を「七千五百圓」に改める。

第百三十二條第一項中「又ハ第百一條第四項若ハ第五項」を削り、「千圓」を「二千五百圓」に改め、

同條第二項を削る。

第百三十四條及第百三十五條 削除

第五十八條 参議院議員選挙法の一部を次のように改正する。

第七十七條第二項及び第三項を削る。

第七十八條 削除

第八十條乃至第八十二條 削除

第八十四條第一項中「二千圓」を「七千五百圓」に改め、同條第二項中「五千圓」を「一萬五千圓」に改

める。

第八十五條及び第八十六條 削除

第八十七條中「前三條」を「第八十四條」に改める。

第五十九條

この法律施行の際従前の衆議院議員選挙法、参議院議員選挙法又は地方自治法によりすでに行い、又はこれらの法律の規定によりその期日を公示若しくは告示した選挙に関しては、前二條の改正の規定にかかわらず、なお、従前の規定を適用する。

前項の規定は、同項に掲げる選挙以外のもの^〇で衆議院議員選挙法第十二章の規定を準用する選挙について、これを準用する。

海上保安廳法

(昭和二十三年四月二十七日
法律第二十八号)

第一章 組織

第一條 港、湾、海峡その他の日本國の沿岸水域において海上の安全を確保し、並びに法律の違反を予防し、捜査し、及び鎮圧するため、運輸大臣の管理する外局として海上保安廳を置く。

河川の口にある港と河川との境界は、別に法律でこれを定める。

第二條 海上保安廳は、船舶の安全に関する法令の海上における励行、船舶職員の資格及び定員、海難救助、海難の調査、水先人、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を掌る。

従来運輸大臣官房、運輸省海運總局の長官官房、海運局、船舶局及び船員局、海難審判所の理事官、燈台局、水路部並びにその他の行政機關の所掌に属する事務で前項の事務に該当するものは、海上保安廳の所掌に移るものとする。

第三條 海上保安廳のすべての職員^〇の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、國家公務員法の定めるところによる。

海上保安廳の職員^〇の総数は、一万人を超えてはならない。

海上保安廳法

第四條 海上保安廳の船舶は、航路標識を維持し、密貿易を防止し、遭難船員に援助を與え、又は海難に際し人命及び財産を保護するのに適當な構造、設備及び性能を有する船舶でなければならぬ。

海上保安廳の船舶は、港内艇を除いて、その隻数において百二十五隻を超えてはならず、その全トン数において五万総トンを超えてはならず、又、そのいずれも千五百排水トンを超えてはならず、又、十五ノット以上の速力を有するものであつてはならぬ。

海上保安廳の船舶は、番号及び他の船舶と明らかに識別し得るような標識を附し、國旗及び海上保安廳の旗を掲げなければならない。

第五條 海上保安廳に長官官房、保安局、水路局及び燈台局を置く。

第六條 長官官房においては、左の事務を掌る。

- 一 職員の任免、分限、懲戒、教養、訓練その他進退身分に関する事項
- 二 長官の官印及び廳印の管守に関する事項
- 三 所管行政に関する調査、企画及び考査一般並びに総合調整に関する事項
- 四 公文書類の接受、発送、編さん及び保存に関する事項
- 五 統計報告の調製に関する事項
- 六 經費及び収入の予算、決算、會計及び會計の監査に関する事項
- 七 海上保安廳の中他局の所管に属しない官有財産及び物品に関する事項

第七條 保安局においては、左の事務を掌る。

- 一 航法及び船舶交通に関する信号に関する事項
- 二 船舶の安全に関する法令の海上における勵行並びに船舶職員資格及び定員に関する事項
- 三 船舶交通の障害の除去に関する事項
- 四 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事變その他救済を要する場合における必要な援助に関する事項
- 五 海難の調査に関する事項
- 六 海難審判所に対する審判の請求及び海難審判所の裁決の執行に関する事項
- 七 海上保安廳以外の者で海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うもの並びに船舶交通に対する障害を除去するものの監督に関する事項
- 八 旅客又は貨物の海上運送に従事する者に対する海上における保安のため必要な監督に関する事項
- 九 水先人及び水先業務の監督に関する事項
- 十 沿岸水域における巡視警戒に関する事項
- 十一 海上における密貿易、不法入出國その他の犯罪の予防及び鎮圧に関する事項
- 十二 海上における犯人の捜査及び逮捕に関する事項
- 十三 海上における暴動及び騒乱の予防及び鎮圧に関する事項
- 十四 海上保安廳の使用する基地施設、通信施設及び船舶の管理及び運用に関する事項並びに税

関、檢疫所その他の行政廳がその職務を行う場合における当該行政廳に対する海上交通の便宜の供與に関する事項

十五 國家地方警察及び市町村警察(以下警察行政廳という。)、税関、檢疫所その他關係行政廳との間における協力、共助及び連絡に関する事項

第八條 水路局においては、左の事務を掌る。

- 一 水路の測量及び海象の観測に関する事項
- 二 水路図誌及び航空図誌の調製及び供給に関する事項
- 三 船舶交通の安全のために必要な事項の通報に関する事項
- 四 前各号に掲げる事項の調査及び研究に関する事項

第九條 燈台局においては、左の事務を掌る。

- 一 燈台その他の航路標識の建設、保守、運用及び用品に関する事項
- 二 燈台その他の航路標識の附属の設備による氣象の観測に関する事項
- 三 海上保安廳以外の者で燈台その他の航路標識の建設、保守又は運用を行うものの監督に関する事項

第十條 海上保安廳に長官一人を置く。

海上保安廳長官は、運輸大臣の指揮監督を受け、廳務を統理し、所部の職員を指揮監督する。但し、運輸大臣以外の大臣又は法務總裁の所管に属する事務については、各々その大臣又は法務總裁

の指揮監督を受ける。

第十一條 海上保安廳の各局に局長一人を置く。

局長は、長官の命を受け、局務を掌理し、局中各課の事務を指揮監督する。

第十二條 運輸大臣は、必要と認める地に事務所を置き、海上保安廳の事務を分掌させることができる。

第十三條 海上保安廳水路局長は、水路告示を発することができる。

第十四條 第七條第二号乃至第五号及び第七号乃至第十三号に掲げる職務、水路の測量、海象の観測、燈台その他の航路標識の保守及び運用並びに氣象の観測の業務を行わせるため、海上保安廳に海上保安官を置く。

海上保安官は、第三條又は第三十六條の規定に従い任命された海上保安廳の職員の中から、運輸大臣が、これを命ずる。

第十五條 海上保安官がこの法律の定めるところにより法令の施行に関する事務を行う場合には、その権限については、当該海上保安官は、各々の法令の施行に関する事務を所管する行政官廳の当該官吏とみなされ、当該法令の施行に関する事務に関し行政官廳の制定する規則の適用を受けるものとする。

第十六條 海上保安官は、第七條第四号に掲げる職務を行うため必要があるとき、又は犯人を逮捕するに当り必要があるときは、附近にある人に対し協力を求めることができる。

第十七條 海上保安官は、その職務を行うため必要があるときは、船長又は船長に代つて船舶を指揮する者に対し、法令により船舶に備え置くべき書類の提出を命じ、船舶の同一性、船籍港、船長の氏名、直前の出発港又は出発地、目的港又は目的地、積荷の性質又は積荷の有無その他船舶、積荷及び航海に関し重要と認める事項を確かめるため船舶に立入検査をし、且つ、乗組員及び旅客に対しその職務を行うために必要な質問をすることができる。

海上保安官は、前項の規定により立入検査をし、又は質問するときは、制服を着用し、又はその身分を示す証票を携帯しなければならない。

第十八條 海上保安官は、その職務を行うため四圍の情況から眞にやむを得ないときは、その職務の執行につき他の法令に定のあるものの外、左に掲げる処分をすることができる。

- 一 船舶の進行を停止させ、又はその出発を差し止めること。
- 二 航路を変更させ、又は指定する港に回航させること。
- 三 乗組員、旅客その他船内にある者を下船させ、又はその下船を制限し、若しくは禁止すること。
- 四 積荷を陸揚させ、又は積荷の陸揚を制限し、若しくは禁止すること。
- 五 船舶が検査若しくは調査を受けるとき、又は抑留され若しくは人命に対し危険であるとき、當該船舶と他船又は陸地との交通を制限し、又は禁止すること。

第十九條 海上保安官は、その職務を行うため、武器を携帯することができる。

第二十條 海上保安官は、その職務を行うに當り、特に自己又は他人の生命又は身体保護に関し、

やむを得ない必要がある場合を除いては、武器を使用してはならない。

第二十一條 運輸大臣は、第三條又は第三十六條の規定に従い任命された海上保安廳の職員の中から、港長を命ずる。

港長は、海上保安廳長官の指揮監督を受け、港則に関する法令に規定する事務を掌る。

第二十二條 運輸大臣は、第三條又は第三十六條の規定に従い任命された海上保安廳の職員の中から、海難審判理事官を命ずる。

海難審判理事官は、海上保安廳長官の指揮監督を受け、第七條第六号の事務を掌る。

第二十三條 海上保安廳の職員に關する規則は、國家公務員に關する法令に觸れない範圍内で、運輸大臣が、これを定める。

第二十四條 航路標識を維持し、密貿易を防止し、及び遭難船員に援助を與えるため、海上保安廳長官は、必要に應じ船舶の基地及び擔任区域を定める。

第二十五條 この法律のいかなる規定も海上保安廳又はその職員が軍隊として組織され、訓練され、又は軍隊の機能を営むことを認めるものとこれを解釈してはならない。

第二章 海上保安委員会

第二十六條 海上保安制度の運用及び改善に關する事項を審議するため、海上保安廳に海上保安委員会を置く。

海上保安委員会は、これを中央海上保安委員会及び地方海上保安委員会とする。

中央海上保安委員会及び地方海上保安委員会は、海上保安廳長官の諮問に應ずる外、海上保安制度の運用及び改善に関し海上保安廳長官に建議することができる。

第三章 共助

第二十七條 海上保安廳及び警察行政廳、税關その他の關係行政廳は、連絡を保たなければならず、又、犯罪の予防若しくは鎮圧又は犯人の捜査及び逮捕のため必要があると認めるときは、相互に協議し、且つ、關係職員の派遣その他必要な協力を求めることができる。

前項の規定による協力を求められた海上保安廳、警察行政廳、税關その他の關係行政廳は、できるだけその求に應じなければならない。

第二十八條 前條の場合において派遣された職員は、その派遣を求めた行政廳の指揮を受けなければならない。

第四章 補則

第二十九條 海上保安廳長官は、その職権の一部を所部の職員に委任することができる。

第三十條 海上保安廳長官に事故のあるとき、又は、海上保安廳長官が欠けたときは、海上保安廳の職員が、予め運輸大臣の定める順序により、臨時に海上保安廳長官の職務を行う。

第三十一條 二級の運輸事務官又は運輸技官を以て充てられた海上保安官は、海上における犯罪につき刑事訴訟法第二百四十八條に規定する司法警察官の職務を行い、三級の運輸事務官又は運輸技官を以て充てられた海上保安官は、海上の犯罪につき同法第二百四十九條に規定する司法警察吏の職務を行う。

第三十二條 巡視警戒に任ずる船舶の乗組員は、労働組合法第四條第一項及び労働關係調整法第三十八條の規定の適用については、これを警察官吏とみなす。

第三十三條 この法律に定めるものの外、海上保安廳の職員の種類及び所掌事項、海上保安委員会の組織、委員の資格及び任期その他海上保安廳の職員及び海上保安委員会に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

附則

第三十四條 この法律施行の期日は、政令でこれを定める。但し、その期日は、昭和二十三年五月一日後であつてはならない。

第三十五條 海上保安廳は、當分の間旧海軍艦船の保管に関する事務を掌る。

前項の事務は、海上保安廳保安局の所掌とする。

第三十六條 海上保安廳の職員に関する人事委員会規則が制定されるまでは、海上保安廳のすべての職員の人事管理に関する事項については、第三條第一項の規定にかかわらず、なお政府職員に関する従前の例による。

第三十七條 この法律のいかなる規定も、予算がないのに、この法律に規定する機能及び活動を行うために、その際の職員の定員を超えて職員を採用することを認めるものとこれを解釈してはならない。

第三十八條 燈台補給船第十八日正丸（二千五総トン）及び水路測量船宗谷（二千二百七総トン）は、第四條第二項の規定にかかわらず、その存する間に限り、その一隻当りトン数において千五百排水トンを超えることができる。

第三十九條 この法律施行の際現に存する法令（連合國最高司令官の指示に従い制定された法令を除く。）の規定でこの法律の規定に反するものは、その効力を失う。

第四十條 運輸省官制の一部を次のように改正する。
第一條中「運輸大臣ハ」の下に「海上保安廳ノ所掌ニ屬スル事項ヲ除クノ外」を加える。

第二條中「海運總局ノ主管ニ屬スルモノヲ除ク」を削る。

第五條第一号中「水路、航路標識」及び同條第四号を削り、同條第五号を第四号とする。

第四十一條 海運局官制の一部を次のように改正する。

第一條第一号中「航路其ノ他」ノ水運ニ關スル事項但シ航路標識ニ關スル事項ヲ除ク」を「其ノ他ノ水運ニ關スル事項但シ海上保安廳ノ所掌ニ關スル事項ヲ除ク」に改め、同條中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第五條を削り、第六條を第五條とする。

第四十二條 海難審判法の一部を次のように改正する。

第十七條及び第十八條 削除

第二十八條中「地方海難審判所」の下に「の所在地を管轄する海上保安廳法第十二條に規定する海

上保安廳の事務所（以下單に海上保安廳の事務所という。）を加える。

第二十九條中「高等海難審判所」を「海上保安廳保安局」に改める。

第三十條中「地方海難審判所」を「海上保安廳の事務所」に改める。

第五十四條中「高等海難審判所の理事官」を「海上保安廳保安局の理事官」に改める。

第五十八條 高等海難審判所の裁決は、海上保安廳保安局の理事官が、地方海難審判所の裁決は、当該地方海難審判所の所在地を管轄する海上保安廳の事務所の理事官が、これを執行する。

第四十三條 燈台局官制及び水路部官制は、これを廢止する。

經濟調査廳法

（昭和二十三年七月十二日
法律第四百四十七号）

第一章 中央經濟調査廳

第一條 内閣總理大臣の管理の下に、中央經濟調査廳を置く。

2 中央經濟調査廳は、國民經濟の調和ある復興を図るため、物資の生産、配給及び消費並びに物價（賃金を除く。）に関する經濟統制を円滑に実施することを目的として左の事務を掌る。

一 經濟統制の勵行の確保に関する全國並びに管区經濟調査廳及び地方經濟調査廳の各管轄区域における計画の立案に関する事項

二 經濟法令（別表第一に掲げる法令及び政令で指定される法令並びに當該法令に基き発せられた

命令をいう。以下同じ。の遵守の奨励その他經濟法令に関する違反行爲の予防のためにする一般國民の啓発に関する事項

- 三 行政機關の行う經濟法令に関する經濟施策の実施に対する監査に関する事項
- 四 經濟法令に関する違反行爲の調査に関する事項
- 五 經濟法令に関する違反行爲について、警察その他の行政機關の行う予防及び捜査に対する勧告及び協力に関する事項
- 六 經濟法令の規定の趣旨についての警察官及び警察吏員の啓発に関する事項
- 七 經濟法令に関する違反行爲について、警察その他の行政機關の行う予防及び捜査の状況並びにその改善についての一般的情報収集（個々の事件の捜査に関する証拠についての情報収集を除く。）に関する事項

八 隠匿藏物資の調査及び供出の促進に関する事項

第二條 中央經濟調査廳に長官一人、次長一人及び部長三人並びに政令の定めるところにより經濟調査官その他所要の職員を置く。

第三條 中央經濟調査廳に中央經濟調査廳官房、監査部、査察部及び物資調査部を置く。

2 官房及び各部の分掌事項及び分課は、長官がこれを定める。

第四條 長官は、國務大臣を以てこれに充てる。
2 長官は、廳務を統理し、部下の職員を指揮監督する。

3 次長は、長官を補佐し、廳務を掌理する。
4 部長は、經濟調査官を以て、これに充てる。部長は、上官の命を受けて、部の事務を掌理する。

第五條 中央經濟調査廳の職員は、國家公務員法の規定に従つて、これを任命する。

第六條 第一條第二項の事務に關し中央經濟調査廳及び關係各廳の間の連絡調整を図るため、中央經濟調査廳に、中央經濟調査委員會を置く。

2 委員會は、委員長及び委員を以て、これを組織する。

3 委員長は、次長を以て、委員は、法務廳、最高檢察廳、經濟安定本部、物價廳、建設院、中央經濟調査廳及び國家地方警察本部の官吏並びに大藏、厚生、農林、商工及び運輸の各省部内の官吏の中から、内閣總理大臣が、これを任命する。

4 委員會は、第一條第二項の事務について、長官に建議することができる。

5 前四項に規定するものの外、委員會に關し必要な事項は、長官が、これを定める。

第二章 管区經濟調査廳

第七條 全國を八經濟調査管区に分ち、各經濟調査管区に、管区經濟調査廳を置く。

2 管区經濟調査廳は、内閣總理大臣の管理に屬し、當該經濟調査管区における第一條第二項の事務を掌る。

3 經濟調査管区の区域及び名称並びに管区經濟調査廳の位置及び名称は、別表第二による。

第八條 各管区經濟調査廳に廳長一人、部長二人及び総務課長一人並びに政令の定めるところにより經濟調査官その他所要の職員を置く。

第九條 各管区經濟調査廳に総務課、監査部及び査察部を置く。

2 総務課及び各部の分掌事項並びに各部の分課は、廳長が、これを定める。

第十條 廳長は、經濟調査官を以て、これに充てる。廳長は、中央經濟調査廳長官の指揮監督を受け、廳務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

2 部長は、經濟調査官を以て、これに充てる。部長及び総務課長は、廳長の命を受けて部又は課の事務を掌理する。

第十一條 管区經濟調査廳の職員は、國家公務員法の規定に従つて、これを任命する。

第十二條 各經濟調査管区における第一條第二項の事務に関し管区經濟調査廳及び関係各廳の連絡調整を図るため、各管区經濟調査廳に、管区經濟調査委員会を置く。

2 委員会は、委員長及び委員を以て、これを組織する。

3 委員長は、廳長を以て、委員は、第六條第三項に規定する各省各廳部内の地方行政機関の職員（北海道にあつては北海道知事を含む。）及び高等檢察廳の官吏の中から中央經濟調査廳長官が、これを任命する。

4 委員会は、当該經濟調査管区における第一條第二項の事務について、廳長に建議することができ

5 前四項に規定するものの外、委員会に関し必要な事項は、中央經濟調査廳長官が、これを定める。

第三章 地方經濟調査廳

第十三條 都府縣の区域ごとに、地方經濟調査廳を置く。北海道に四以内の地方經濟調査廳を置く。

2 地方經濟調査廳は、内閣総理大臣の管理に属し、當該区域における第一條第二項第一号第二号第四号乃至第八号の事務を掌る。

第十四條 各地方經濟調査廳に廳長一人及び政令の定めるところにより經濟調査官その他所要の職員を置く。

第十五條 廳長は、經濟調査官を以て、これに充てる。廳長は、管区經濟調査廳長の指揮監督を受け、廳務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

第十六條 地方經濟調査廳の職員は、國家公務員法の規定に従つて、これを任命する。

第十七條 各地方經濟調査廳の管轄区域における第一條第二項第一号第二号第四号乃至第八号の事務に関し、地方經濟調査廳及び関係各廳の間の連絡調整を図るため、各地方經濟調査廳に、地方經濟調査委員会を置く。

2 委員会は、委員長及び委員を以て、これを組織する。

3 委員長は、廳長を以て、委員は、第六條第三項に規定する各省各廳部内の地方行政機関（都道府縣國家地方警察本部を含む。）及び地方檢察廳の官吏並びに關係各廳の吏員の中から、管区經濟調査

- 廳長が、これを任命する。
- 4 委員会は、当該地方経済調査廳の管轄する区域における第一條第二項第一号第二号第四号乃至第八号の事務について、地方経済調査廳長に建議することができる。
 - 5 前四項に規定するものの外、委員会に関し必要な事項は、中央経済調査廳長官が、これを定める。

第四章 経済調査官の定員及び権限

- 第十八條 経済調査官の定員は、全國を通じて三千五百人を超えてはならない。
- 第十九條 経済調査官は、上官の命を受け、第一條第二号各号の事務を掌る。
- 2 経済調査官は、経済法令に関する違反事件を調査するため必要な取調をすることができる。但し強制の処分は、この法律又は他の法律に特別の定のある場合でなければ、これを行うことができない。
- 3 経済調査官は、前項の調査について、公務所に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- 第二十條 経済調査官は、経済法令に関する違反事件を調査するため必要があるときは適當な裁判所の裁判官から臨檢、搜索又は差押の許可状を受けることができる。
- 2 前項の許可状の請求は、経済法令に関する違反事件があると疑うにたりる相当の理由を宣誓により明示した書面を提出して、これをしなければならぬ。

- 3 第一項の許可状の請求があつた場合、裁判官は、経済法令に関する違反事件があると疑うにたりる相当の理由があると認めるときは、臨檢すべき場所、搜索すべき場所、身体若しくは物件又は差押すべき物件、請求者の官職及び氏名、有効期間並びに所属裁判所を記載し且つ自己の氏名を記し、押印をした許可状を経済調査官に交付しなければならない。この場合において、違反嫌疑者の氏名及び理由となつてゐる違反事実が明らかなきときは、裁判官は、これらの事項をも記載しなければならない。
 - 4 経済調査官は、第一項の許可状を他の経済調査官に交付して、調査させることができる。
 - 5 経済調査官は、第一項の許可状に基き調査するときは、許可状の執行に従い且つ差押及び身体についての搜索をする所轄の警察官又は警察吏員を同行しなければならない。
 - 6 経済調査官は、第一項の許可状に基き調査をすることができるが差押と身体についての搜索は、警察官又は警察吏員に限りこれを行うことができる。
- 第二十一條 経済調査官は、経済法令に関する現行犯人を逮捕する場合においては、前條第一項の許可状を受けないで、その違反現場で、臨檢、搜索又は差押をすることができる。但し、差押をしたときは、関係人に受領書を交付し、且つ差押物件を二十四時間以内に警察官又は警察吏員に引き渡さなければならない。
- 第二十二條 経済調査官は、職務を行うにあつては、その身分を証明すべき証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを示さなければならない。

第二十三條 経済調査官は、搜索をしたときは、その始終を記載し、立会人に示し、ともに署名押印しなければならない。立会人が署名せず又は署名押印することができないときはその旨を附記しなければならない。

第二十四條 経済調査官は、経済法令に関する違反事件を調査するため必要があるときは、適當な裁判所の裁判官の許可状を受けて警察官又は警察吏員を同行し、その者に違反嫌疑者の逮捕を求めることができる。

2 前項の許可状の請求については、第二十一條第二項の規定を準用する。

3 第一項の許可状の請求があつた場合、裁判官は、経済法令に関する違反事件があると疑うに足りる相當な理由があると認めるときは、違反嫌疑者の氏名及び住居、請求者の氏名及び官職、有効期間並びに所屬裁判所を記載し、違反事実を明示し、且つ自己の氏名を記し、押印した許可状を経済調査官に交付しなければならない。

4 経済調査官は、第一項の許可状を他の経済調査官に交付し、その者に同項の権限を行わせることができる。

5 経済調査官は、経済法令に関する現行犯人がその場所にいるときは、許可状を受けずに、これを逮捕することができる。現行犯人を逮捕した場合、経済調査官は、留置の必要のあるときは、これを警察官又は警察吏員に引き渡さなければならない。この場合、警察官又は警察吏員がその身柄を檢察官に送致するのは、経済調査官が現行犯人を逮捕したときから四十八時間を超えてはならない。

第二十五條 経済調査官は、前條第五項の規定により現行犯人を逮捕して引渡し、又は第二十一條の規定により物件を差押えて引き渡し、前條第一項又は第二十二條の規定により警察官若しくは警察吏員が違反嫌疑者を逮捕し、又は物件の差押をしたときは、事件を告発するまでは、何時でも違反嫌疑者を取り調べ、差押物件につき調査することができる。

2 経済調査官が現行犯人を逮捕し、又はその求めにより警察官若しくは警察吏員が違反嫌疑者を逮捕したときの事件の告発その他の処理については、刑事訴訟に関する法令の規定を準用する。

第二十六條 経済調査官は、違反事件の調査によつて心証を得たときは、檢察官に事件を告発しなければならない。

第二十七條 経済調査官は、経済法令に関するいかなる違反事件についても、又いかなる地域においてもその職務を行うことができる。

第二十八條 この法律の規定による警察官又は警察吏員の行爲については、刑事訴訟に関する法令の規定を準用する。

第五章 補則

第二十九條 警察官又は警察吏員は、経済調査官から第二十條第五項の規定による同行を求められ、又は第二十四條第一項の規定による違反嫌疑者の逮捕を求められたときは、これに應じなければならない。

第三十條 管区經濟調査廳長又は地方經濟調査廳長は、經濟調査官の行う經濟法令に関する違反事件の調査につき必要がある場合には、その管轄する区域内の都道府縣警察長又は市町村警察長に対して、実力による應援を求めることができる。

2 都道府縣警察長又は市町村警察長は、前項の規定により應援を求められたときは、できる限り、これに應じなければならない。

第三十一條 警察その他の行政機關は、第一條第二項第五号、第七條第二項又は第十三條第二項の規定による勧告があつたときは、できる限り、これに基いて經濟法令に関する違反行爲の予防及び捜査を行わなければならない。

第三十二條 經濟調査官は、第一條第二項第七号、第七條第二項又は第十三條第二項の規定による情報収集の結果、經濟法令に関する違反行爲につき警察その他の行政機關の行う予防又は捜査の措置が相当でないと料するときは、その是正に関する意見を中央經濟調査廳長官に具申しなければならない。

2 中央經濟調査廳長官は、第一條第二項第七号の規定による情報収集の結果、又は前項の規定による具申により經濟法令に関する違反行爲につき警察その他の行政機關の行う予防又は捜査の措置が相当でないと料するときは、その是正に關し、当該行政機關の行う捜査又は予防についての最高監督機關に勧告することができる。

第三十三條 中央經濟調査廳長官は、第一條第二項第三号又は第七條第二項の規定による監督の結果

必要があるときは、經濟安定本部總裁に対し、經濟安定本部令第十五條の規定による命令を発するよう意見を具申することができる。

第三十四條 中央經濟調査廳長官は、命令の定めるところにより經濟統制を円滑に実施するため必要があるときは、その所轄事項について、物資の生産又は配給の事業を営む者に対し、帳簿の作成又は報告書の提出を命じ、經濟調査官をして当該帳簿を検査させることができる。

2 中央經濟調査廳長官及び管区經濟調査廳長は、第一條第二項又は第七條第二項の規定による監査をするため必要があるときは、行政機關から報告を求めることができる。

第三十五條 前條第一項の規定による帳簿の作成又は報告書の提出をせず、若しくは帳簿又は報告書に虚欺の記載をした者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第三十六條 この法律は、經濟法令に関する違反事件を積極的に捜査すべき警察官及び警察吏員その他の行政機關の責務を軽減するものではない。

附則

第三十七條 この法律は、公布の日からこれを施行する。

經濟調査廳の職員については、國家公務員法の規定が適用せられるまでの間、次の規定を適用する。

一 中央經濟調査廳の次長は、一級とする。中央經濟調査廳におかれる一級の官吏の定員は四人とする。

- 二 中央經濟調査廳の長官は、部内の三級の官吏の進退を専行する。
- 三 中央經濟調査廳の部長は、一級の經濟調査官を以て、これに充てる。
- 四 各管区經濟調査廳に置かれる一級の官吏の定員は、三人とする。
- 五 管区經濟調査廳長は、一級の經濟調査官を以て、これに充てる。廳長は、管区經濟調査廳及び地方經濟調査廳の三級の官吏の進退を専行する。
- 六 管区經濟調査廳の部長は、一級の經濟調査官を以て、總務課長は、二級の官吏を以てこれに充てる。

- 七 地方經濟調査廳に置かれる一級の官吏の定員は、通じて八人以内とする。
- 八 地方經濟調査廳長は、一級又は、二級の經濟調査官を以て、これに充てる。

第三十八條 經濟安定本部令の一部を次のように改正する。

2 第一條中「各廳事務の綜合調整及び推進並びに施策の実施に関する監査及びこれに関連する經濟統制の勵行」を並びに各廳事務の綜合調整及び推進に改める。

第三條第一項中「經濟安定本部副長官 一級」を「經濟安定本部副長官 一級」に改め、「經濟安定本部經濟調査官 三人」を「經濟安定本部副長官 一級」に改め、「經濟安定本部經濟調査官 二百六十四人 二級 專任 四百 五人 三級」を削る。

第四條中「並びに地方經濟安定局長」を削り、「總理廳事務官又は總理廳技官」を削る。

第四條中「並びに地方經濟安定局長」を削り、「總理廳事務官又は總理廳技官」を削る。

内三十八人を一級とすることをできる、を「總理廳事務官又は總理廳技官 專任 五百八十一人 三級 專任 五百五十八人 二級 專任 五百七十二人 三級」に改める。

第十一條 削除

第十四條中「部員又は地方經濟安定局長」を、「又は部員」に改める。

第三十九條 大正十二年勅令第五百二十八号（司法警察官吏及び司法警察官吏の職務を行うべき者の指定等に關する件）の一部を次のように改正する。

第二條の二を削る

別紙第一

- 一 電氣事業法（第十五條の三に係る部分に限る）
- 二 食糧管理法
- 三 食糧緊急措置令
- 四 隱匿物資等緊急措置令
- 五 物價統制令
- 六 地代家賃統制令
- 七 臨時物資需給調整法

經濟調査廳法

八 ベンゾールの使用制限に関する件(昭和二十一年商工省令第四十八号)
九 飲食營業緊急措置令

別表第二

經濟調査管区の区域	經濟調査管区の名称	管区經濟調査廳の位置	管区經濟調査廳の名称
東京都 神奈川縣 埼玉縣 千葉縣 栃木縣 茨城縣 群馬縣 新潟縣 長野縣 山梨縣	東京經濟調査管区	東京	東京管区經濟調査廳
大阪府 京都府 兵庫縣 奈良縣 和歌山縣 滋賀縣 福井縣	大阪經濟調査管区	大阪	大阪管区經濟調査廳
北海道	札幌經濟調査管区	札幌	札幌管区經濟調査廳

宮城縣 岩手縣 福島縣 秋田縣 青森縣 山形縣	仙台經濟調査管区	仙台	仙台管区經濟調査廳
愛知縣 靜岡縣 三重縣 岐阜縣 富山縣 石川縣	名古屋經濟調査管区	名古屋	名古屋管区經濟調査廳
廣島縣 山口縣 岡山縣 鳥取縣 島根縣	廣島經濟調査管区	廣島	廣島管区經濟調査廳
香川縣 愛媛縣 德島縣 高知縣	高松經濟調査管区	高松	高松管区經濟調査廳
福岡縣 熊本縣 大分縣 長崎縣 佐賀縣 鹿兒島縣 宮崎縣	福岡經濟調査管区	福岡	福岡管区經濟調査廳

消防法

(昭和二十三年七月二十四日
法律第百八十六号)

消防法目次

- 第一章 総則
- 第二章 火災の予防
- 第三章 危険物
- 第四章 消火の設備
- 第五章 火災の警戒
- 第六章 消火の活動
- 第七章 火災の調査
- 第八章 雑則
- 第九章 罰則
- 附則

消防法

第一章 総則

第一條 この法律は、火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、國民の生命、身体及び財産を火災から保護

するとともに、水火災又は地震等の災害に因る被害を軽減し、もつて安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。

第二條 この法律の用語は左の例による。

防火対象物とは、山林又は舟車、船きよ若しくはふ頭に繋留された船舶、建築物その他の工作物若しくはこれらに属する物をいう。

消防対象物とは、山林又は舟車、船きよ若しくはふ頭に繋留された船舶、建築物その他の工作物又は物件をいう。

関係者とは、防火対象物又は消防対象物の所有者、管理者又は占有者をいう。

関係のある場所とは、防火対象物又は消防対象物のある場所をいう。

舟車とは、船舶安全法第二條第一項の規定を適用しない船舶、端舟、はしけ、被曳船その他の舟及び車兩をいう。

危険物とは、別表に掲げる発火性又は引火性物品をいう。

消防隊とは、消防器具を装備した消防吏員又は消防團員の一隊をいう。

第二章 火災の予防

第三條 消防長(消防長を置かない市町村においては市町村長をいう。以下同じ。)又は消防署長は、屋外において火災の予防に危険であると認める行為者又は消防の活動に支障になると認める物件の所有者、管理者又は占有者で権原を有する者に対して、左の各号に掲げる必要な措置をとるべきこ

消防法

六二一

とを命ずることができる。

- 一 火遊び、喫煙、たき火の禁止若しくは制限又はたき火の場合の消火準備
- 二 残火、取灰又は火粉の始末
- 三 放置せられた危険物その他の燃焼の虞のある物件の処理
- 四 みだりに存置又は放置せられた物件の整理、移動又は撤去

第四條 消防長又は消防署長は、火災予防のために必要があるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該消防職員にあらゆる仕事場、工場又は公衆の出入する場所その他の関係のある場所に立ち入つて、防火対象物の位置、構造、設備及び管理の状況を検査させることができる。但し、個人の住居は、関係者の承諾がなければ立ち入らせてはならない。

前項の規定による立入及び検査は、左の各号に定める区分に従い当該各号に定める時間内に行わなければならない。但し、山林に立ち入つて検査する場合及び当該舟車、船きよ若しくはふ頭に繋留された船舶又は建築物その他の工作物の関係者の同意を得た場合は、この限りでない。

- 一 興行場、百貨店、旅館、飲食店その他公衆の出入する場所で市町村条例の指定するものについてはその場所の公開時間内。
- 二 工場、事業場その他多数の者の勤務する場所で市町村条例の指定するものについては、その場所の従業時間内。
- 三 前二号に規定する以外の場所（個人の住居は関係者の承諾を得なければならない。）については、

日出から日没までの時間。但し、特に緊急の必要がある場合又は四十八時間以前にその旨をその場所に在る舟車、船きよ若しくはふ頭に繋留された船舶又は建築物その他の工作物の関係者に通告した場合に限る。

消防職員は、第一項の規定により関係のある場所に立ち入る場合においては、市町村長の定める証票を関係者に示さなければならない。

消防職員は、第一項の規定により関係のある場所に立ち入る場合においては、関係者の業務を妨害してはならない。

消防職員は、第一項の規定により関係のある場所に立ち入つて検査を行つた場合に知り得た関係者の秘密をみだりに他に漏らしてはならない。

第五條 消防長又は消防署長は、防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について火災の予防上必要があると認める場合又は火災が発生したならば、人命に危険であると認める場合には、権原を有する関係者に対し、当該防火対象物の改修、移轉、除去、使用の禁止、停止若しくは制限、工事の停止若しくは中止その他の必要な措置をなすべきことを命ずることができる。但し、建築物その他の工作物で、それが他の法令により建築、増築、改築又は移築の許可又は認可を受け、その後事情の変更してないものについては、この限りでない。

第六條 前條の規定による命令を受けた者は、その命令に不服があるときは、その命令を受けた日から十日以内に、当該防火対象物の所在地を管轄する裁判所に訴を提起することができる。

前條の規定による命令は、前項の訴の提起によつてその効力を妨げられることはない。但し、当該命令を取り消す旨の判決があつたときは、この限りでない。

前項但書の場合においては、前條の規定による命令によつて生じた損失に対しては、時價によりこれを補償するものとする。

前條に規定する防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法令に違反していないときは、前項の規定にかかわらず、前條の規定による命令によつて生じた損失に対しては、時價によりこれを補償するものとする。

前二項の規定による補償に要する費用は、当該市町村の負担とする。

第七條 建築物の新築、増築、改築、移築、用途変更又は使用について許可又は認可をする権限を有する行政廳は、当該建築物の工事施行地を管轄する消防長又は消防署長の火災の予防上当該許可又は認可が支障ない旨の同意を得なければ、当該許可又は認可をすることができない。

第八條 学校、工場、興行場、百貨店、危険物の製造所又は処理所その他市町村長の指定する建築物その他の工作物の所有者、管理者又は占有者は防火責任者を定め、消防計画を立てその訓練を行わなければならない。

第九條 かまど、風呂場その他火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のある設備の位置、構造及び管理、こんろ、こたつその他火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のある器具の取扱その他火の使用に関し火災の予防のために必要な事項は、市町村條例でこれを定める。

第三章 危険物

第十條 市町村條例で定める数量以上の危険物は、貯蔵所以外の場所でこれを貯蔵し、又は取り扱つてはならない。但し、その定めた数量の三十倍未満のものについて、所轄消防長又は消防署長の指定する安全な場所に、十日以内に限り、これを仮に貯蔵する場合は、この限りでない。

危険物で別表に掲げる類の別を異にするものは、これを同一の貯蔵所（不燃材料で構成した隔壁で完全に区分された室が二以上ある貯蔵所においては同一の室。）において貯蔵し、又は取り扱つてはならない。

危険物は、貯蔵所において市町村條例で定める数量を超えてこれを貯蔵してはならない。

貯蔵所の位置、構造及び設備の制限について必要な事項は、市町村條例でこれを定める。

第十一條 市町村條例で定める数量以上の危険物は、所轄消防長又は消防署長の許可を受けた場合を除く外、日出前又は日没後においてこれを取り扱つてはならない。

第十二條 貯蔵所を設置しようとする者は、市町村條例の定めるところにより市町村長の許可を受けなければならない。市町村條例で定める事項について変更しようとする者も、また同様とする。

貯蔵所を廃止しようとする者は、その旨を市町村長に届け出なければならない。
第十三條 貯蔵所を設置した者（その地位を承継した者を含む。）はその貯蔵所の取扱主任者を定め、これを所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。

前項の取扱主任者は、市町村条例で定める資格を具えなければならない。
貯蔵所においては、取扱主任者以外の者は、取扱主任者が立ち会わなければ、危険物を取り扱つてはならない。

第十四條 市町村条例で定める資格を有する映写技術者でない者は、興行その他公衆の観覧に供する目的をもつて、緩燃性でない映画を上映するために、映写機を操作してはならない。
常時映画を上映する建築物その他の工作物の所有者、管理者又は占有者は、市町村条例で定める資格を有する所屬の映写技術者を定めて、これを所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。

第十五條 映写室は、市町村条例で定める構造及び設備を具備しなければならない。

映写室を設置し、又は廃止した者及び映写室のない場所で、公衆の観覧に供する目的をもつて、緩燃性でない映画を上映しようとする者は、市町村条例の定めるところにより、これを所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。

第十六條 前六條に規定するものの外、危険物の貯蔵、運搬、詰替その他の取扱に關し、火災の予防上必要な事項は、市町村条例でこれを定める。

第十條乃至第十三條の規定は、船舶、鉄道及び軌道による危険物の貯蔵、運搬、詰替その他の取扱には、これを適用しない。

第四章 消火の設備

第十七條 学校、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店その他市町村条例の指定する建築物その他の工作物の所有者、管理者又は占有者は、市町村条例の定めるところにより、消火器その他消防の用に供する機械器具及び消防用水並びに避難器具を設備しなければならない。

第十八條 何人も、みだりに火災報知機、消火栓、消防の用に供する貯水施設又は消防の用に供する望楼若しくは警鐘台を使用し、損壞し、撤去し、又はその正当な使用を妨げてはならない。
何人も、みだりに命令で定める消防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

第十九條 消防の用に供する機械器具及び設備の規格は、國家消防廳がこれを勧告する。

第二十條 消防に必要な水利の基準は、國家消防廳がこれを勧告する。
消防に必要な水利施設は、当該市町村がこれを設置し、維持し及び管理するものとする。但し、水道については、当該水道の管理者が、これを設置し、維持し及び管理するものとする。

第二十一條 消防長又は消防署長は、池、泉水、井戸、水そうその他消防の用に供し得る水利についてその所有者、管理者又は占有者の承諾を得て、これを消防水利に指定して、常時使用可能の状態に置くことができる。

前項の水利を変更し、撤去し、又は使用不能の状態に置こうとする者は、予め所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。

第五章 火災の警戒

第二十二條 中央氣象台長、管区氣象台長又は測候所長は、氣象の状況が火災の予防上危険であると

認めるときは、その状況を直ちにその地を管轄する都道府県知事に通報しなければならない。

都道府県知事は、前項の通報を受けたときは、直ちにこれを市町村長に通報しなければならない。

市町村長は、前項の通報を受けたときは、火災に関する警報を発することができる。

前項の規定による警報が発せられたときは、警報が解除されるまでの間、その市町村の区域内に在る者は、市町村条例で定める火の使用の制限に従わなければならない。

第二十三條 市町村長は、火災の警戒下特に必要があると認めるときは、期間を限つて、一定区域内におけるたき火又は喫煙の制限をすることができる。

第六章 消火の活動

第二十四條 火災を発見した者は、遅滞なくこれを消防署又は市町村長の指定した場所に通報しなければならない。

すべての人は、前項の通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

第二十五條 火災が発生したときは、当該消防対象物の関係者その他命令で定める者は、消防隊が火災の現場に到着するまで消火若しくは延焼の防止又は人命の救助を行わなければならない。

前項の場合においては、火災の現場附近に在る者は、前項に掲げる者の行う消火若しくは延焼の防止又は人命の救助に協力しなければならない。

第二十六條 消防車が火災の通報に應じて現場に赴くときは、車馬及び歩行者はこれに道路を譲らなければならない。消防車が接近したときは、自動車、牛馬車、手引車、自轉車等は道路左側にでき

る限り寄り添い、消防車が通過するまで停止しなければならない。路面電車は火災のため出動の消防車の接近を知るときは、停車して、その通過するまで動いてはならない。

消防車は火災の現場に出動するときに限りサイレンを用いることができる。時速は六十キロメートルを超えてはならない。消防署に引き返す途中その他の場合は、鐘又は警笛を用い、一般の車馬規定による最高速度を超えてはならない。その他一般交通規則に従わなければならない。

第二十七條 消防隊は、火災の現場に到着するために緊急の必要があるときは、一般交通の用に供しない通路若しくは公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

第二十八條 火災の現場においては、消防吏員又は消防團員は、消防警戒区域を設定して、命令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。

消防吏員又は消防團員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防團員の要求があつたときは、警察官又は警察吏員は、前項に規定する消防吏員又は消防團員の職権を行うことができる。

火災現場の上席消防員の指揮により消防警戒区域を設定する場合には、現場に在る警察官又は警察吏員は、これに援助を興える義務がある。

第二十九條 消防吏員又は消防團員は、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のために必要があるときは、火災が発生せんとし、又は発生した消防対象物及びこれらのもの所在の土地を使用し、收用し、処分し又はその使用を制限することができる。火災が発生した消防対象物に隣接する消防對

象物で延焼の虞があると認めるものについても、また同様とする。

消防長又は消防署長は、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のために緊急の必要があるときは、前項に規定する消防対象物及び土地以外の消防対象物及び土地を使用し、收用し、処分し又はその使用を制限することができる。この場合においては、そのために損害を受けた者からその損失の補償の要求があるときは、時價により、その損失を補償するものとする。

前項の規定による補償に要する費用は、当該市町村の負担とする。

消防吏員又は消防団員の緊急の必要があるときは、火災の現場附近に在る者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。

第三十條 火災の現場に対する給水を維持するために緊急の必要があるときは、消防長又は消防署長は、用水路の水門、樋門又は水道の制水弁の開閉を行うことができる。

消防長又は消防署長は、火災の際の水利の使用及び管理について当該水利の所有者、管理者又は占有者と予め協定することができる。

第七章 火災の調査

第三十一條 消防長又は消防署長は、放火又は失火の犯罪があると認めるときは、直ちにこれを所轄警察署に通報するとともに必要な証拠を集めてその保全につとめなければならない。但し、國家消防廳において放火又は失火の犯罪捜査の協力の勸告を行うときは、これに従わなければならない。

第三十二條 消防長又は消防署長は、消火活動をなすとともに火災の原因並びに火災及び消火のため

に受けた損害の調査に着手しなければならない。

第三十三條 消防長又は消防署長及び関係保険会社の認めた代理者は、火災の原因及び損害の程度を決定するために火災により破損され又は破壊された財産を調査することができる。

第三十四條 消防長又は消防署長は、前條の規定により調査をするために必要があるときは、関係者に対して必要な資料の提出を命じ、又は当該消防職員に關係のある場所に立ち入つて、火災により破損され又は破壊された財産の状況を検査させることができる。

第四條第一項但書及び第二項乃至第五項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第三十五條 放火又は失火の疑いのあるときは、その調査の主たる責任者は消防長又は消防署長とする。

前項の規定は警察官又は警察吏員が犯罪(放火犯を含む。)を捜査し、犯人(放火犯人を含む。)を逮捕する責任を免れしめない。放火及び失火絶滅の共同目的のために消防吏員及び警察官又は警察吏員は、互いに協力しなければならない。

第八章 雜則

第三十六條 第十八條第二項、第二十二條及び第二十四條乃至第二十九條の規定は、水災その他の災害に関してこれを準用する。

第三十七條 特別区の存する区域においては、この法律中市町村、市町村長又は市町村條例とあるのは、夫々これを都、都知事又は都條例と読み替えるものとする。

第九章 罰則

第三十八條 第十八條第一項の規定に違反して、みだりに消防の用に供する望樓又は警鐘台を損壊し、又は撤去した者は、これを七年以下の懲役に処する。

第三十九條 第十八條第一項の規定に違反して、みだりに火災報知機、消火栓又は消防の用に供する貯水施設を損壊し、又は撤去した者は、これを五年以下の懲役に処する。

第四十條 左の各号の一に該当する者は、これを二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

前項の罪を犯した者に対しては、情状により懲役及び罰金を併科することができる。但し、刑法に正條がある場合にはこれを適用しない。

一 第二十六條の規定による消防車の通過を故意に妨害した者

二 消防団員が、消火活動又は水災その他の災害の警戒防禦及び救護に従事するにあたり、その行為を妨害した者

三 第二十五條(第三十六條において準用する場合を含む。)又は第二十九條第四項(第三十六條において準用する場合を含む。)の規定により消火若しくは延焼の防止又は人命の救助に従事する者に対し、その行為を妨害した者

前項の罪を犯し、因つて人を死傷に至らしめた者は、本法又は刑法により、重きに從つて処断する。

第四十一條 左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は二万五千円以下の罰金に処する。

る。

前項の罪を犯した者に対しては、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

一 第五條の規定による命令に違反した者

二 第十條第一項又は第二項の規定に違反した者

三 第十五條の規定に違反した者

第四十二條 左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は一万二千円以下の罰金に処する。

前項の罪を犯した者に対しては、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

一 第十條第三項、第十一條又は第十二條第一項の規定に違反した者

二 第十三條第一項の規定に違反して取扱主任者を定めないうで事業を行つた者

三 第十三條第二項の規定に違反して市町村條例で定める資格を具えない者を取扱主任者に定めた者

四 第十三條第二項の規定による取扱主任者の資格を詐称した者

五 第十三條第三項の規定に違反した者

六 第十四條第一項の規定に違反した者

七 第十四條第二項の規定に違反して所屬の映写技術者を定めないうで事業を行つた者

第四十三條 第十六條の規定による市町村條例には、これに違反した者に対し、三箇月以下の懲役又

は五千円以下の罰金に処し、情状により懲役及び罰金を併科することができる旨の規定を設けることができる。

第四十四條 左の各号の一に該当する者は、二千円以下の罰金又は拘留に処する。

- 一 第三條の規定による命令に従わなかつた者
- 二 第四條又は第三十四條の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は故なく第四條又は第三十四條の規定による消防職員の立入若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 三 第十三條第一項又は第十四條第二項の規定による届出を怠つた者
- 四 第十八條第一項の規定に違反し、みだりに火災報知機、消火栓、消防の用に供する貯水施設又は消防の用に供する望樓若しくは警鐘台を使用し、又はその正当な使用を妨げた者
- 五 第十八條第二項の規定に違反した者
- 六 第二十一條の規定による届出をしないで消防水利を使用不能の状態に置いた者
- 七 第二十二條第四項又は第二十三條の規定による制限に違反した者
- 八 故なく消防署又は第二十四條(第三十六條において準用する場合を含む。)^ノの規定による市町村長の指定した場所に火災発生^ノの虚偽の通報をした者
- 九 第二十八條第一項(第三十六條において準用する場合を含む。)^ノの規定による退去の命令又は出入の禁止若しくは制限に従わなかつた者

入の禁止若しくは制限に従わなかつた者

十 第三十三條の規定による火災後の被害状況の調査を拒んだ者

第四十五條 事業主は、その代理者、同居者、雇人その他の従業者がその業務に関し第十條第一項乃至第三項、第十一條、第十二條第一項、第十三條、第十四條第二項、第十五條の規定並びに第十六條の規定による市町村條例の規定に違反したときは、自己の指揮に出ないという故をもつて、その処罰を免れることはできない。

第四十六條 この法律又は第十六條の規定による市町村條例により、事業主に適用すべき罰則は、その者が法人であるときは、理事、取締役その他法人の業務を執行する役員に、未成年者又は禁治産者であるときは、その法定代理人にこれを適用する。但し、營業に關し成年者と同一の能力を有する未成年者については、この限りでない。

附則

第四十七條 この法律は、昭和二十三年八月一日から、これを施行する。

第四十八條 この法律により許可を受け、又は届出をなさなければならぬ事項で、この法律施行前に警視廳令又は都道府縣令により許可又は認可を受け、又は届出をなし、その後事情の変更しないものについては、これをこの法律により当該許可又は認可を受け、又は当該届出をなしたものとみなす。

別表

類別	品名	類別	品名
第一類	塩素酸塩類 過塩素酸塩類 硝酸塩類 過マンガン酸カリウム	第四類	ベンゼン アセトン メチルエチルケトン アルコール類 さく酸エステル類 キシロール 第二種石油 樟脳油 松根油 タレオソート油 第三種石油 動物油脂
第二類	黄りん 赤りん 硫化りん	第五類	ニトロセルローズ セルロイド類 芳香系列の硝化物
第三類	金属カリウム 金属ナトリウム マグネシウム粉 過酸化物質 カーバイド りん化石灰 金属粉 生石灰	第六類	発煙硫酸 発煙硝酸 無水硫酸
	エーテル 二硫化炭素 コロジオン 第一種石油 ソルベントナフサ		

備考

- 一 石油とは、原油、原油分溜及び分解製品並びに天然ガスの分離製品で常温で液状をなすものをいう。(頁岩油、石炭液化油、「タール類」分溜油その他これに類する油類を含む。)(「アーベルペンスキ」又は「ペンスキールテンス」引火点測定器を用いて七六〇ミリメートルの気圧において引火点が攝氏二十一度未満のものを第一種石油、二十一度以上七十度未満のものを第二種石油、七十度以上のものを第三種石油という。
- 二 セルロイドとは、セルロイド素地、屑、加工品及びフィルムをいう。
- 三 アルコール類にはエチール、メタノール、アタノール及び変性アルコールを含む。
- 四 マグネシウム粉には写真撮影その他の用に供する閃光粉を含む。
- 五 アルコール又はベンゼンを主剤とした塗料稀薄剤は、アルコール又はベンゼンとみなす。


正誤表

頁	行	誤	正
目次 二頁	一行目	商事非訟事件	商事非訟事件
〃 五頁	八行目	昭和二三、七、一二法律第一四七号	昭和二三、八、一法律第二〇六号
本文 一頁	五行目	「檢察官の………に関する法律」	(檢察官の………に関する法律)
〃 四七頁	一二行目	第二百七十七條に下記の一項を加へる	前項ノ決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得
〃 六九頁	四行目	審判	審決
〃 七〇頁	一六行目	第三十一條ノ一から	第三十一條ノ二から
〃 二二頁	二行目	第三條の次に下記の一條を加へる	第四條 この法律の適用にあつては、國民の權利を不当に侵害しないように留意し、その本來の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用するようなことがあつてはならない。
〃 二五六頁	一三行目	第五十六條中	第五十六條中
〃 五四九頁	一四行目	在リテハ其ノ中ニ就キ	在リテハ其ノ者ノ中ニ就キ
〃 五五五頁	三行目	委員」を	委員又ハ市會議員區選舉管理委員會及市會議員區選舉管理委員」を
〃 五五五頁	六行目		第四百四十八條第二項を削除する

第二回國會通過法律集

續編

法
務
廳



~~320~~
~~552~~
CZ
4
5



15855

法律集「続編」の編集印行について
先きに本年七月第二回国会通過法務(司
法)関係法律集と題して編集印行したもの
は、廣く司法関係の法律を選択して急速に
法務廳及び最高裁判所関係の利用に供した
のであるが、同国会通過の法律は總計二百
十三件を数え、右法律集に收めていない多
数の法律が残つていたので、今回、これを
すべて収録して、続編と題して編集印行し
た次第である。従つて、同国会関係のもの
はこれを以て終了したわけである。今後の
国会通過の法律についてもその都度急速に
同種ものを編集印行して行く予定であ
る。編集印行について御意見があれば御申
出を願いたい。

昭和二十三年八月

法務廳 法規課

第二回國會通過法律集

目次

國會關係

一、國立國會圖書館法……………(昭和二三、二、九法律第五号)……………一

一、國立國會圖書館建築委員會法……………(昭和二三、二、九法律第六号)……………六

一、議院事務局法の一部を改正する法律……………(昭和二三、七、五法律第九〇号)……………七

一、議院法制局法……………(昭和二三、七、五法律第九二号)……………八

一、國會職員法の一部を改正する法律……………(昭和二三、七、五法律第九一号)……………九

一、國會議員の歳費旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律……………(昭和二三、七、五法律第八八号)……………一一

一、國會閉会中委員会が審査を行う場合の委員の手当に関する法律……………(昭和二三、七、五法律第八九号)……………一二

行政官廳關係

一、賠償廳臨時設置法……………(昭和二三、一、三二法律第三号)……………一三

- 一、連絡調整事務局臨時設置法……………(昭和二三、一、三一法律第四号)……………一三
- 一、石炭廳設置法……………(昭和二三、五、一〇法律第四〇号)……………一五
- 一、政務次官の臨時設置に関する法律……………(昭和二三、四、一四法律第二六号)……………一六
- 一、建設省設置法……………(昭和二三、七、八法律第一一三号)……………一七
- 一、行政管理廳設置法……………(昭和二三、七、一法律第七七号)……………二一
- 一、水産廳設置法……………(昭和二三、七、一法律第七八号)……………二三
- 一、新聞出版用紙割当事務廳設置法……………(昭和二三、八、三法律第二一一号)……………二六
- 一、工業技術廳設置法……………(昭和二三、八、一法律第二〇七号)……………二八
- 一、中小企業廳設置法……………(昭和二三、七、二法律第八三号)……………三一
- 一、農業改良局設置法……………(昭和二三、七、一五法律第一六三号)……………三三
- 一、運輸省官制の一部を改正する法律……………(昭和二三、七、一〇法律第一一五号)……………三五
- 一、造幣局官制の一部を改正する法律……………(昭和二三、七、一五法律第一六〇号)……………三五
- 一、消防組織法の一部を改正する法律……………(昭和二三、七、二四法律第一八七号)……………三五
- 一、國家行政組織に関する法律の制定施行までの暫定措置に関する法律……………(昭和二三、四、三〇法律第三〇号)……………三六
- 一、高等試験委員及び普通試験委員臨時措置法……………(昭和二三、六、一一法律第五三号)……………三七
- 一、國家公務員共済組合法……………(昭和二三、六、三〇法律第六九号)……………三七
- 一、厚生省官制の一部を改正する法律……………(昭和二三、七、一五法律第一六一号)……………六五

- 一、商工省官制の一部を改正する法律……………(昭和二三、七、一五法律第一六四号)……………六六
- 一、電波物理研究所を電氣試験所に統合する法律……………(昭和二三、六、二六法律第五八号)……………六六
- 一、農地開発營團の行う農地開発事業を政府において引き継ぐ
だ場合の措置に関する法律の一部を改正する法律……………(昭和二三、五、三一法律第四九号)……………六七
- 一、引揚同胞対策審議会設置法……………(昭和二三、八、三法律第二一二号)……………六七
- 一、逓信職員訓練法……………(昭和二三、八、一法律第二〇八号)……………六八
- 一、夏時刻法……………(昭和二三、四、二八法律第二九号)……………六九
- 一、國民の祝日に関する法律……………(昭和二三、七、二〇法律第一七八号)……………七〇

- 一、政府職員に対する一時手当の支給に関する法律……………(昭和二三、一、二〇法律第二一六号)……………七二
- 一、政府職員に対する一時手当の支給に関する法律……………(昭和二三、二、二四法律第八号)……………七二
- 一、政府職員の俸給等に関する法律……………(昭和二三、三、二〇法律第一二二号)……………七二
- 一、政府職員の俸給等の支給に関する措置等に伴う大藏省預金
部外三特別会計に対する一般会計の繰入金に関する法律……………(昭和二三、三、二〇法律第一三三号)……………七四
- 一、政府職員の新給與実施に関する法律……………(昭和二三、五、三一法律第四六号)……………七五
- 一、内閣総理大臣等の俸給等に関する法律……………(昭和二三、六、一九法律第五五号)……………八二
- 一、未復員者給與法の一部を改正する法律……………(昭和二三、六、二八法律第六一号)……………八三

一、昭和二十三年六月以降の政府職員の特給等に関する法律……………(昭和二三、七、六法律第九五号)……………八四
 一、恩給法臨時特例……………(昭和二三、七、二九法律第一九〇号)……………八六

治安関係

一、警察法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律……………(昭和二三、三、六法律第一一号)……………九三
 一、警察法の一部を改正する法律……………(昭和二三、四、一二法律第二三三号)……………九四
 一、墓地、埋葬等に関する法律……………(昭和二三、五、三一法律第四八号)……………九五
 一、興行場法……………(昭和二三、七、一二法律第一三七号)……………九九
 一、公衆浴場法……………(昭和二三、七、一二法律第一三九号)……………一〇一
 一、旅館業法……………(昭和二三、七、一二法律第一三八号)……………一〇三
 一、 へい 黙処理場等に関する法律……………(昭和二三、七、一二法律第一四〇号)……………一〇五

文教関係

一、教育委員会法……………(昭和二三、七、一五法律第一七〇号)……………一〇九
 一、日本学術会議法……………(昭和二三、七、一〇法律第一二二号)……………一二三
 一、教科書の発行に関する臨時措置法……………(昭和二三、七、一〇法律第一三二号)……………一三〇

地方制度関係

一、地方自治法の一部を改正する法律……………(昭和二三、三、三一法律第一四号)……………一三三
 一、地方自治法の一部を改正する法律……………(昭和二三、五、一法律第三二号)……………一三三
 一、地方自治法の一部を改正する法律……………(昭和二三、七、二〇法律第一七九号)……………一三三
 一、地方自治法の一部を改正する法律……………(昭和二三、七、二〇法律第一八〇号)……………一四一
 一、海上保安廳の設置に伴い地方自治法の一部を改正する等の法律……………(昭和二三、六、三法律第五二号)……………一四二

労働・厚生関係

一、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律……………(昭和二三、六、三〇法律第七一号)……………一四三
 一、職業安定法の一部を改正する法律……………(昭和二三、六、三〇法律第七二号)……………一四四
 一、船員職業安定法……………(昭和二三、七、一〇法律第一三〇号)……………一四四
 一、民生委員法……………(昭和二三、七、二九法律第一九八号)……………一五八
 一、薬事法……………(昭和二三、七、二九法律第一九七号)……………一六二
 一、医師法……………(昭和二三、七、三〇法律第二〇一号)……………一七九
 一、保健婦助産婦看護婦法……………(昭和二三、七、三〇法律第二〇三号)……………一八五
 一、歯科衛生士法……………(昭和二三、七、三〇法律第二〇四号)……………一九四
 一、歯科醫師法……………(昭和二三、七、三〇法律第二〇二号)……………一九六

- 一、獣医師会及び装蹄師会の解散に関する法律……………(昭和二三、七、一〇法律第一一六号)……………二〇二
- 一、家畜傳染病予防法の一部を改正する法律……………(昭和二三、七、二六法律第一八八号)……………二〇三
- 一、理容師法特例……………(昭和二三、六、三〇法律第六七号)……………二〇六
- 一、理容師法の一部を改正する法律……………(昭和二三、七、二〇法律第一八一号)……………二〇六
- 一、あん摩、はり、きゆう、柔道整復等營業法に関する特例……………(昭和二三、七、一六法律第一七六号)……………二〇八
- 一、医療法……………(昭和二三、七、三〇法律第二〇五号)……………二〇八
- 一、予防接種法……………(昭和二三、六、三〇法律第六八号)……………二一九
- 一、厚生年金保險法等の一部を改正する法律……………(昭和二三、七、一〇法律第二二七号)……………二二五
- 一、船員保險法の一部を改正する法律……………(昭和二三、七、一〇法律第二二八号)……………二四九
- 一、國民健康保險法の一部を改正する法律……………(昭和二三、六、三〇法律第七〇号)……………二八七
- 一、簡易生命保險事業における戦争危険に因る死亡に基く保險金の支拂による損失の補てんに関する法律……………(昭和二三、七、六法律第一〇〇号)……………二九九
- 一、健康保險法の一部を改正する法律……………(昭和二三、七、一〇法律第一二六号)……………三〇〇
- 一、社會保險診療報酬支拂基金法……………(昭和二三、七、一〇法律第一二九号)……………三一五
- 一、國立光明寮設置法……………(昭和二三、七、一五法律第一六二号)……………三一九
- 一、優生保護法……………(昭和二三、七、一三法律第一五六号)……………三二〇
- 一、消費生活協同組合法……………(昭和二三、七、三〇法律第二〇〇号)……………三二七

財務關係

- 一、大藏省預金部特別會計、國有鐵道事業特別會計、通信事業特別會計並びに簡易生命保險及郵便年金特別會計の保險勘定及び年金勘定の昭和二十二年度における歳入不足補填のための一般會計からする繰入金に関する法律……………(昭和二三、二、二〇法律第二一八号)……………三五三
- 一、復興金融庫法の一部を改正する法律……………(昭和二三、二、九法律第七号)……………三五三
- 一、昭和二十二年法律第七十号(大藏省預金部特別會計國有鐵道事業特別會計、通信事業特別會計並びに簡易生命保險及郵便年金特別會計の保險勘定及び年金勘定の昭和二十二年度における歳入不足補填のための一般會計からする繰入金に関する法律)の一部を改正する法律……………(昭和二三、二、二四法律第九号)……………三五四
- 一、昭和二十三年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の特例に関する法律……………(昭和二三、三、三一法律第一五号)……………三五四
- 一、臨時物資需給調整法等の一部を改正する法律……………(昭和二三、三、三一法律第一六号)……………三五五
- 一、復興金融庫法の一部を改正する法律……………(昭和二三、四、一二法律第二四号)……………三五六
- 一、臨時資金調整法を廃止する法律……………(昭和二三、四、七法律第二〇号)……………三五六
- 一、大藏省預金部特別會計の昭和二十三年度における歳入不足補填のための一般會計からする繰入金に関する法律……………(昭和二三、四、一法律第一八号)……………三五六

- 一、臨時資金調整法の廃止に伴う措置に関する法律……………(昭和二三、四、七法律第二一号)……………三五七
- 一、金資金特別会計法の一部を改正する法律……………(昭和二三、四、一法律第一七号)……………三五八
- 一、金資金特別会計法の一部を改正する法律……………(昭和二三、五、一法律第三四号)……………三五八
- 一、政府が発行する福引券の当せん金に対する所得税の課税の特例に関する法律……………(昭和二三、四、八法律第二二号)……………三五九
- 一、財政法第三條の特例に関する法律……………(昭和二三、四、一四法律第二七号)……………三五九
- 一、小額紙幣整理法……………(昭和二三、五、一三法律第四二号)……………三六〇
- 一、不正保有物資等の対價を登録國債で決済することに関する法律……………(昭和二三、五、一法律第三五号)……………三六一
- 一、不正保有物資等特別措置特別会計法……………(昭和二三、五、一法律第三六号)……………三六一
- 一、昭和二十三年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の特例に関する法律の一部を改正する法律……………(昭和二三、五、一法律第三八号)……………三六四
- 一、政府が発行する福引券の当せん金の支拂等に関する法律……………(昭和二三、五、一法律第三七号)……………三六五
- 一、大藏省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律……………(昭和二三、五、一法律第三三号)……………三六五
- 一、臨時通貨法の一部を改正する法律……………(昭和二三、六、一九法律第五六号)……………三六六
- 一、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律……………(昭和二三、七、一〇法律第一一七号)……………三六六

- 一、復興金融金庫法の一部を改正する法律……………(昭和二三、七、一二法律第一五〇号)……………三六七
- 一、薪炭需給調節特別会計法の一部を改正する法律……………(昭和二三、七、一二法律第一四一号)……………三六七
- 一、昭和二十三年の所得税の予定申告書の提出及び納期の特例に関する法律の一部を改正する法律……………(昭和二三、五、三一法律第五〇号)……………三六八
- 一、貿易資金特別会計法の一部を改正する法律……………(昭和二三、七、一〇法律第一一八号)……………三六九
- 一、國有財産法(大正十年法律第四十三號)を改正する法律……………(昭和二三、六、三〇法律第七三三号)……………三七〇
- 一、会計法の一部を改正する法律……………(昭和二三、七、一法律第七九号)……………三八〇
- 一、大藏省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律……………(昭和二三、七、六法律第九八号)……………三八一
- 一、國有鉄道事業特別会計及び通信事業特別会計における事業運営以外の行政に要する経費の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律……………(昭和二三、七、六法律第九九号)……………三八二
- 一、減額社債に対する措置等に関する法律……………(昭和二三、七、一法律第八〇号)……………三八二
- 一、旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律……………(昭和二三、六、三〇法律第七四号)……………三八六
- 一、有價證券の処分の調整等に関する法律の一部を改正する法律……………(昭和二三、七、二九法律第一九二号)……………三八八
- 一、國有鉄道運賃法……………(昭和二三、七、七法律第一一二号)……………三八九
- 一、製造たばこ「新生」の價格の改定に関する法律……………(昭和二三、五、一〇法律第四一号)……………三九四

- 一、製造たばこの定價の決定又は改定に関する法律……………(昭和二三、七、二法律第八四号)……………三九四
- 一、恩給法の一部を改正する法律……………(昭和二三、七、二法律第一八五号)……………三九五
- 一、地方財政法……………(昭和二三、七、七法律第一〇九号)……………四一二
- 一、地方税法を改正する法律……………(昭和二三、七、七法律第一一〇号)……………四二一
- 一、地方配付税法……………(昭和二三、七、七法律第一一一号)……………四六三
- 一、学校教育法及び義務教育費國庫負担法の一部を改正する法律……………(昭和二三、七、一〇法律第一三三号)……………四七三
- 一、公立高等学校定時課程職員費國庫補助法……………(昭和二三、七、一〇法律第一三五号)……………四七四
- 一、皇室經濟法施行法の一部を改正する法律……………(昭和二三、七、一〇法律第一三四号)……………四七五
- 一、印紙をもつてする歳入金納付に関する法律……………(昭和二三、七、六法律第九四号)……………四七五
- 一、物資の割当に関する手数料等の徴收に関する法律……………(昭和二三、七、一二法律第一四二号)……………四七六
- 一、連合國占領軍の管理下から解除された貴金屬等に代るべき貴金屬の地金の連合國占領軍に対する引渡に関する法律……………(昭和二三、七、一二法律第一五二号)……………四七七
- 一、國營競馬特別會計法……………(昭和二三、七、一〇法律第一一九号)……………四七八
- 一、外國貿易特別円資金特別會計法……………(昭和二三、七、一三法律第一五九号)……………四八一
- 一、割増金附貯蓄の取扱に関する法律……………(昭和二三、八、三法律第二一三号)……………四八二
- 一、損害保険料率算出団体に関する法律……………(昭和二三、七、一二法律第一四三号)……………四八四
- 一、農業協同組合又は農業協同組合連合会が市町村農業会、都道……………(昭和二三、七、二九法律第一九三号)……………四八五

府縣農業会又は全國農業会から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律……………(昭和二三、六、二八法律第六二号)……………四九〇

一、公認會計士法……………(昭和二三、七、六法律第一〇三号)……………四九一

經濟關係

- 一、石炭鉱業権等臨時措置法……………(昭和二三、七、一二法律第一五四号)……………五〇六
- 一、農業災害補償法の一部を改正する法律……………(昭和二三、七、二一法律第一八三号)……………五一五
- 一、肥料配給公團令の一部を改正する法律……………(昭和二三、七、一三法律第一五七号)……………五一六
- 一、食肉輸入取締規則を廢止する法律……………(昭和二三、五、三一法律第四七号)……………五一六
- 一、輸出品取締法……………(昭和二三、七、一二法律第一五三号)……………五二七
- 一、金融機關再建整備法の一部を改正する法律……………(昭和二三、七、二一法律第一八四号)……………五二一
- 一、農藥取締法……………(昭和二三、七、一法律第八二号)……………五二八
- 一、種畜法……………(昭和二三、七、一二法律第一五五号)……………五三〇
- 一、農業改良助長法……………(昭和二三、七、一五法律第一六五号)……………五三七
- 一、指定農林物資検査法……………(昭和二三、八、二法律第二一〇号)……………五四三
- 一、輸出入植物檢疫法……………(昭和二三、七、五法律第八六号)……………五四八
- 一、森林資源造成法の一部を改正する法律……………(昭和二三、七、一六法律第一七七号)……………五五三
- 一、温泉法……………(昭和二三、七、一〇法律第一二五号)……………五五三

- 一、馬匹組合の整理等に関する法律……………(昭和二三、七、一五法律第一六六号)……………五五九
- 一、保険募集の取締に関する法律……………(昭和二三、七、一五法律第一七一号)……………五六二
- 一、漁船保険法の一部を改正する法律……………(昭和二三、七、九法律第一一四号)……………五六九
- 一、木船保険組合の解散に関する法律……………(昭和二三、七、六法律第一〇六号)……………五七四
- 一、自轉車競技法……………(昭和二三、八、一法律第二〇九号)……………五七六

交通通信関係

- 一、郵便法等の一部を改正する法律……………(昭和二三、七、六法律第一〇四号)……………五七九
- 一、電話の加入申込者等に公債を引き受けさせるための臨時措置に関する法律……………(昭和二三、六、二五法律第五七号)……………五八二
- 一、郵便法の一部を改正する法律……………(昭和二三、七、二法律第八五号)……………五八四
- 一、電信電話料金法……………(昭和二三、七、六法律第一〇五号)……………五八五
- 一、港則法……………(昭和二三、七、一五法律第一七四号)……………六一〇
- 一、水先法の一部を改正する法律……………(昭和二三、七、二七法律第一八九号)……………六一六
- 一、港域法……………(昭和二三、七、一五法律第一七五号)……………六一七
- 一、郵便振替貯金法……………(昭和二三、六、二六法律第六〇号)……………六七六
- 一、郵便爲替法……………(昭和二三、六、二六法律第五九号)……………六七三

索引(五十音順)

国会関係

国立国会図書館法

(昭和二十三年二月九日) 法律第五号

国立国会図書館は、眞理がわれらに自由にするという確信に立つて、憲法の誓約する日本の民主化と世界平和とに寄與することを使命として、ここに設立される。

第一章 設立及び目的

第一條 この法律により国立国会図書館を設立し、この法律を国立国会図書館法と称する。

第二條 国立国会図書館は、図書及びその他の図書館資料を蒐集し、国会議員の職務の遂行に資するとともに、行政及び司法の各部門に対し、更に日本國民に対し、この法律に規定する図書館奉仕を提供することを目的とする。

第三條 国立国会図書館は、中央の図書館並びにこの法律に規定されている支部図書館及び今後設立される支部図書館で構成する。

第二章 館長

第四條 国立国会図書館の館長は、一人とする。館長は、兩

国立国会図書館法

議院の議長が、兩議院の図書館運営委員会と協議の後、国会の承認を得て、これを任命する。

館長は、職務の執行上過失がない限り在職する。館長は、政治活動を慎み、政治的理由により罷免されることはない。館長は、兩議院の議長の共同提議によつては罷免されることがある。館長の待遇は、國務大臣と同等とする。

第五條 館長は、図書館事務を統理し、所属職員及び雇傭人の職務執行を監督する。

館長は、事前に、時宜によつては事後に、兩議院の図書館運営委員会の承認を経て図書館管理上必要な諸規定を定める。

前項の規定は公示によつて施行される。

第六條 館長は、毎会計年度の始めに兩議院の議長に対し、前会計年度の図書館の経営及び財政状態につき報告する。

第七條 館長は、一年を越えない定期間毎に、前期間中に、日本國內で刊行された出版物の目録又は索引の出版を行うものとする。

第八條 館長は、出版に適する様式で日本の法律の索引を作るものとする。

第三章 副館長並びにその他の職員及び雇傭人

國立國會図書館法

第九條 國立國會図書館の副館長は、一人とする。副館長は、館長が両議院の議長の承認を得て、これを任免する。副館長は、図書館事務につき館長を補佐する。館長に事故があるとき、又は館長が欠けたときは、副館長が館長の職務を行う。副館長の待遇は、各省次官と同等とする。

第十條 國立國會図書館のその他の職員及び雇傭人は、職務を行うに適當な者につき、国会職員法の規定により館長が、これを任命する。その職員及び雇傭人の職責は館長が、これを定める。

図書館の職員は、国会議員と兼ねることができない。又、行政若しくは司法の各部門の地位と兼ねることができない。但し、行政又は司法の各部門の支部図書館の職員となることは、これを妨げない。

第四章 図書館運営委員会及び國立國會図書館連絡調整委員会

第十一條 両議院の図書館運営委員会は、少くとも六箇月に一回以上これを開会し、図書館の経過に関する館長の報告、図書館の管理上館長の定める諸規程、図書館の予算及びその他の事務につき審査する。

から国会に送付せられた案件も、分析又は評價して、両議院の委員会に進言し、補佐するとともに、妥當な決定のための根拠を提供して援助すること。

二 要求に應じ、又は要求を予測して自発的に、立法資料又はその関係資料の蒐集、分類、分析、翻譯、索引、摘録、編集、報告及びその他の準備をし、その資料の選択又は提出には、党派的、官僚的、偏見に捉われないことな

く、両議院、委員会及び議員に役立ち得る資料を提供すること。

三 立法の準備に際し、両議院、委員会及び議員を補佐して、議案起草の奉仕を提供すること。但し、この補佐は委員会又は議員の要求ある場合に限つて提供され、調査及び立法考査局職員はいかなる場合にも立法の發議又は督促をしてはならない。

四 両議院、委員会及び議員の必要が妨げられない範囲において行政及び司法の各部門又は一般公衆に蒐集資料を提供して利用させること。

第十六條 この局に必要な局長、次長及びその他の職員は、政党内加入していても加入していなくても、その職務を行うに適當な者につき、国会職員法の規定により館長がこれ

國立國會図書館法

に報告する。

第十二條 國立國會図書館に連絡調整委員会を設ける。この委員会は、四人の委員でこれを組織し、各議院の図書館運営委員長、最高裁判所長官の任命する最高裁判所裁判官一人及び内閣総理大臣が任命する國務大臣一人をこれに充てる。委員長は委員の互選とする。

委員長及び委員は、その職務につき報酬を受けない。館長は、委員会に出席できるが、表決に加わることができない。

第十三條 連絡調整委員会は、両議院の図書館運営委員会に対し、国会並びに行政及び司法の各部門に対する國立國會図書館の奉仕の改善につき勧告する。

第五章 図書館の部局

第十四條 館長は、管理事務を効率化するに必要とする部局及びその他の單位を図書館に設ける。

第十六條 調査及び立法考査局

第十五條 館長は、國立國會図書館内に調査及び立法考査局と名附ける一局を置く。この局の職務は、左の通りである。

一 要求に應じ、両議院の委員会に懸案中の法案又は内閣

を任命する。

館長は、更にこの局の職員に、両議院の常任委員会の必要とする廣汎な関連分野に専門調査員を任命することができ、この専門調査員の待遇は、行政及び司法の各部門の一級官吏と同等とする。

第七章 行政及び司法の各部門への奉仕

第十七條 館長は、行政及び司法の各部門に、図書館奉仕の連繫をしなければならぬ。この目的のために館長は左の機能を有する。

一 行政及び司法の各部門の図書館長を、これらの部門を各代表する連絡調整委員会の委員の推薦によつて任命する。但し、國家公務員法の適用を受ける者については、同法の規定に従い、且つ、当該部門の長官の同意を得なければならぬ。

二 行政及び司法の各部門の図書館で使用するため、目録法、図書館相互間の貸出及び資料の交換、綜合目録及び綜合一覽表の作成等を含む図書館運営の方法及び制度を定めることができる。これによつて國の図書館資料を行政及び司法の各部門のいかなる職員にも利用できるようにする。

三 行政及び司法の各部門の図書館長に、年報又は特報の提出を要求することができる。

第十八條 行政及び司法の各部門に在る図書館の予算は当該各部門の予算の中に「図書館」の費目の下に、明白に区分して計上する。この費目の経費は、行政及び司法の各部門を各々代表する連絡調整委員会の委員及び館長の承認を得なければ、他の費目に流用し又は減額することができない。

第十九條 行政及び司法の各部門の図書館長は、當該各部門に充分な図書奉仕を提供しなければならぬ。當該各部門の図書館長は、その職員を、国会職員法又は國家公務員法若しくは裁判所法の規定により任免することができる。當該各部門の図書館長は、国立国会図書館長の定める規程に従い、図書及びその他の図書資料を購入その他の方法による受入方を當該各部門の長官若しくは館長に報告し、又は直接に購入若しくは受入をすることができる。

第二十條 館長が最初に任命された後六箇月以内に、行政及び司法の各部門に現存するすべての図書館は、本章の規定による国立国会図書館の支部図書館となる。なお、現に図書館を有しない各廳においては、一箇年以内に支部図書館を設置するものとする。

講ずる。

第二十二條 上野公園の国立図書館は、昭和二十四年四月一日までに、国立国会図書館の支部図書館となり、特に東京都民の用に供するよう有効に運用される。この図書館はできる限り速かに、東京都に移管し、移管前に制定される法律及び諸規程に従つて運用される。

第九章 蒐集資料

第二十三條 館長は、国立国会図書館の蒐集資料として図書及びその他の図書資料を購入、納本、寄贈、遺贈若しくは交換によつて、又は行政及び司法の各部門からの移管によつて受入することができる。行政及び司法の各部門の長官は、その部門においては必ずしも必要としないが、館長が国立国会図書館においての使用には充て得ると認める図書及びその他の図書資料を国会図書館に移管することができる。

館長は、国立国会図書館では必ずしも必要としない図書及びその他の図書資料を、行政若しくは司法の各部門に移管し、又は交換に利用し、若しくは処分することができる。

第十章 國の出版物の納入

国立国会図書館法

第八章 その他の図書館及び一般公衆に對する奉仕

第二十一條 国立国会図書館の奉仕及び蒐集資料は、直接に又は公立その他の図書館を経由して、両議院、委員会及び議員並びに行政及び司法の各部門からの要求を妨げない限り、日本國民にこれを最大限に利用させる。この目的のために、館長は左の権能を有する。

- 一 館長の定める諸規程に従い、図書館の蒐集資料を国立国会図書館建物内で若しくは図書館相互間の貸出で、又は複写若しくは陳列によつて、一般公衆の使用並びに研究の用に供する。且つ、時宜に應じて図書館奉仕の改善上必要と認めるその他の奉仕を提供する。
- 二 あらゆる適切な方法により、図書館の組織及び図書館奉仕の改善につき、都道府縣の議會その他の地方議會、公務員又は図書館人を援助する。
- 三 国立国会図書館で印刷した目録票又はその他の出版物を他の図書館及び個人が、購入しようとする際には、館長の定める價格でこれを賣り渡す。
- 四 日本の図書館資料資源に関する綜合目録、並びに全國の図書館資料資源の連繫ある使用を実現するために必要な他の目録及び一覽表の作成のために、あらゆる方策を

第二十四條 國の諸機關により又は國の諸機關のため、図書、小冊子、定期刊行物、地図、映画その他のものを、印刷又は複写により、五百部以上発行する場合には、(機密扱のもの及び書式用紙を除く)公用のため並びに外國政府出版物との國際的交換の用又はその他の國際的交換の用に供するために、直ちに国立国会図書館に五十部を納入させるものとする。五百部未満のものを發行する場合には、館長の定める規程によつて五十部未満の部数を国立国会図書館に納入させるものとする。

第十一章 その他の出版物の納本

第二十五條 前條の規定による以外の出版物については、その発行者から一部を国立国会図書館に納本させて、その代償として定期に作成する全日本出版物の目録で、当該出版物を登載した分を館長は、遅滞なく納本者に送付する。

第十二章 金錢の受入及び支出並びに予算

第二十六條 館長は、国立国会図書館に關し、その奉仕又は蒐集資料に關連し、直ちに支拂に供し得る金錢の寄贈を受けることができる。この場合には両議院の図書館運営委員会の承認を得なければならない。

第二十七條 国立国会図書館に充當されているあらゆる経費

國立國會圖書館建築委員會法

は、館長の監督の下に、その任命した支出官によつて支出される。

第二十八條 國立國會圖書館の予算は、館長がこれを調成し、兩議院の図書館運営委員会に提出する。

委員会はこの予算を審査して勧告を附し、又は勧告を附さないで、兩議院の議長に送付する。

附則

第二十九條 この法律は、公布の日から、これを施行する。昭和二十二年法律第八十四号國會圖書館法は、これを廃止する。

第三十條 この法律施行の日に、兩議院の図書館は各々分離した図書館としての存在を終止し、その蒐集資料は、國立國會圖書館に移管される。

第三十一條 國立國會圖書館の各種の地位への任命に完全な有資格者が得られない場合には、館長は、二年を越えない期間内で、臨時にその職員を任命することができる。その期間終了の際、その地位に優れた有資格者が得られるならば、その臨時の任命は更新せられないものとする。

國立國會圖書館建築委員會法

(昭和二十三年二月九日) 法律 第六号

第一條 この法律により、國立國會圖書館建築委員会を設け、委員長及び四人の委員でこれを組織する。委員長には國立國會圖書館の館長を充て、委員には各議院の図書館運営委員長、建設院総裁及び兩議院の議長が任命する建築専門家を充てる。委員長及び委員(建築専門家を除く)は、これがため特別の報酬を受けない。但し、その必要な支出については、委員会に充当されている経費からこれを支弁する。

第二條 委員会の職務は、國立國會圖書館建築につき最初の明細書を準備し、敷地を選定し、建築家を選びこれに建築設計の準備及び費用の見積をさせ、且つ、建物の建築につき予算上の勧告をも含めて、兩議院の議長を経由して國會に勧告することである。委員会は、少くとも半年以内毎に、兩議院の議長に経過を報告するものとする。

第三條 委員会は、國立國會圖書館の建築が完了するまで存続する。建築が完了したときは、最終の報告をする。

第四條 事務職員費、用品費、旅費その他の費用等必要な経費については、國會の議決により、その必要と認められた金額を委員会の費用として充当されるものとする。

附則

この法律は、國立國會圖書館法施行の日から、これを施行する。

議院事務局法の一部を改正する法律 (昭和二十三年七月五日) 法律 第九十号

議院事務局法の一部を次のように改正する。

第一條第一項第三号から第六号までを次のように改める。

- 三 主事
- 四 常任委員会専門員
- 五 常任委員会調査員
- 六 常任委員会調査主事
- 第六條中「又は副参事」を削る。
- 第七條中「及び副参事」を削る。
- 第八條中「副参事」を「参事」に改める。
- 第十條 各事務局に衛視副長数人を置き、事務総長が参事又

議院事務局法の一部を改正する法律

は主事の中からこれを命ずる。

衛視副長は、上司の指揮監督を受け警務に従事し、衛視を指揮監督する。

第十一條 各事務局に衛視若干人を置き、事務総長が主事の中からこれを命ずる。

第十二條 常任委員会専門員、常任委員会調査員及び常任委員会調査主事は、常任委員長の申出により、事務総長が議長の同意及び議院運営委員会の承認を得てこれを任免する。

第十三條 常任委員会専門員は常任委員長の命を受け調査を掌る。

第十四條 常任委員会調査員は常任委員長及び常任委員会専門員の命を受け、調査の事務を掌る。

第十五條 常任委員会調査主事は常任委員長、常任委員会専門員及び常任委員会調査員の命を受け調査に関する事務に従事する。

附則

この法律は公布の日から、これを施行する。

この法律施行の際現に各議院事務局の副参事、常任委員

会専門調査員又は常任委員会書記の職にある者は、別に辭令を發せられないときは、現に受ける給料を以て、それぞれ各議院事務局の参事、常任委員会専門員、又は常任委員会調査主事に任用されたものとする。

議院法制局法

(昭和二十三年七月五日法律第九十二号)

第一條 各議院の法制局に左の職員を置く。

一 法制局長

二 参事

三 主事

参事及び主事の定員は、その院の議決によつてこれを定める。

第二條 法制局長は、議長の監督の下に、局中一切の事務を統理し、所屬職員を監督する。

第三條 各法制局に、その事務を分掌するため、部及び課を置く。

各部課の分掌事務及び各部の分課並びに職員の配置は、法制局長が、これを定める。

国会職員法の一部を改正する法律

(昭和二十三年七月五日法律第九十一号)

国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第一條 この法律において国会職員とは、各議院事務局の事務総長、参事、主事、常任委員会専門員、常任委員会調査員及び常任委員会調査主事、各議院法制局の法制局長、参事及び主事、国立国会図書館の館長、副館長、司書、専門調査員、調査員、参事及び主事並びに彈劾裁判所及び訴追委員会に参事及び主事をいう。

第三條 各議院事務局の主事若しくは常任委員会調査主事、又は各議院法制局、国立国会図書館、彈劾裁判所若しくは訴追委員会の主事の任用は、左の資格の一を有する者についてこれを行う。

一 四年以上各議院事務局、各議院法制局、国立国会図書館、彈劾裁判所又は訴追委員会の事務又は技術に従事した者

二 三級官吏に任用される資格を有する者

三 国会職員審査委員会において、前各号の一に掲げる者

国会職員法の一部を改正する法律

第四條 各法制局に法制次長一人を置き、法制局長が、議長の同意を得て参事の中からこれを命ずる。

法制次長は、法制局長を助け局務を整理し、各部課の事務を監督する。

第五條 各部に部長を置き、法制局長が、議長の同意を得て参事の中からこれを命ずる。

部長は、法制局長の命を受けその部務を掌理する。

第六條 各課に課長を置き、法制局長が、参事の中からこれを命ずる。

課長は、上司の命を受け課務を掌理する。

第七條 参事は、上司の指揮監督を受け事務を掌る。主事は、上司の指揮監督を受け事務に従事する。

第八條 法制局長及びその指定する参事は、委員会又は合同審査会の求めに應じ、法制局の所掌事務に關し、報告説明することができらる。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

と同等以上の資格を有すると定めたる者

四 国会職員審査委員会が行う試験の結果、その従事する職務に必要な学識経験を有する者と決定した者

第四條 各議院事務局の参事若しくは常任委員会調査員、各議院法制局の参事、国立国会図書館の司書、調査員若しくは参事又は彈劾裁判所若しくは訴追委員会の参事の任用は、左の資格の一を有する者についてこれを行う。

一 八年以上各議院事務局の主事若しくは常任委員会調査主事、又は各議院法制局、国立国会図書館、彈劾裁判所若しくは訴追委員会の主事の職に在つた者

二 二級官吏に任用される資格を有する者

三 国会職員審査委員会において、前各号の一に掲げる者と同等以上の資格を有すると定めたる者

四 国会職員審査委員会が行う試験の結果、その従事する職務に必要な学識経験を有する者と決定した者

第五條 常任委員会専門員及び国立国会図書館の専門調査員の任用については左の資格の一を有する者についてこれを行う。

一 十年以上各議院事務局の参事若しくは常任委員会調査員、各議院法制局の参事又は国立国会図書館の調査員の

国会職員法の一部を改正する法律

職に在つた者

二 十年以上二級官吏として行政又は司法の各部門で専門の業務に従事した者

三 一級官吏に任用される資格を有する者

四 國會職員考査委員会が行う試験の結果、その従事する職務に必要な学識経験を有する者と決定した者

第五條の二 各議院事務局の事務次長若しくは部長、各議院法制局の部長、國立國會図書館の局長若しくは局長の次長又は彈劾裁判所若しくは訴追委員会の事務局長は、左の各号の一に該当する者についてこれを命ずる。

一 十年以上各議院事務局若しくは各議院法制局の参事、國立國會図書館の司書、調査員若しくは参事又は彈劾裁判所若しくは訴追委員会の参事の職に在つた者

二 一級官吏に任用される資格を有する者

三 國立國會図書館の専門調査員

四 國會職員考査委員会が行う試験の結果、その従事する職務に必要な学識経験を有する者と決定した者

第五條の三 前四條に規定する國會職員考査委員会が行う試験は、これを國家公務員法第四十八條による試験機関に委託することができる。

第六條 國會職員は、各議院事務局、各議院法制局、國立國會図書館、彈劾裁判所及び訴追委員会の間を、それぞれの資格に應じて、同等の條件を以てその所屬を轉ずることができる。

第七條 各議院事務局の事務総長、常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長並びに國立國會図書館の館長及び副館長を除く國會職員又は官吏は、それぞれの資格に應じて、同等の條件を以て、官吏又は國會職員にその身分を轉ずることができる。

第十六條 本章の規定は、各議院事務局の事務総長、各議院法制局の法制局長及び國立國會図書館の館長については、これを適用しない。

第二十八條 各議院事務局の事務総長、各議院法制局の法制局長及び國立國會図書館の館長を除く國會職員は、左の事由があつた場合において懲戒の処分を受ける。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき
- 二 職務の内外を問わずその信用を失うような行爲があつたとき

第三十三條 國會職員の資格、分限及び懲戒に関する事項を審査するため、各議院事務局、各議院法制局、國立國會図書館、

書館、彈劾裁判所及び訴追委員会に、それぞれ國會職員考査委員会を設ける。

第三十五條 各議院事務局に設ける國會職員考査委員会の委員長は、その院の事務局の事務総長、その委員は、その院の事務局の事務次長及び部長、他の院の事務局の事務総長及び事務次長、各議院法制局の法制局長並びに國立國會図書館の館長が、これに当る。

第三十五條の二 各議院法制局に設ける國會職員考査委員会の委員長は、その院の法制局長、その委員は、その院の法制局長、他の院の法制局長、各議院事務局の事務総長及び事務次長並びに國立國會図書館の館長が、これに当る。

第三十六條 國立國會図書館に設ける國會職員考査委員会の委員長は、國立國會図書館の館長、その委員には、國立國會図書館の副館長及び館長が指名する局長若しくは部長、各議院事務局の事務総長及び事務次長並びに各議院法制局の法制局長が、これに当る。

第三十七條 彈劾裁判所に設ける國會職員考査委員会の委員長は、彈劾裁判所の裁判長、その委員には、彈劾裁判所及び訴追委員会の事務局長、各議院事務局の事務総長及び事務局長の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

(昭和二十三年七月五日) 法律第八十八号

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第一條 各議院の議長は歳費として月額二万五千円、副議長は二万円、議員は一万八千円を受ける。

第七條 議員で國の公務員を兼ねる者は、議員の歳費を受けるが、公務員の給料を受けない。但し、公務員の給料額が

国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の手当に関する法律

歳費の額より多いときは、その差額を行政廳から受ける。

第九條 各議院の議長、副議長及び議員は、公の書類を発送し及び公の性質を有する通信をなすため、通信費として月額千円を受取る。

第十條 各議院の議長、副議長及び議員の秘書は、給料として月額五千円を受取る。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、第四十一條第二項及び第四十二條の改正規定は、第三回国会召集の日からこれを施行する。

2 政務次官の臨時設置に関する法律（昭和二十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三條 削除

第八條 この法律第一條及び第二條の規定は、國家行政組織法施行の時に、その効力を失う。

3 第三十九條の改正規定中「各省次官」とあるのは、國家行政組織法が施行されるまでは、「政務次官」と読み替えるものとする。

行政官廳關係

賠償廳臨時設置法

（昭和二十三年一月三十一日）
法律 第三十三号

第一條 臨時に、内閣総理大臣の管理の下に、賠償廳を設置し、左に掲げる事項を掌らしめる。

一 賠償実施の基本的事項の企画立案に関する事項

二 賠償実施に関する作業責任官廳の事務の総合調整、推進及び監査に関する事項

三 賠償物件の引渡に関する事項

四 賠償に関する調査に関する事項

第二條 賠償廳に長官を置く。

長官は、國務大臣を以てこれに充てる。

長官は、廳務を統理し、所部の職員を指揮監督し、三級官の進退を専行する。

第三條 賠償廳の職員については必要な事項は、政令でこれを定める。

賠償廳の組織の細目については、長官がこれを定める。

附則

賠償廳臨時設置法 連絡調整事務局臨時設置法

賠償廳臨時設置法 連絡調整事務局臨時設置法

国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の手当に関する法律

（昭和二十三年七月五日）
法律 第八十九号

国会の閉会中、常任委員会及び特別委員会が、各議院の議決で特に付託された事件について審査をしたときは、その委員は、出席日数に應じて日額三百円の定額によつて手当を受ける。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

この法律は、昭和二十三年二月一日から、これを施行する。

連絡調整事務局臨時設置法

（昭和二十三年一月三十一日）
法律 第四号

第一條 臨時に、内閣総理大臣の管理の下に、連絡調整事務局を設置し、連合國官憲との連絡に関する事務及びこれに關連する各廳事務の総合調整に関する事務を掌らしめる。

第二條 連絡調整事務局は、連絡調整中央事務局及び連絡調整地方事務局とする。

連絡調整地方事務局においては、前條の事務の外、特殊財産及び賠償に関する事務を掌る。

外務大臣又は賠償廳長官は、前項に規定する事務につき連絡調整地方事務局の長を指揮監督する。

第三條 連絡調整中央事務局に官房及び三部を置く。

第四條 官房においては、人事、文書、會計その他連絡調整中央事務局の庶務に関する事務を掌る。

第五條 第一部においては、連合國官憲との往復及び連絡一般並びに連絡調整地方事務局に関する事務を掌る。

連絡調整事務局臨時設置法

第六條 第二部においては、連合國官憲との連絡に関連する各廳事務の総合調整に関する事務を掌る。

第七條 第三部においては、極東國際軍事裁判及び連合國の行う軍事裁判に関する連絡に関する事務を掌る。

第八條 連絡調整地方事務局は、これを横浜市、札幌市、仙台市、横須賀市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、呉市、高松市及び福岡市に置く。

内閣総理大臣は、必要があるときは、所要の地に、連絡調整地方事務局の事務の一部を分掌させるため、その出張所を置くことができる。

第九條 連絡調整中央事務局に長官一人を置く。

長官は、局務を統理し、所部の職員を指揮監督し、連絡調整中央事務局及び連絡調整地方事務局の三級官の進退を専行する。

第十條 連絡調整事務局の職員について必要な事項は、政令でこれを定める。

連絡調整事務局の組織の細目については、長官がこれを定める。

第十一條 連合國官憲との連絡に関連する各廳事務の総合調整に関する事項を審議するため、政令の定めるところにより

り、連絡調整事務局に連絡調整委員會を置くことができる。

附則

第十二條 この法律は、昭和二十三年二月一日から、これを施行する。

第十三條 この法律施行の際に設置する連絡調整地方事務局の出張所は、次の通りとする。

横浜連絡調整地方事務局の出張所

立川出張所

九州連絡調整地方事務局の出張所

熊本出張所

小倉出張所

大分出張所

鹿児島出張所

第十四條 左に掲げる勅令は、これを廃止する。

終戦連絡事務局官制

第十五條 外務省官制の一部を次のように改正する。

第一條中「竝ニ移植民及海外拓殖事業ニ關スル事務」を「移植民及海外拓殖事業ニ關スル事務並ニ特殊財産ニ關スル事務」に改める。

石炭廳設置法(昭和二十三年五月十日)

第一條 石炭廳は、商工大臣の管理に属し、石炭、亜炭、ガス及びコークスの生産、配給及び消費に関する事務並びに臨時石炭鉱業管理法の施行に関する事務を掌る。

第二條 石炭廳に、官房及び左の六局を置く。

管理局

生産局

開発局

資材局

配炭局

亞炭局

石炭廳に置かれる一級の官吏の定数は、十人とする。

第三條 官房においては、人事、會計その他庶務に関する事項及び各局の所掌に属しない事項に係る事務を掌る。

第四條 管理局においては、左の事務を掌る。

一 臨時石炭鉱業管理法の施行に関する事項

二 石炭、亜炭、ガス及びコークスに関する経理に関する事項

三 石炭、亜炭、ガス及びコークスに関する調査統計に関する事項

ル事務」に改める。

第三條中「四局」を「五局」に改め、「管理局」の次に「特殊財産局」を加える。

第七條中「事務並ニ」を「事務」に改め、「外務大臣ノ指定スルモノ」の下に「竝ニ引揚ニ關スル事務」を加える。

第八條を第九條とし、第九條を第十一條とし、第十條を第十二條とする。

第八條 特殊財産局ニ於テハ聯合國最高司令官ノ要求ニ基キ返還スベキ物件ノ調査、保管及處分其ノ他特殊財産ニ關スル事務ヲ掌ル

第十條 日本占領ニ關スル記録ノ蒐集編纂竝ニ研究ニ關スル事務ヲ掌ラシムル爲メ外務省ニ特別資料部ヲ置ク特別資料部ニ部長一人ヲ置ク外務部内一級官吏ヲ以テ之ニ充ツ大臣ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌理ス

第十六條 昭和二十二年法律第二百三十九号(内務省官制等廃止に伴う法令の整理に関する法律)の一部を次のように改正する。

第四條を削る。

石炭廳設置法

政務次官の臨時設置に関する法律

する事項

第五條 生産局においては、左の事務を掌る。

- 一 石炭の生産に関する事項
- 二 石炭鉱業の保安及び技術指導に関する事項
- 三 石炭の品位向上に関する事項
- 四 石炭鉱業に関する労務に関する事項但し、法律に基いて、他省の所管に属するものを除く。

第六條 開発局においては、石炭及び亜炭の開発に関する事務を掌る。

第七條 資材局においては、他局の所掌に属するものを除くの外、石炭に関する資材に関する事務を掌る。

第八條 配炭局においては、左の事務を掌る。

- 一 石炭の配給計画の実施に関する事項
- 二 配炭公團法の施行一般に関する事項
- 三 石炭及び亜炭の有効利用に関する事項
- 四 ガス及びコークスの生産、配給及び消費に関する事項
- 五 瓦斯事業法の施行に関する事項

第九條 亜炭局においては、他局の所掌に属するものを除くの外、亜炭及び亜炭の加工品に関する事務を掌る。

第十條 この法律に定めらるるもの外、石炭産地の職員及び産外

政務次官は、一級とする。

第二條 政務次官は、夫々その廳の長を助けて政務に参画し、國會との交渉事項を掌る。

第三條 政務次官の外、國務大臣及び内閣官房長官は、國會議員を兼ねることができる。

附則

第四條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

第五條 各省參與官は、これを廃止する。

第六條 官吏任用敍級令第六條第一項中、「各省」を「及」に改め、「及各省參與官」を削る。

官吏分限令第一條中「各省」及び「各省參與官」を削る。

第七條 衆議院議員選挙法の一部を次のように改正する。

第十條 削除

第八條 この法律第一條乃至第三條の規定は、第二回國會終了のときに、その效力を失ふ。

建設省設置法

機關について必要な事項は、政令で、これを定め、官房及び各局の分課について必要な事項は、商工大臣が、これを定める。

商工大臣は、特に必要があると認めるときは、第三條乃至前條の規定にかかわらず、臨時に、部局の所掌事務の一部を変更することができる。

附則

この法律施行の期日は、その公布の日から三十日を超えない期間内において、政令で、これを定める。

石炭廳官制は、これを廃止する。

政務次官の臨時設置に関する法律

(昭和二十三年四月十四日法律第二十六号)

第一條 法務廳、各省その他法令上内閣総理大臣その他の國務大臣がその長に当ることと定められている廳には、政務次官を置くことができる。

政務次官の總数は、二十二人とする。衆議院議員又は参議院議員たる政務次官の数は、夫々十一人を超えないように、これを任命しなければならない。

建設省設置法

(昭和二十三年七月八日法律第百十三号)

第一章 總則

(設置) 第一條 この法律により、建設省を設置する。

2 建設省の長は、建設大臣とする。

(機關)

第二條 建設省に、本省の外、地方支分部局として地方建設局を置く。

第二章 本省

(本省の所掌事務及び権限)

第三條 本省の所掌事務の範圍は、左の通りとし、その範圍の行使は、その範圍内で法律(法律に基く命令を含む。)に従つてなされなければならない。

一 國土計画及び地方計画に関する調査及び立案を行うこと。

二 土地の測量、地図の調整その他これに附帶する事業を実施すること。

三 都會地轉入抑制に関する事務を管理すること。

四 東北興業株式会社の業務の監督その他東北興業株式会社法(昭和十一年法律第十五号)の施行に関する事務を管

理すること。

- 五 都市計画及び都市計画事業に関する事務を管理し、並びに都市計画事業を実施すること。
- 六 廣告物取締法(明治四十四年法律第七十号)の施行に関する事務を管理すること。
- 七 水道及び下水道の工事の指導及び監督を行うこと。
- 八 河川、水流及び水面(港湾内の水面を除く。)の利用、改良維持及び管理並びにこれらの助成及び監督を行うこと。
- 九 砂防に関する事業を実施、助成及び監督しその他砂防法(明治三十年法律第十九号)の施行に関する事務を管理すること。
- 十 公有水面(港湾内の水面を除く。)の埋立に関する事務を管理すること。
- 十一 運河に関する事務を管理すること。
- 十二 水防の発達及び改善を助長し、並びに水害予防組合の助成及び監督を行うこと。
- 十三 道路の新設、改築、維持及び管理並びにこれらの助成及び監督を行うこと。
- 十四 河川、道路、砂防設備及び海岸堤防の災害復旧並び

にその助成を行うこと。

- 十五 軌道の監督に関する事務を管理すること。
- 十六 自動車道事業の監督に関する事務を管理すること。
- 十七 土地の使用及び収用に關する事務を管理すること。
- 十八 宅地の利用の調整に関する調査及び企画を行うこと。
- 十九 戦災地その他の災害地における土地物件の權利に関する事務を管理すること。
- 二十 市街地建築物に関する事務を管理すること。
- 二十一 不良住宅地区改良に関する事務を管理すること。
- 二十二 建築の発達及び改善の助長並びに建築に関する監督を行うこと。
- 二十三 住宅等の建設、供給、改善及び管理並びにこれらの助成及び監督を行うこと。
- 二十四 住宅の緊急措置に関する事務を管理すること。
- 二十五 土木建築請負業の発達及び改善の助長を行うこと。
- 二十六 國費の支弁に属する建物の營繕(別に法律で定めるものを除く。)を行うこと。
- 二十七 連合國最高司令官から政府に返還された物品等の

処分を行うこと。

- 二十八 建設省の所管行政に関する監察事務を処理すること。
- 二十九 建設省の所管行政に関する調査、統計、試験、研究並びに資料の収集、整理及び編集に関する事務を処理すること。
- 三十 建設省の所管行政に関する啓発及びこゝ報並びに部内の人事、會計及び庶務に関する事務を処理すること。但し、人事に関しては、國家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)に従つて処理しなければならない。

(本省の内部部局及びその所掌事務)

第四條 本省に大臣官房及び左の六局を置く。

- 総務局
- 河川局
- 道路局
- 都市局
- 建築局
- 特別建設局

大臣官房においては、前條第二十八号及び第三十号に規定する事務を掌る。

建設省設置法

3 総務局においては、前條第一号、第三号、第四号、第七号、第二十五号及び第二十七号に規定する事務並びに同條第二十九号に規定する事務(試験及び研究に関する事務を除く。)を掌る。

- 4 河川局においては、前條第八号から第十二号までに規定する事務及び同條第十四号に規定する事務(道路の災害復旧工事の指導に関する事務を除く。)を掌る。
- 5 道路局においては、前條第十三号、第十五号及び第十六号に規定する事務並びに同條第十四号に規定する事務のうち道路の災害復旧工事の指導に関する事務を掌る。
- 6 都市局においては、前條第五号から第七号までに規定する事務並びに同條第二十号に規定する事務のうち市街地建築物法による地域及び地区の指定に関する事務を掌る。
- 7 建築局においては、前條第十八号、第十九号及び第二十一号から第二十四号までに規定する事務並びに同條第二十号に規定する事務(市街地建築物法による地域及び地区の指定に関する事務を除く。)を掌る。
- 8 特別建設局においては、前條第二十六号及び第十二條に規定する事務を掌る。

(本省の附屬機關)

第五條 建設省に所要の研究を置き、土木建築及び都市計画に関する調査、試験及び研究並びに技術者の養成訓練に関する事務を掌らしめる。

2 建設省に地理調査所を置き、第三條第二号に規定する事務を掌らしめる。

3 建設省に建設工事本部を置き、第十一條第一項に規定する事務を掌らしめる。

第三章 地方支分部局

(地方建設局)

第六條 地方建設局は、建設大臣の管理に属し、河川、道路、砂防その他直轄の土木工事の実施に関する事務を分掌する。

2 地方建設局の名称、位置、所管区域その他必要な事項は、政令でこれを定める。

3 建設大臣は、局務の一部を所掌させるため、所要の地に工事事務所を設置することができる。その名称、位置その他必要な事項は、建設大臣がこれを定める。

第七條 建設省におかれる職員について必要な事項は、政令でこれを定める。

2 この法律に定めるものの外、建設省の組織の細目については、建設大臣がこれを定める。

第四章 職員及び組織の細目

第八條 この法律は、昭和二十三年七月十日から、これを施行する。

行する。

第九條 建設院設置法及び運輸大臣において委託に依り戦災地の復興に関する工事を施行する等の件(昭和二十一年勅令第五十一号)は、これを廃止する。但し、法律(法律に基く命令を含む。)に別段の定めある場合を除く外、従前の機関及びその職員は、この法律に基く建設省の相当の機関及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

第十條 國費の支弁に属する建物の營繕(別に法律で定めるものを除く。)に関する事務でこの法律施行の際現に各省大臣の所管に属するものについては、当分の間、なお従前の例による。

第十一條 建設大臣は、昭和二十四年三月三十一日まで、一般の委託により、戦災地の復興に関する工事その他緊急工事を施行することができる。

2 建設大臣は、必要と認めるときは、委託者をして前項に規定する事務施行の費用に充てるべき資金を國庫に納付させることができる。

3 建設大臣は、第一項の規定により委託者に属する支拂事務を取り扱う場合においては、現金の前渡を受けた官吏現

金取扱の例に準じ、主任の官吏をしてその現金の取扱をさせることができる。

第十二條 建設大臣は、昭和二十三年十二月三十一日まで、左に掲げる事務を行うことができる。但し、第一号の事務は、特別調達廳がこれを行う準備をしたときは、同日以前においても特別調達廳に移管されるものとする。

一 この法律施行の際継続中の連合國最高司令官の要求に係る建設工事及び設備工事について、國費の不当支出を防止するためにする技術的監督及び監視をすること。

二 昭和二十二年八月三十一日以前にしゅん功した連合國最高司令官の要求に係る工事の契約金額に対する査定及びその精算をすること。

第十三條 建設省に、昭和二十三年八月三十一日までに、地方支分局として建築出張所を置く。

2 建築出張所は、建設大臣の管理に属し、建築の監督及び本省の所管行政に属する資材の割当に関する事務を分掌する。

3 建築出張所の名稱、位置、管轄区域その他必要な事項は、建設大臣がこれを定める。

第十四條 内務省官制等廃止に伴う法令の整理に関する法律

行政管理廳設置法

(昭和二十二年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

第三條 削除

第十五條 道路運送法(昭和二十二年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「内務大臣」を「建設大臣」に改める。

第十六條 行政官廳法(昭和二十二年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第十三條中「特命全權大使特命全權公使及び建設院の長」を「特別全權大使及び特命全權公使」に改める。

行政管理廳設置法

(昭和二十三年七月一日) 法律第七十七号

第一條 この法律により、總理廳の外局として、行政管理廳を設置する。

(所掌事務及び権限)

第二條 行政管理廳の所掌事務の範圍は、左の通りとし、その権限の行使は、その範圍内で法律(法律に基く命令を合

行政管理廳設置法

む。に従つてなされなければならない。

- 一 行政制度一般に関する基本的事項を企画すること。
 - 二 行政機関の機構、定員及び運営の総合調整を行うこと。
 - 三 行政機関の機構、定員及び運営に関する調査、企画、立案及び勧告を行うこと。
 - 四 各行政機関の機構の新設、改正及び廃止並びに定員の設置、増減及び廃止に関する審査を行うこと。
 - 五 各行政機関の行政運営に関する監察を行うこと。
 - 六 所掌事務に関する統計及び資料の収集、整理及び編集を行うこと。
- 前項の所掌事務は、人事委員会に対する関係においては、これを適用しないものとし、且つ、他の法令により人事委員会、法務廳及び会計検査院の所掌に属せしめられた事務を含まないものとする。

(内部部局)

第三條 行政管理廳に長官官房及び左の二部を置く。

- 管理部
 - 監察部
- 長官官房においては、人事、会計及び庶務に関する事務

- を掌る。但し、人事に関しては、國家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）に従つて処理しなければならない。
- 三 管理部においては、第二條第一項第一号から第四号まで及び第六号に規定する事務を掌る。
- 四 監察部においては、第二條第一項第五号に規定する事務を掌る。
- 五 前四項に定めるものの外、行政管理廳の組織の細目について必要な事項は、長官がこれを定める。

(職員)

第四條 行政管理廳の長は、行政管理廳長官とし、國務大臣をもつて、これに充てる。

- 二 長官は、所掌事務に関し、各行政機関の長に対し必要な資料の提出及び説明を求めることができる。
- 三 長官は、所掌事務に関し、臨時内閣総理大臣に対し意見を上申することができる。

第五條 この法律に定めるものの外、行政管理廳に置かれる職員について、必要な事項は、政令でこれを定める。

附則

- 一 この法律は、昭和二十三年七月一日から、これを施行する。

- 二 行政調査部臨時設置制（昭和二十一年勅令第四百九十号）及び行政監察委員会令（昭和二十二年政令第百八十四号）は、これを廃止する。
- 三 第二條第二項中「人事委員会」とあるのは、國家公務員法附則第一條第二項の規定に基き人事委員会が設置されるまでは、「臨時人事委員会」と読み替えるものとする。

水産廳設置法

(昭和二十三年七月一日) 法律第七十八号

(設置)

第一條 政府は、水産業を振興し水産物の増産を図り、もつて經濟の興隆と國民生活の安定とに寄與するために、農林省の外局として水産廳を設置する。

第二條 水産廳の所掌事務及び権限

第三條 水産廳の所掌事務の範囲は左の通りとし、その権限の行使は、その範囲内で法律、法律に基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

水産廳設置法

- 一 水産物及び水産業専用物品の生産、流通、消費及び檢

査に関する事務を処理すること。(漁網網の生産並びに漁船及び漁船用機関の生産及び検査に関するものを除く。)

- 二 水産業の經營の發達、改善及び調整を図ること。
- 三 水産物の生産、流通その他の業務の發達、改善及び調整に関する協同組合その他の團體に関する事務を処理すること。
- 四 漁船保険並びに漁船登録規則（昭和二十二年 總理廳令第五号）による漁船の登録及び依頼検査に関する事務を処理すること。
- 五 漁船設計並びに漁船用機関、漁船用機械及び漁業用無線施設に関する技術の指導監督に関する事務を処理すること。
- 六 漁港及び船だまりの築造及び修理の指導助成に関する事務を処理すること。
- 七 氷の生産、流通及び消費並びに冷凍及び冷蔵に関する事務を処理すること。
- 八 水産廳の所管事項に関する試験研究、調査及び普及並びに水産講習所に関する事務を処理すること。
- 九 前各号に掲げるものの外、水産廳の所管行政に属する業務の發達、改善及び調整を図ること。

(内部部局)

第三條 水産廳に左の三部を置く。

漁政部

生産部

調査研究部

(漁政部)

第四條 漁政部においては、左の事務を掌る。

- 一 水産業の経営の発達、改善及び調整を図ること。
- 二 水産に関する協同組合その他水産業団体に関する事務を処理すること。
- 三 漁業権の附與及び登録並びに漁業の許可に関する事務を処理すること。
- 四 漁船保険及び漁船再保険特別会計に関する事務並びに漁船の登録及び依頼検査に関する事務を処理すること。
- 五 漁船設計並びに漁船用機関、漁船用機械及び漁業用無線施設に関する技術の指導監督に関する事務を処理すること。
- 六 漁港及び船だまりの築造及び修理の指導助成に関する事務を処理すること。
- 七 水産廳の所管に属する事業に関する資金のあつ旋に關

する事務を処理すること。

八 水産講習所に関する事務を処理すること。

九 水産廳の所掌に属する人事、会計、庶務その他他部の所掌に属しない事務を処理すること。但し、人事に関しては、國家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)に従つて処理しなければならない。

(生産部)

第五條 生産部においては、左の事務を掌る。

- 一 沿岸漁業、内水面漁業及び遠洋漁業の指導監督に関する事務を処理すること。
- 二 水産増殖に関する事務を処理すること。
- 三 加工水産物の生産の指導監督に関する事務を処理すること。
- 四 水産物の集荷、配給、消費及び検査に関する事務を処理すること。
- 五 氷の生産、流通及び消費並びに冷凍及び冷蔵に関する事務を処理すること。
- 六 燃油、漁網網その他水産用資材の割当配給に関する事務を処理すること。
- 七 水産業専用物品の生産、流通、消費及び検査に関する

事務を処理すること。(漁網網の生産並びに漁船及び漁船用機関の生産及び検査に関するものを除く。)

(調査研究部)

第六條 調査研究部においては、左の事務を掌る。

- 一 水産資源の調査研究の企画及び取まとめに関する事務を処理すること。
- 二 水産増殖の調査研究の企画及び取まとめに関する事務を処理すること。
- 三 前二号に掲げるものの外、水産に関する調査研究に関する事務を処理すること。
- 四 水産に関する資料の取まとめに関する事務を処理すること。
- 五 水産に関する科學技術の普及に関する事務を処理すること。
- 六 水産試験場に関する事務を処理すること。

(組織の細目)

第七條 水産廳の組織の細目については、農林大臣がこれを定める。

(水産駐在所)

第八條 農林大臣は、水産物の需給調整及び漁業法(明治四

水産廳設置法

十三年法律第五十八号)の施行に関する事務の一部を分掌

させるため、臨時に、水産駐在所を設けることができる。

2 水産駐在所の名称、位置、管轄區域その他必要な事項は、農林大臣がこれを定める。

(職員)

第九條 この法律に定めるものの外、水産廳の職員については必要な事項は、政令でこれを定める。

附則

第十條 この法律は、昭和二十三年七月一日から、これを施行する。

第十一條 農林省官制(昭和十八年勅令第八百二十一号)の一部を次のように改正する。

第一條中「農畜水産物」を「農畜産物」に、「農畜水産業」を「農畜産業」に改める。

第三條第一項中「八局」を「七局」に改め、「水産局」を削る。

第六條 削除

第十二條 この法律施行の際現に存する水産局事務所は、この法律に基く水産駐在所となり同一性をもつて存続するものとする。

新聞出版用紙割当事務廳設置法

(昭和二十三年八月三日)
法律第二百一十一号

置法

(設置の目的及び主旨)

第一條 用紙の供給が不足している國家經濟の現状にかんがみ、新聞出版部門が供給を受け得る限度の用紙を、適正に割当てるための機關が必要なので、この法律により、内閣總理大臣の管理の下に、臨時に、新聞出版用紙割当事務廳(以下事務廳といふ。)を置く。

第二條 何人も如何なる方法によるを問はず、用紙割当に關し圧迫を加え、又はこれを利用して言論の自由を害し、若しくは特定の思想への從屬を強制してはならない。

(所掌事務及び権限)

第三條 事務廳の所掌事務の範圍は左の通りとし、その権限の行使は、その範圍内で法律(法律に基く命令を含む。)に從つてなされなければならない。

一 新聞出版用紙割当申請書を受理し、審査の上、新聞出版用紙割当審議會(以下本條中審議會といふ。)に附議すべき割当原案を作成すること。
二 審議會の議決に基き、需要者割当証明書を発行し、及

び必要に應じこれを取消すること。

三 割当てられた新聞出版用紙の供給及び消費について検査を行い、もし正規に反する事実があると認められるときは、適當な措置を講ずること。

四 用紙割当に關する陳情書及び異議申請書を受理し、審査のため審議會の議に附すること。

五 前各号に關係がある事項に關し調査し、及び資料を集めること。

六 審議會及び部会の議事録を保存して、關係当事者の申出により閱覽に供すること。

七 用紙割当の結果を公表すること。

二 内閣總理大臣は、特に必要があると認める場合においては、第一條に基きその権限に屬する管理の事務を他の國務大臣に行わせることができる。

(職員及び組織)

第四條 事務廳の長は、事務廳長官とする。

二 事務廳長官は、第三條の事務を掌理する。

三 この法律に定めるものの外、事務廳に置かれる職員について必要な事項は、政令でこれを定める。
四 事務廳の組織の細目について必要な事項は、事務廳長官

がこれを定める。

(新聞出版用紙割当審議會)

第五條 事務廳に、新聞出版用紙割当審議會(以下審議會といふ。)を置く。

二 審議會は第六條各号に規定するものの外、新聞出版用紙の割当に關する重要事項につき審議する。

第六條 事務廳長官は、左に掲げる事項については必ず審議會の議に附し、その議決に從つて、これを決定しなければならない。

一 新聞出版用紙の割当に關する方針、基準及び手續

二 個々の新聞及び出版物に對する用紙の割当

第七條 審議會は、新聞部会及び出版部会をもつてこれを組織し、各部会に委員十一人を置く。

二 各部会を構成する委員は、当該業界から選出された者五人、學識経験のある者のうちから選出された者五人及び商工省の用紙に關する主管局長とする。

第八條 委員の選定については、審議會議長は、關係各方面の意見を参酌して、その候補者を選定しなければならない。

二 事務廳長官は、前項の候補者に関し不適當と認められる

新聞出版用紙割当事務廳設置法

正当な理由がある場合においては、議長に考し、その撤回を要求することができる。

三 審議會議長は、前項の要求があつたときは改めて候補者を選定しなければならない。

四 各部会は、確定した候補者のうちから多数決により委員を選挙する。

第九條 前二條に規定するものの外、審議會の組織、運営、議長の選任、委員の任期、選定及び任免に關する手續並びに審議會設置の際、從前の新聞及び出版用紙割当委員会との關連に於て必要な事項は、政令でこれを定める。

(割当方針及び基準)

第十條 新聞出版用紙の割当は、適正公平を旨としなければならない。

二 新聞出版用紙の割当に關する方針は、日本の道徳的及び文化的水準を高め、且つ、民主的社會の建設に貢獻するよ

うにこれを定めなければならない。
三 新聞出版用紙割当に關する基準は、文化的價值、社會的有用性及び読者の需要度等を考慮して、できる限り客観性のあるようにこれを定めなければならない。

附則

- 1 この法律は、公布の日から、これを施行する。
- 2 新聞出版用紙割当事務局臨時設置制（昭和二十一年勅令第五百六十六号）は、これを廃止する。
- 3 用紙割当を継続する必要の有無及び割当制度の可否に關して國會に再審議の機会を與ふる爲に、政府は、この法律を無修正で継続させることにつき、毎通常國會の議決による確認を求めるとし、毎通常國會の議決によらなければならぬ。
- 4 前項の場合において、國會がその旨可決したときは、この法律は無修正で継続する。國會が修正又は廃止の議決をしたときは、政府は、これについて必要な措置をとらなければならぬ。

工業技術廳設置法

（昭和二十三年八月一日）
法律第二百七号

（法律の目的）

第一條 この法律は、鉱業及び工業の科学技術に關する試験研究等の業務を強力且つ総合的に遂行し、生産技術の向上とその成果の普及を図り、もつて経済の興隆に寄與することを目的とする。

投助すること。

六 前各号に掲げるものの外、鉱業及び工業の科学技術の進歩及び改良並びにこれらに關する事業の発達、改善及び調整を図ること。

（内部部局及び機關）

第四條 工業技術廳に工業技術運営審議會、工業技術協議會及び左の二部並びに政令の定めるところにより試験研究等を行う機關を置く。

調整部

標準部

（工業技術運営審議會）

第五條 工業技術廳長官は、左に掲げる事項については、工業技術運営審議會（以下本條中審議會という。）の議決に基いて、これを定めなければならない。但し、この議決は商工大臣をも拘束するものではない。

- 一 工業技術廳の運営方針の設定又は変更に關する事項
- 二 各年度の調査、研究、規格の制定及び技術指導に關する計画の設定又は変更に關する事項
- 三 工業技術廳の予算要求に關する事項
- 四 前各号に掲げるものの外、工業技術廳の所掌事務に關

（工業技術廳及び工業技術廳長官）

第二條 前條の目的のために、商工省の外局として、工業技術廳長官を長とする工業技術廳を設置する。

2 工業技術廳長官は、第三條に規定する事務を掌理する。（所掌事務及び権限）

第三條 工業技術廳の所掌事務の範圍は左の通りとし、その權限の行使は、その範圍内で法律（法律に基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

一 鉱業及び工業に關する試験、研究、分析、檢定、鑑定、技術調査、技術指導その他これらに附帶する業務を行うこと。

二 地質の調査その他これに附帶する業務を行うこと。

三 度量衡及び計量の標準を設定すること、度量衡の原器及び電氣の標準器を保管すること、度量衡器及び計量器の檢定に關する事務を処理すること並びに度量衡器及び計量器の檢定、比較檢査、試験、研究、技術調査、技術指導その他これらに附帶する業務を行うこと。

四 工業標準及び工業品規格の制定及び普及に關する事務を処理すること。

五 科学技術に關して商工省の本省及び他の外局の事務を

する重要事項で、商工大臣の指定するもの

2 審議會は、前項に定めるところによりその權限に屬させられた事項を議決する外、廳務に關して、商工大臣又は工業技術廳長官に對し、意見を提出することができる。

3 審議會は、必要があると認めるときは、工業技術廳長官に對し、廳務に關する必要な報告又は資料の提出を要求することができる。

4 審議會は、会長及び副会長各一人並びに委員四十人以内で、これを組織する。

5 前各項に定めるものの外、審議會について必要な事項は、政令で、これを定める。

（工業技術協議會）

第六條 工業技術協議會（以下本條中協議會という。）は、左の事項に關して、工業技術廳長官の諮問に基いて、これを審議する。

- 一 鉱業及び工業の科学技術に關する試験研究の遂行に關する事項
- 二 鉱業及び工業に關する生産技術の向上に關する事項
- 2 協議會は、工業技術廳長官の諮問に答える外、前項各号に掲げる事項に關して、工業技術廳長官に對し、意見を提

工業技術廳設置法

出することができる。

- 3 協議会は、工業技術廳長官に對し、審議に必要な報告又は資料の提出を請求することができる。
- 4 工業技術廳長官は、協議会の答申又は意見については、これに充分な考慮を拂わなければならない。
- 5 協議会は、委員二十人以内で、これを組織する。
- 6 委員は、商工大臣の申出により、学識経験のある者の中から、内閣がこれを命ずる。
- 7 協議会に、委員の互選による、会長及副会長各一人を置く。
- 8 前各項に定めるものの外、協議会の運用について必要な事項は、政令で、これを定める。

(調整部)

第七條 調整部の所掌事務は、左の通りとする。

- 一 所管行政に関する企画及び調査一般並びに総合調整に関する事項
- 二 試験研究等の成果の普及及びこれに基づく技術指導の総括に関する事項
- 三 度量衡及び計量に関する標準の設定及び検定の総括に関する事項

四 人事會計その他庶務に関する事項

五 その他、他部及び他の機關の所掌に属しない事項(標準部)

第八條 標準部においては、工業標準及び工業品規格の制定及び普及に関する事務を掌る。

(報告の公表)

第九條 工業技術廳長官は、毎年少くとも一回、試験研究等を行う機關の試験研究等の状況及びその成果について、できるだけ詳細な報告を公表しなければならない。

(職員及び組織の細目)

第十條 工業技術廳の職員については、必要な事項は、政令で、これを定める。

2 工業技術廳の組織の細目については、商工大臣が、これを定める。

附則

第十一條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

第十二條 商工省官制(昭和二十年勅令第四百八十六号)の一部を次のように改正する。

第一條中「度量衡及計量並ニアルコールノ專賣ニ関スル事務」の下に「度量衡及計量ニ関スル標準及検定ニ関スル

事務ヲ除ク)を、第五條中「度量衡及計量ニ関スル事務」の下に「度量衡及計量ニ関スル標準及検定ニ関スル事務ヲ除ク)を加える。

第十條及第十一條 削除

第十三條 特許標準局官制(昭和二十年勅令第五百十八号)の一部を次のように改正する。

「特許標準局官制」を「特許局官制」に、「特許標準局」を「特許局」に改める。

第一條中「意匠、商標、工業標準化及工業品ノ規格統一」を「意匠及商標」に改める。

第三條中「五部」を「四部」に改める。

第十一條中「竝ニ工業標準化及工業品ノ規格統一ニ関スル資料」を削る。

第十四條 左に掲げる規定中「特許標準局長官」を「特許局長官」に改める。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第百條第二項及び第三項

昭和二十年勅令第五百四十二号ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合國人の特許發明等の実施状況調査に関する勅令(昭和二十二年勅令第三十六号)第

中小企業廳設置法

一條

第十五條 電氣試験所官制(大正七年勅令第二百十九号)の一部を次のように改正する。

「電氣試験所官制」を「電氣通信研究所官制」に、「電氣試験所」を「電氣通信研究所」に改める。

第一條中「電氣ノ」を「電氣通信ノ」に改める。

中小企業廳設置法

(昭和二十三年七月二日) 法律第八十三号

(法律の目的)

第一條 この法律は、健全な独立の中小企業が、國民經濟を健全にし、及び発達させ、經濟力の集中を防止し、且つ、企業を営もうとする者に対し、公平な事業活動の機会を確保するものであるのに鑑み、中小企業を育成し、及び発達させ、且つ、その經營を向上させるに足る諸條件を確立することを目的とする。

(中小企業廳及び中小企業廳長官)

第二條 前條の目的のために、商工省の外局として、中小企業廳長官を長とする中小企業廳を設置する。

中小企業廳設置法

中小企業廳長官は、第三條に規定する事務を掌理する。
(中小企業廳の権限)

第三條 中小企業廳は、中小企業廳長官及びその職員をもつて左に掲げる事務を掌る。

- 一 中小企業に関する資材、動力、資金、生産方法、技術、經理、労働関係、輸送及び販賣等に関する事項その他中小企業の育成及び發展並びに経営の向上に必要な事項についての情報を収集し、分析し、及び供給すること。
- 二 中小企業の経営状況の調査及び診断並びにこれに基づく必要な指示をすること。但し、その調査及び診断は、当該中小企業者の申請に基づくことを必要とし、且つ、その指示は、当該中小企業者を拘束しないものとする。
- 三 中小企業の経営の向上に資することができる設備及び技術に関し、試験研究機關の協力を求め、並びに中小企業者がその設備及び技術を利用することを奨励すること。
- 四 中小企業における新規で有益な製品又は製法等を奨励すること。
- 五 中小企業における製品又はその製法等を展示する会を開くこと。

中小企業廳は、中小企業に關係ある經濟問題に關し調査研究し、又は國會に提出される議案につき、中小企業に關係ある事項に關し、意見を提出することができる。

中小企業廳は、中小企業に關係ある事項については、中央及び地方の行政廳の協力を求め総合的に処理することができる。

中小企業者は、行政廳の行爲により不当にその事業を阻害されたとき、又は他人の行爲により不当な取引制限を受け、若しくは他人の行爲が不正な競争方法であると認めるときは、中小企業廳にその事実を申し出ることができ

前項後段の場合においては、中小企業廳は、当該事件を公正取引委員会に移さなければならない。

第四條 中小企業廳に長官官房及び左の二局を置く。

振興局
指導局

長官官房においては、人事、會計その他庶務に関する事務を掌る。

振興局においては、前條第一項第一号、及び第五号並び

に第二項乃至第五項に規定する事務を掌る。
指導局においては、前條第一項第二号乃至第四号に規定する事務を掌る。

(職員)

第五條 中小企業廳の事務を行うため、中小企業廳に所要の職員を置く。

前項の職員の一部は、中小企業に關し學識經驗ある者の中から、これを命ずる。

この法律に定めるものの外、中小企業廳の職員に關して必要な事項は、政令でこれを定める。

附則

第六條 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から、これを施行する。

第七條 商工省官制の一部を次のように改正する。

第九條ノ二中「所管行政ニ屬スル中小企業の振興ニ關スル事務及」を削る。

農業改良局設置法

(昭和二十三年七月十五日)
法律第百六十三号

(設置)

農業改良局設置法

第一條 能率的な農法の發達、農業生産の増大及び農民生活の改善のために、農民が農業(蚕糸業を除く。以下同じ。)に關する諸問題につき有益、適切且つ実用的な知識を得、これを普及交換して公共の福祉を増進するため、農林省の内部部局として農業改良局を設置する。

第二條 農業改良局の所掌事務の範圍は左の通りとし、その權限の行使は、その範圍内で法律(法律に基く命令を含む。)に従つてなされなければならない。

- 一 農業及び農民生活に関する自然科学的試験研究の企画に關する事務並びに關係試験研究機關の行う当該試験研究の連絡調整に關する事務を処理すること。
- 二 農業及び農民生活に関する經濟学的研究の企画及び実施に關する事務並びに關係研究機關の行う当該研究の連絡調整に關する事務を処理すること。
- 三 農業及び農民生活に關する知識の普及交換に關する事務を処理すること。
- 四 農業改良助長法(昭和二十三年法律第百六十五号)に基づく補助金及び委託金の交付に關する事務を處理すること。

農業改良局設置法

- 五 農業及び農民生活に関する試験研究を行う者の能力の向上に関する事務を処理すること。
 - 六 農業及び農民生活に関する知識の普及交換に関する事務に従事する者の能力の向上に関する事務を処理すること。
 - 七 関係試験研究機関の研究の状況及びその成果の調査に関する事務を処理すること。
 - 八 農業及び農民生活に関する知識の普及交換に関する事務の実施の状況及びその成果の調査に関する事務を処理すること。
 - 九 農業及び農民生活に関する試験研究及び知識の普及交換に関する資料の収集、整理及び刊行に関する事務を処理すること。
- 第三條 農業改良局に左の三部を置く。
技術研究部
経済研究部
普及部
- (技術研究部)
第四條 技術研究部においては、左の事務を分掌する。

- 一 第二條第一号の事務。
 - 二 同條第四号、第五号、第七号及び第九号の事務のうち、農業及び農民生活に関する自然科学的試験研究に関するもの。
- (経済研究部)
第五條 経済研究部においては、左の事務を分掌する。
一 第二條第二号の事務
二 同條第四号、第五号、第七号及び第九号の事務のうち、農業及び農民生活に関する経済学的研究に関するもの。
- (普及部)
第六條 普及部においては、左の事務を分掌する。
一 第二條第三号、第六号及び第八号の事務
二 同條第四号及び第九号の事務のうち、農業及び農民生活に関する知識の普及交換に関するもの。
- (組織細目)
第七條 農業改良局の組織の細目については、農林大臣がこれを定める。
- (報告の公表)
第八條 農林大臣は、毎年少くとも一回、農業及び農民生活に関する試験研究の状況並びにその成果について、できる

だけ詳細な報告を公表しなければならない。
(職員)
第九條 第二條に規定する事務を掌らしめるため、農林省に所要の職員を置く。
2 前項の職員について必要な事項は、政令でこれを定める。

附則

第十條 この法律施行の期日は、その公布の日から起算して三十日をこえない期間内において、政令でこれを定める。

運輸省官制の一部を改正する法律

(昭和二十三年七月十日) 法律第百十五号

運輸省官制(昭和十八年勅令第八百二十九号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項中「工作局」の下に、「國營自動車局」を加える。

第四條第二号の次に左の一号を加える。

二ノ二 國有鉄道ニ關聯スル國營自動車及其ノ附帶事業ニ關スル事項

運輸省官制の一部を改正する法律
消防組織法の一部を改正する法律

造幣局官制の一部を改正する法律

第六條第一号中「國有鉄道」の下に「及國營自動車」を加え、同條第二号を削り、第三号を第二号とする。

附則
この法律は、公布の日から、これを施行する。

造幣局官制の一部を改正する法律

(昭和二十三年七月十五日) 法律第百六十号

造幣局官制(明治四十三年勅令第四十号)の一部を次のように改正する。

第一條中「及諸礦物ノ試験」を「諸礦物ノ試験及貴金屬ノ配給」に改める。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

消防組織法の一部を改正する法律

(昭和二十三年七月二十四日) 法律第百八十七号

消防組織法の一部を次のように改正する。

第十條第一項中「市町村」を「市町村長」に改め、同條第三項

中「市町村」を「市町村長の承認を得て、消防長」に改める。
第十三條中「定める基準により、」を「承認を得て、」に改める。

第十五條の次に次の一條を加える。

第十五條之二 消防團の設置、区域及び組織は、地方的要求に應じて、市町村長がこれを定める。

消防本部を置く市町村においては、消防團は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動し、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても業務に従事することが出来る。

消防團員の定員、任免、給與、服務その他の事項は市町村條例で、その訓練、礼式及び服制に関する事項は、國家消防廳の定める準則に則り、市町村規則でこれを定める。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

国家行政組織に関する法律の制定施行までの暫定措置に関する法律

（昭和二十三年四月三十日）
法律 第三十号
行政官廳法（昭和二十二年法律第六十九号）附則第二項及び經濟安定本部令（昭和二十二年勅令第九十三号）附則第二項中「施行後一年を限り」を「昭和二十三年五月三十一日まで」に、日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律（昭和二十二年法律第七十二号）第一條の三及び建設院設置法附則第二項中「五月二日」を「五月三十一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

国家行政組織に関する法律の制定施行されるまでの間、行政官廳の職員の定員については、政令でこれを定めることができる。但し、予算上の措置がこれに伴っていなければならぬ。

高等試験委員及び普通試験委員臨時措置法

（昭和二十三年六月十一日）
法律 第五十三号

第一條 高等試験委員及普通試験委員官制（大正七年勅令第九号）は、この法律に規定する條件の下に、なお当分の間法律と同一の効力を有する。

第二條 「高等試験委員」の称呼は、「高等試験委員会」と改める。

高等試験委員会は、法務總裁の所轄とする。

第三條 高等試験委員長は、法務總裁をもつて、これに充てる。

第一部の部長は法制長官、第二部の部長は外務次官、第三部の部長は最高裁判所事務総長をもつて、これに充てる。

第三部に属する常任委員のうち少くとも二人は、最高裁判所長官の申出に基き、最高裁判所の一級又は二級の官吏の中からこれを命ずるものとする。

第四條 高等試験委員会の庶務は、法務總裁官房において、これを掌る。

高等試験委員及び普通試験委員臨時措置法 國家公務員共済組合法

第五條 この法律の規定は、國家公務員法（昭和二十二年法律百三十号）のいかなる條項をも廢止し、若しくは修正し、又はこれに代わるものではない。
高等試験委員会第一部及び第二部並びに普通試験委員は、その所掌にかかるすべての公職について、國家公務員法（その特例を定める法律又は人事委員会規則を含む）又は地方公共団体の公務員に関する法令中任用に関する規定が適用されるに至つたときは、当然にその成立を失う。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

官任用級令その他の法令中「高等試験委員」とあるのは、「高等試験委員会」と読み替へるものとする。

國家公務員共済組合法

（昭和二十三年六月三十日）
法律 第六十九号

國家公務員共済組合法目次

- 第一章 総則
- 第二章 組合員
- 第三章 給付

第四章 福祉施設

第五章 掛金及び國庫負担金

第六章 共済組合審査会

第七章 雜則

國家公務員共済組合法

第一章 總則

(目的及び組織)

第一條 國に使用される者で國庫から報酬を受けるもの(以下職員という)は、この法律の定めるところにより、相互救済を目的とする共済組合(以下組合という)を組織する。但し、左の各号に掲げるものを除く。

- 一 常時勤務に服しない者
- 二 臨時に使用される者(雇よりの日から二月を超える者を除く。)
- 三 公團及び特別調達廳の職員のうち政府の管掌する健康保険の被保険者又は健康保険組合の被保険者
- 四 連合國軍の需要に應じて連合國軍のために勤務に服する者
- 五 公共事業費をもつて経費の全部又は一部を支弁する事業に係る勤務に服する者

六 未復員者給與法(昭和二十二年法律百八十二号)の適用を受ける者

(組合の設置区分)

第二條 組合は、衆議院、參議院、内閣(総理廳を含む。)、法務廳、各省、裁判所及び会計検査院(以下各省各廳という)ごとにそれぞれこれを設ける。

- 2 前項に定めるものの外、左の各号の一に該当する職員を單位として、当該各号に掲げる各省各廳に、それぞれ別に組合を設ける。
 - 一 國家地方警察及び國家消防廳に属する職員 総理廳
 - 二 副看守長及び看守 法務廳
 - 三 專賣局に属する職員並びにアルコールの專賣及びアルコール專賣法(昭和十二年法律第三十二号)第二條に規定するアルコール以外のアルコール類及びケトン類の製造に関する事務に従事する職員 大藏省
 - 四 印刷局に属する職員 大藏省
 - 五 造幣廳に属する職員 大藏省
 - 六 國立学校に属する職員 文部省
 - 七 營林局(營林署を含む。)に属する職員 農林省
 - 八 運輸省に属し陸運に関する事務並びに國有鉄道に關連

する國有船舶及び倉庫營業(臨港倉庫に係るものを除く。)に関する事務に従事する職員 運輸省

- 九 建設省の地方建設局(第一技術研究所を含む。)に属する職員並びに運輸省の地方支分部局に属し港灣の建設又は保存に関する事務に従事する職員 建設省
- 3 前項各号の規定により設けられた組合の組合員の範圍は、当該組合の共済組合運営規則(以下運営規則という)により、これを定める。

(組合の管理)

第三條 組合は法人とする。

- 2 衆議院議長、參議院議長、内閣総理大臣、法務総裁、各省大臣、最高裁判所長官及び会計検査院長(以下各省各廳の長という)は、この法律に基いて、それぞれその各省各廳に設けられた組合を代表し、その事業を執行する。
- 3 各省各廳の長は、前項の規定により、組合の事業を執行するに必要な運営規則を定めるものとする。
- 4 各省各廳の長が、運営規則を定める場合においては、あらかじめ大藏大臣に協議しなければならない。
- 5 運営規則には、左に掲げる事項を規定するものとする。
 - 一 組合の事業を執行する権限の一部を委任する場合にお

國家公務員共済組合法

いては、その委任に関する事項

- 二 組合員に関する事項
- 三 掛金に関する事項
- 四 資産の管理その他財務に関する事項
- 五 共済組合運営審議会及び共済組合審査会に関する事項
- 六 その他組合の事業執行に關して必要な事項

(組合の住所)

第四條 組合は、各省各廳の長の指定する地に主たる事務所を置く。

2 組合は、大藏大臣の承認を受けて、その事業を執行するために従たる事務所を設けることができる。

(組合運営審議会)

第五條 組合の適正な運営を図るため、各組合に共済組合運営審議会(以下運営審議会という)を置く。

- 2 運営審議会の委員は十名以内とし、当該組合の組合員のうちから、各省各廳の長が、これを命ずる。
- 3 各省各廳の長が、前項の規定により委員を命ずる場合においては、一部の者の利益に偏することのないように相當の注意を拂わなければならない。

第六條 左に掲げる事項は、運営審議会の議を経なければならない

らない。

- 一 運営規則のうち第三條第五項第二号から第六号までに掲げる事項に関する部分の制定及び改廃
- 二 組合の毎事業年度の予算及び決算
- 三 重要な財産の処分又は重大な義務の負担
- 四 訴訟、訴願の提起及び和解
- 五 その他各省各廳の長又は運営審議會において特に重要であると認められた事項

2 前項に定める事項の外、運営審議會は、各省各廳の長の諮問に應じ、又は必要と認める事項につき各省各廳の長に建議することができる。

(事務職員及び國の施設の利用)

第七條 各省各廳の長は、組合の運営に必要な範囲内において、大藏大臣の承認を受けて、その各省各廳に所属する職員をして組合の事務に従事させ、又はその管理に係る施設を組合の利用に供することができる。

(会計)

第八條 組合の事業年度は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

2 組合の会計組織は、大藏大臣がこれを定めるものとし、

組合は、その財産目録、貸借対照表及び收支計算書に関する報告書を少くとも毎事業年度末及び大藏大臣の指定するときに、大藏大臣に提出しなければならない。

3 前項に規定する書類は、大藏大臣の承認を受けることを要し、その承認を受けたときは、組合はその書類の写すすべての組合員の閲覧に供しなければならない。

(大藏大臣の権限)

第九條 組合の事業の執行は、大藏大臣が、これを監督する。

2 組合は、大藏大臣の定めるところにより、毎月末日現在におけるその事業についての詳細な報告を、大藏大臣と厚生大臣とに提出しなければならない。

3 大藏大臣は、毎年少くとも一回、組合の資産及び会計について監査するものとする。

(非課税)

第十條 組合には、所得税及び法人税を課さない。

2 組合の給付として支給を受ける金品のうち、退職給付及び休業手当金以外の給付については、これを標準として、所得税を課さない。

3 第十七條に掲げる給付に関する証書及び帳簿には、印紙

税を課さない。

4 地方公共団体は、組合の事業に対しては、地方税を課することができない。

(無料証明)

第十一條 組合又はこの法律に基づいて給付を受くべき者は、その行ふ給付又はその受ける給付に必要の範囲内において、國、市町村長(東京都の特別区のある地域及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百五十五條第二項の市にあつては区長。)又はその代理者に對し、無料で証明を求めることができる。

第二章 組合員

(組合員の資格の取得)

第十二條 職員は、第一條各号に掲げる者を除き、その職員となつた日(第一條各号の一に該当する者がこれに該当しない職員となつたときにはそのなつた日)から、各省各廳につき第二條の規定により設けられる組合の組合員たる資格を取得する。

(組合員の資格の喪失)

第十三條 組合員は、左に掲げる事由に該当するに至つたときはその翌日(第四号に該当する場合はその該当するに至つた日)から、その組合の組合員たる資格を喪失する。

一 死亡したとき。

二 退職したとき。

三 職員が第一條各号に掲げる職員となつたとき。

四 他の組合の組合員たる資格を取得したとき。

(期間計算の方法)

第十四條 組合員たる期間の計算は、組合員たる資格を取得した日の属する月からこれを起算し、その資格を喪失した日の属する月をもつて終るものとする。

第十五條 組合員が、他の組合の組合員たる資格を取得したときは、もとの組合の組合員であつた期間(他の組合の組合員たる資格を取得した日の属する月を含まない)は、これをその者があらたに組合員たる資格を取得した組合の組合員たる期間とみなす。

(責任準備金の移換)

第十六條 組合員が、他の組合の組合員たる資格を取得した場合は、もとの組合はその者に係る責任準備金に相当する金額を他の組合に移換しなければならない。但し、命令で指定する組合相互の間については、この限りでない。

2 第八十一條に規定する組合は、船員たる組合員が組合員としての資格を喪失したときにおいて、なお船員保険法(昭

和十四年法律第七十三号)の適用を受ける場合においては、その者に係る責任準備金に相当する金額を、船員保険特別会計に移換しなければならない。

3 前二項の責任準備金の計算については、命令で、これを定める。

第三章 給付

第一節 通則

(組合の給付)

第十七條 組合は、この法律の定めるところにより、組合員の疾病、負傷、痲疾、死亡、分べん、退職、災厄若しくは休業又はその被扶養者の疾病、負傷、死亡、分べん、若しくは災厄に関して、左の各号に掲げる給付を行う。

- 一 保健給付
- 二 退職給付
- 三 痲疾給付
- 四 遺族給付
- 五 罹災給付
- 六 休業給付

(被扶養者の範囲)

第十八條 この法律において被扶養者とは、組合員の直系尊

属、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子及び組合員と同一の世帯に属する者で主としてその収入により生計を維持するものとする。

(給付額の算定方法)

第十九條 給付額算定の基準となるべき俸給は、給付事由発生前(給付事由が退職後に発生したものにあっては退職当時)の掛金の標準となつた俸給とし、その三十分の一(休業給付にあつてはその二十五分の一)をもつて俸給日額とする。

2 給付額に円位未満の端数を生じたときは、これを円位に満たしめる。

(年金の支給の始期及び終期)

第二十條 年金たる給付は、その給付事由の生じた月の翌月からその事由の止んだ月までこれを支給する。

2 年金の支給については、月割計算とし、毎年三月、六月、九月及び十二月においてその前月分までを支給する。但し、年金の給付事由が止んだとき又はその支給を停止したとき若しくはこれを受ける権利が消滅したときは、その支給期月にかかわらず、その時までの分を支給する。

第二十三條 年金以外の給付を受くべき組合員又は組合員であつた者の遺族の範囲は、左の各号に掲げる者とする。

- 一 組合員又は組合員であつた者の配偶者
- 二 組合員又は組合員であつた者の子、父母、孫及び祖母で組合員又は組合員であつた者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの
- 三 前号に掲げる者を除く外組合員又は組合員であつた者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた者
- 四 組合員又は組合員であつた者の子、父母、孫及び祖父母で第二号に該当しないもの

(給付を受くべき遺族の順位)

第二十四條 組合員又は組合員であつた者が死亡した場合において給付を受くべき遺族の順位は、左の各号に掲げる者とする。

- 一 年金を受ける者の順位は、第二十一條第一項に掲げる順序
- 二 年金以外の給付を受ける者の順位は、前條各号の順序。但し、同條第二号又は第四号に掲げる者の間においては、それぞれ当該各号に掲げる順序

(年金を受くべき遺族の範囲)

第二十一條 年金を受くべき遺族の範囲は、組合員又は組合員であつて引き続きこの法律によつて年金を受けていた者(組合員であつた者という。以下この節及び第六十二條において同じ。)の配偶者並びに子、父母、孫及び祖父母で、組合員又は組合員であつた者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた者とする。

2 組合員又は組合員であつた者の死亡当時胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、組合員又は組合員であつた者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた者とみなす。

第二十二條 前條第一項に規定する遺族のうち組合員又は組合員であつた者の死亡当時年齢十八歳未満の子又は孫にあつては、まだ婚姻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情に入つて)していると認められる場合を含む。以下同じ。していない場合に限り、年齢十八歳以上の子又は孫にあつては、組合員又は組合員であつた者の死亡当時から引き続き不具痲疾で生活資料を得る途がない場合に限り、年金を支給する。

(年金以外の給付を受くべき遺族の範囲)

國家公務員共済組合法

2 前項の場合において、父母については養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

(給付の併給)

第二十五條 二以上の給付事由が同時に存したときは、左に掲げる場合を除くの外、当該各種の給付を併給するものとする。

- 一 田産手当金の支給をなす場合においては、その支給期間内は傷病手当金はこれを支給しない。
- 二 傷病手当金又は出産手当金を受ける期間については、休業手当金はこれを支給しない。
- 三 養疾年金を受ける権利を有する者には、退職給付はこれを行わない。
- 四 退職年金を受ける権利を有する者には、養疾一時金はこれを支給しない。

(給付金からの控除)

第二十六條 組合員が、組合員たる資格を喪失したときその者に支給すべき給付金がある場合において、その者が組合員に対して支拂すべき金額があるときは、給付金からこれを

控除する。

(時効)

第二十七條 この法律に基く給付を受ける権利は、その給付事由発生の日から年金たる給付については五年間、その他の給付については二年間、これを行わないときは、時効に因り消滅する。

(給付を受ける権利の保護)

第二十八條 給付を受ける権利は、これを譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

(損害賠償の請求権)

第二十九條 組合は、給付事由が第三者の行爲に因て生じた場合においては、当該給付事由に対して行うべき給付の額の限度で、給付を受ける権利を有する者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

第二節 保健給付

(療養の給付)

第三十條 組合員が、公務に因らないで疾病にかかり、又は負傷した場合においては、組合は、左に掲げる療養の給付を行う。

一 診察

- 二 薬劑又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療
- 四 病院又は診療所への收容
- 五 看護
- 六 移送

2 前項第五号及び第六号の給付は、組合が必要と認められた場合に限りこれを行うものとする。

第三十一條 前條第一項第一号から第四号までの給付は、組合の指定する医師、歯科医師、薬剤師、その他の療養機関(以下指定医という。)のうち自己の選定したものについて、これを受けるものとし、組合は、厚生大臣の定める基準に従つて、その費用を指定医に支拂うものとする。

(療養費)

第三十二條 組合員が、指定医以外のものについて第三十條各号に掲げる療養を受けたときは、療養の給付に替えて療養費を支給する。

2 前項の療養費の額は、組合が療養に要する費用を標準とし、厚生大臣の定める基準に従つて、これを定める。但し、組合員が現に支拂つた額をこえることはできない。
(家族療養費)

第三十三條 組合は、その組合員の被扶養者が指定医につき

第三十條各号に掲げる療養を受けた場合においては、組合は、第三十條及び第三十一條の規定により必要と定められた費用の半額を指定医に支拂うものとする。

2 組合員の被扶養者が指定医以外のものにつき第三十條各号に掲げる療養を受けたときは、前條第二項の規定によつて定められた額の半額に相当する額を、その組合員に対して家族療養費として支給する。

(給付の支給期間)

第三十四條 療養の給付、療養費及び家族療養費は、同一の疾病並びに負傷及びこれに因り発生した疾病に關し左に掲げる事由に該当するに至つたとき以後は、これを支給しない。

一 養疾給付を受けるに至つたとき。

二 療養の給付、療養費及び家族療養費を支給開始後三年を経過したとき。

2 組合員がその資格を喪失した際、療養の給付、療養費及び家族療養費を受けている場合においては、それらの給付は、前項第二号に規定する期間をこえて支給しない。但し、その期間内に他の組合の組合員たる資格を取得したと

きは、その日以後は、この限りでない。

(分べん費及び配偶者分べん費)

第三十五條 組合員が分べんしたときは、分べん費として俸給の一月分を支給する。

2 組合員であつた者が、その資格喪失後六月以内に分べんしたときもまた前項と同様とする。但し、資格喪失後分べんするまでの間に他の組合の組合員たる資格を取得したときは、もとの組合は分べん費を支給しない。

3 組合員の被扶養者である配偶者が分べんしたときは、配偶者分べん費として俸給の半月分を支給する。

(ほ育手当金)

第三十六條 組合員又はその被扶養者である配偶者が分べん(死産の場合を除く。)し、且つ、ほ育する場合においては、ほ育手当金として分べんの日から引き続き六月間は育している期間一月につき百円を支給する。但し、その期間一月に満たないときは、これを一月とする。

2 前條第二項の規定は、ほ育手当金の支給に關して、これを準用する。

(埋葬料及び家族埋葬料)
第三十七條 組合員が公務に因らなれて死亡したときは、その

の埋葬を行う者に埋葬料として、俸給の一月分に相当する額を支給する。但し、その額が二千円に満たないときは二千円とする。

2 組合員の被扶養者が死亡したときは、家族埋葬料として前項に規定する額の二分の一を支給する。

第三十八條 第三十四條第二項の規定により給付を受ける者が死亡したとき、同項の規定により給付を受けた者がその給付を受けなくなつた日後三月以内に死亡したとき又は組合員の資格を喪失した日後三月以内に死亡したときは、その埋葬を行う者に、前條第一項の規定に準じ埋葬料を支給する。

2 第三十四條第二項但書の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第三節 退職給付

(退職年金)

第三十九條 組合員であつた期間二十年以上の者が、第十三條第二号又は第三号に規定する事由に該当し組合員たる資格を喪失したときは、その者の死亡に至るまで退職年金を支給する。但し、年齢満五十歳に達するまではその支給を停止する。

一時金の額と合算して俸給の二十二月分を超えることができない。

第四節 療養給付

(療養年金)

第四十二條 組合員であつた期間六月以上の者が公務に因らなれて疾病にかかり、又は負傷し、若しくはこれに因り発した疾病のため退職した場合において、療養の給付を受けた日又は療養費の給付事由の発生した日から起算し三年以内に治癒したとき又は治癒しないがその期間を経過したとき別表第二に掲げる程度の療養の状態にある者には、その程度に應じて、その者の死亡に至るまで療養年金を支給する。

2 療養年金の額は、俸給に、別表第三に定める月数を乗じて得た金額とする。

3 組合員であつた期間十年以上の者に支給する療養年金の年額は、前項の金額に、その期間二十年に至るまでは十年以上一年を増すことにその一年につき俸給日額の三分の二を、二十年以上については二十年以上一年を増すことにその一年につき俸給日額の四日分を加算する。

第四十三條 療養年金を受ける権利を有する者が、療養年金

2 退職年金の年額は、俸給の四月分とし、組合員であつた期間二十年以上一年を増すことにその一年につき俸給日額の四日分を加算する。

第四十條 退職年金の支給を受ける者が再び組合員となつたときは、その組合員となつた日の属する月から退職年金の支給を停止する。

2 前項の規定により退職年金の支給を停止された組合員が、第十三條第二号又は第三号に規定する事由に該当したときは、前後の組合員であつた期間を合算して退職年金の額を改定する。

3 前項の規定により退職年金の額を改定した場合において、その改定額が従前の退職年金の額より少いときは、従前の退職年金の額をもつて改定退職年金の額とする。

(退職一時金)

第四十一條 組合員であつた期間六月以上二十年未満の者が、第十三條第二号又は第三号に規定する事由に該当したときは、退職一時金を支給する。

2 退職一時金の額は、俸給日額に、組合員であつた期間に應じ別表第一に定める日数を乗じて得た金額とする。但し、療養一時金の支給を受ける者に支給すべき額は、療養

の支給を受ける程度の癡疾の状態に該当しなくなつたとき以後は、その癡疾年金は、これを支給しない。

第四十四條 組合員であつた期間二十年未満で癡疾年金を受け権利を有する者が前條の規定により癡疾年金の支給を受けなくなつた場合において、すでに支給を受けた癡疾年金の総額が、その者が組合員の資格を喪失した際受けるべきであつた退職一時金と俸給十月分との合算額（その合算額が俸給二十二月分を超える場合は俸給二十二月分）に満たないときは、その差額を支給する。

(癡疾一時金)

第四十五條 組合員であつた期間六箇月以上の者が公務に因らないう癡疾にかかり、又は負傷し、若しくはこれに因り発した疾病のため退職した場合において、療養の給付を受けた日又は療養費の給付事由の発生した日から起算し三年以内に治ゆしたとき又は治ゆしないがその期間を経過したとき別表第四に掲げる程度の癡疾の状態にある者には、癡疾一時金を支給する。

2 癡疾一時金の額は、俸給の十月分とする。但し、退職一時金の支給を受ける者に支給すべき額は、退職一時金の額と合算して俸給の二十二月分を超えることができない。

く。が年滿十八歳に達したとき。

四 不具癡疾で生活資料を得る途がないため遺族年金を受けていた者につき、その事情が止んだとき。

2 前項の規定において遺族年金を受くべき後順位者があるときは、その者にこれを支給する。

第四十九條 遺族年金を受ける者が一年以上所在不明であるときは、次順位者の申請により、所在不明中その年金の支給を停止することができる。

2 前項の規定によつて、遺族年金を停止した場合においては、その停止期間中、その年金は、当該次順位者にこれを支給する。

(遺族一時金)

第五十條 組合員が死亡したときは、その遺族に、遺族一時金を支給する。

2 遺族一時金の額は、俸給日額に、組合員であつた期間に應じ別表第五に定める日数を乗じて得た金額とする。

(年金者遺族一時金)

第五十一條 左の各号の一に該当するときは、組合員であつた者の遺族に対し、年金者遺族一時金を支給する。

一 退職年金を受ける権利を有する者が死亡した場合にお

第五節 遺族給付

(遺族年金)

第四十六條 組合員であつた期間二十年以上の者が死亡したときは、その者の遺族に対し遺族年金を支給する。

第四十七條 遺族年金の額は、左の区分による金額とする。

- 一 退職年金の支給を受ける者が死亡した場合においては、その退職年金の額の二分の一
- 二 組合員であつた期間二十年以上の者が、退職年金の支給を受けることなくして死亡した場合においては、その者が支給を受けるべきであつた退職年金の額の二分の一
- 三 組合員であつた期間二十年以上の者で、癡疾年金の支給を受ける権利を有する者が死亡した場合においては、その者が支給を受けるべきであつた退職年金の額の二分の一

(遺族年金の轉給)

第四十八條 遺族年金を受ける者が左の各号の一に該当するに至つたときは、その年金を受ける権利を失う。

- 一 死亡したとき。
- 二 婚姻したとき。
- 三 子又は孫（不具癡疾で生活資料を得る途がない者を除いて、遺族年金の支給を受くべき遺族がないとき。

二 組合員であつた期間二十年以上の者で、癡疾年金の支給を受ける権利を有するものが死亡した場合において、遺族年金の支給を受くべき遺族がないとき。

三 組合員であつた期間二十年未満の者で、癡疾年金の支給を受ける権利を有するものが死亡したとき。

四 遺族年金の支給を受ける者がその支給を受ける権利を失い、以後年金を受くべき遺族がないとき。

第五十二條 前條の一時金の額は、左の区分による。

一 前條第一号に該当する場合において、すでに支給を受けた年金の総額が、退職年金の額の六年分に満たないときは、その差額

二 前條第二号に該当する場合において、すでに支給を受けた年金の総額が、その組合員が退職の際受けるべきであつた退職年金の六年分に満たないときは、その差額

三 前條第三号に該当する場合においては、すでに支給を受けた年金の総額が、俸給日額に組合員であつた期間に應じ別表第一に定める日数を乗じて得た額と俸給の十月分との合算額（その合算額が俸給の二十二月分をこえるときは二十二月分）に満たないときは、その差額

四 前條第四号に該当する場合においては、すでに支給を受けた退職年金、養疾年金及び遺族年金の総額が、その組合員が受けた退職年金又は受けるべきであつた退職年金又は受けるべきであつた退職年金の六年分に満たないときは、その差額

第六節 罹災給付

(弔慰金及び家族弔慰金)

第五十三條 組合員又はその被扶養者が水震火災その他の非常災害によつて死亡したときは、組合員については俸給の一月分の弔慰金をその遺族に、被扶養者については俸給の半月分の家族弔慰金を支給する。

(災害見舞金)

第五十四條 組合員がその住居又は家財に損害を受けたときは、別表第六に掲げる損害の程度に應じて、俸給に、同表に定める月数に乗じて得た金額を災害見舞金として支給する。

第七節 休業給付

(傷病手当金)

第五十五條 組合員が公務に因らないで疾病にかかり、又は負傷し療養のため引き続き勤務に服することができない場合

合においては、傷病手当金として、勤務に服することができなくなつた日以後三日を経過した日から、その後における勤務に服することができない期間一日につき俸給日額の十分の八に相当する金額を支給する。
2 組合員で被扶養者のないものが入院した場合において支給すべき傷病手当金は、前項の規定にかかわらず、俸給日額の十分の六に相当する金額とする。
3 傷病手当金の支給期間は、同一の疾病並びに負傷及びこれに因り発生した疾病に関しては、その支給を始めた日から起算し六月間とする。
4 結核性疾病に関しては、前項の期間をこえ通じて三年に至るまでの療養のため勤務に服することができなかつた期間について、継続して傷病手当金を支給する。
5 第三十四條第二項の規定は、前二項の場合に、これを準用する。
(出産手当金)
第五十六條 組合員が分べんしたときは出産手当金として分べんの日前四十二日、分べんの日以後四十二日以内において勤務に服することができなかつた期間一日につき俸給日額の十分の八に相当する金額を支給する。組合員であつた

者が組合員の資格喪失後六月以内に分べんしたときもまた同様とする。

2 前條第二項の規定は、出産手当金の支給に関して、これを準用する。

3 組合員がその資格を喪失した際出産手当金を受けている場合においては、その給付は第一項に規定する期間内は、引き続きこれを支給する。但し、その期間内に他の組合の組合員たる資格を取得したときは、その日以後は、この限りでない。

(休業手当金)

第五十七條 組合員が、左の各号の一の事由に因り欠勤した場合においては、休業手当金としてその期間（第三号から第五号までの各号については当該各号に掲げる期間内）一日につき俸給日額の十分の六を支給する。

- 一 公務に因らない疾病又は負傷
- 二 組合員の被扶養者の疾病又は負傷
- 三 組合員又はその配偶者の分べん 十四日
- 四 組合員又はその被扶養者に係る公務に因らない不慮の災害 五日
- 五 組合員の婚姻又は配偶者の死亡、二親等内の血族、一

國家公務員共済組合法

親等の姻族若しくはその他の被扶養者で組合員の収入により主としてその生計を維持する者の婚姻又は葬祭 七日

六 前各号に掲げるものの外、所属機關の長が已むを得ないと認めたる事由

第五十八條 傷病手当金、出産手当金又は休業手当金は、その支給期間に係る俸給の全部又は一部を受ける場合は、その受ける金額の限度において、その全部又は一部を支給しない。

第八節 給付の制限

第五十九條 この法律により給付を受くべき者が、故意に給付事由を生ぜしめたときは、当該給付事由に係る給付は、その全部又は一部を行わないことができる。その者が懲戒処分を受け、又は禁こ以上の刑に処せられたときも、また同様とする。

第六十條 組合員若しくは組合員であつた者又はその被扶養者が、正当の理由なくして療養に関する指揮に従わなかつたことにより、又は重大な過失により事故を生ぜしめたときは、その者に係る保健給付、養疾給付又は休業給付の全部又は一部を行わないことができる。

第六十一條 保健給付、癱疾給付又は休業給付の支給に關し
必要があると認めるときは、その支給に係る者につき診断
を行うことができる。

2 正当の理由がなくて前項の診断を拒否した場合において
は、その者に係る保健給付、癱疾給付又は休業給付の全部
又は一部を支給しないことができる。

第六十二條 遺族給付の支給を受くべき者が、組合員又は組
合員であつた者若しくは遺族給付の支給を受ける者を故意
に死に致らしめたときは、その者については、その受くべ
き給付を支給しない。但し、この場合において後順位者が
あるときはその者に支給する。

第四章 福祉施設

第六十三條 組合は、前章に規定する給付を行う外、組合員
の福祉を増進するため、左の各号に掲げる福利及び厚生に
關する事業を行うことができる。

- 一 組合員の保健及び保養並びに教養に資する施設の經營
- 二 組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付
- 三 組合員の貯金の受入又はその運用
- 四 組合員の臨時の支出に対する貸付
- 五 組合員の需要する生活必需品の買入又は賣却

2 組合が、前項に規定する事業を共同して行う必要がある
場合においては、組合は、共済組合連合会（以下連合会と
いう。）を設立することができる。

3 連合会は法人とする。

第六十四條 連合会は、主たる事務所を東京都に置く。
2 連合会は、大藏大臣の認可を受けて前條に規定する事業
を行うため、必要な地に從たる事務所を設けることができ
る。

3 連合会に加入している組合は、連合会の事業を執行する
に要する費用に充てるためその組合に対し國庫が拂い込む
負担金（第十七條第二号から第四号までに掲げる給付に要
するものを除く。）の百分の五に相当する金額を、その拂込
があるごとに、連合会に拂い込まなければならない。

第六十五條 連合会は、定款をもつて左に掲げる事項を規定
し、大藏大臣の認可を受けなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所所在地所の
- 四 加入及び脱退に關する事項
- 五 役員に關する事項

六 資産の管理及び會計に關する事項
2 定款は、大藏大臣の認可を受けなければ、これを變更す
ることができない。

第六十六條 連合会は、前條の定款の認可の日に成立する。

第六十七條 第八條第一項及び第二項、第九條第一項並びに
第十條第一項及び第四項の規定は、連合会に關して、これ
を準用する。

第五章 掛金及び國庫負担金

(掛金)

第六十八條 組合員は、組合の給付に要する費用に充てるた
め、掛金を負担する。

2 前項の掛金は、組合員の俸給を標準としてこれを算定す
るものとし、その俸給と掛金との割合は各組合につき、運
営規則でこれを定める。

(國庫負担金)

第六十九條 國庫は、左の各号に掲げる金額を負担し、各省
各廳の長は、これを毎月組合に拂い込むものとする。

一 保険給付、罹災給付及び休業給付に要する費用の二分

の一

二 退職給付、癱疾給付及び遺族給付に要する費用の百分

國家公務員共済組合法

の五十五

三 組合の事務に要する費用の全額

2 前項第三号に規定する組合の事務に要する費用は、毎年
度予算をもつてこれを定める。

第七十條 組合員の俸給支給機關は、毎月俸給支給の際その
俸給から運営規則に定める掛金に相当する金額を控除して
これをその所屬する組合に拂い込まなければならない。

第六章 共済組合審査会

(審査の請求)

第七十一條 給付に關する決定又は掛金の徴收に對し異議の
ある者は、直接共済組合審査会（以下審査会という。）に對
し、或は組合の地方支部を通じて文書又は口頭をもつて審
査会に對し審査を請求することができる。

2 前項の規定による給付に關する決定に對する審査の請求
は、時効の中断に關しては、これを裁判上の請求とみな
す。

3 第一項の審査の請求は、決定又は徴收の通知があつた日
から六十日以内にこれをなさなければならない。

(審査会)

第七十二條 審査会は、各組合ごとにこれを置き、前條第一

項の規定によりその権限に属せしめられた事項を掌る。但し、命令で定める場合においては、二以上の組合に一の審査会を置くことができる。

2 審査会は、第三條第二項の規定により、組合を代表する各省各廳の長の所轄に属する。但し、前項但書の規定により、二以上の組合に一の審査会を置いた場合においては、当該関係組合を代表する各省各廳の長の協議により、そのいずれか一人がそれを所轄する。

第七十三條 審査会は、委員九人をもつて、これを組織する。

2 前項の委員は、組合員を代表する者、政府を代表する者及び公益を代表する者各々三人とし、前條第二項の各省各廳の長がこれを委嘱する。但し、公益を代表する者の委嘱については、各省各廳の長は、運営審議会の同意を得なければならぬ。

3 委員の任期は、三年とする。

4 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第七十四條 審査会の委員は、公益を代表する委員のうちから、会長を選挙する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故がある場合においては、委員は、公益を代表する他の委員のうちから会長の職務を代理する者を選挙する。

第七十五條 審査会は、会長が委員に対して適当な方法で通知してこれを招集し、その議事は、会長を除く出席委員の過半数でこれを決する。可否同数である場合には、会長の決するところによる。

2 審査会は、組合を代表する委員、政府を代表する委員及び公益を代表する委員が各々少くとも一人以上出席しなければ、議事を開き議決をすることができない。

3 会長は、第七十一條第一項の規定による請求があつた場合においては、遅滞なく審査会を招集しなければならぬ。

第七十六條 関係人及び証人は、会長の許可を受けて審査会の会議に出席し、意見を述べることが出来る。

第七十七條 審査会は、審査のため必要があると認める場合においては、如何なる関係人に対して意見を求め、又は審査を請求した者に対して報告をさせ、若しくは出頭を命じ、又は給付の決定に関する請求の場合には医師に診断若

しくは検案をさせることができる。

第七十八條 審査会の決定は、審査の請求を受けた日から起算して六十日以内に、これをなさなければならぬ。

2 審査会の決定の通知は、決定のあつた日から起算して七日以内に、文書で、組合及び請求者に対してこれを通知しなければならない。

第七十九條 審査会の委員の報酬及び旅費並びに第七十七條の規定により出頭を命じた関係人の旅費その他審査会に關し必要な事項は、政令で、これを定める。

第七章 雜則

(医療に関する事項)

第八十條 組合は、この法律の医療に関する事項については、随時厚生大臣に連絡をしなければならない。

(船員たる組合員に対する例外)

第八十一條 命令で指定する組合の組合員で船員保険の被保険者であるもの(以下船員たる組合員という。)の船員たる組合員としての資格の得喪及び期間の計算については、船員保険法の定めるところによる。

第八十二條 船員たる組合員又は船員たる組合員であつた組合員が、第十三條第一号から第三号に規定する事由に該当

したときの退職給付又は遺族給付は、左の各号のうち組合員に有利ないずれか一つの給付とする。

一 組合員として受けるべき退職給付又は遺族給付と命令で指定する組合員でなかつた船員保険の被保険者であつた期間がある場合のその期間に対する船員保険法に規定する養老年金又は脱退手当金若しくは遺族年金との併給

二 船員として受けるべき船員保険法の規定する養老年金、脱退手当金又は遺族年金と、船員たる組合員でない組合員であつた期間がある場合のその期間に対する組合員として受けるべき退職給付又は遺族給付との併給

第八十三條 前條に規定する場合の外、船員たる組合員又は船員たる組合員であつた組合員に対する給付は、組合員として受けるべき給付と、船員たる組合員として受けるべき船員保険法に指定する給付(失業に関する給付を除く。)とのうち、組合員に有利ないずれか一つを支給するものとする。

(國家公務員法との関係)

第八十四條 この法律は、國家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)に定める諸條項にすべての点において従属し、且つ、いかなる点においてもこれにてい触しないものとす

る。又、従つて、國家公務員法の規定、同法に基く法律、政令又は人事委員会規則が施行せられたときは、これとて、触することの法律の規定は、その効力を失うものとする。

附則

(施行期日)

第八十五條 この法律は、昭和二十三年七月一日から、これを施行する。

(地方職員の取扱)

第八十六條 國に使用される者で地方公共団体から報酬を受けるもの又は地方公共団体の事務所で使用される者は、命令の定めるところにより、当分の間、この法律に基いて設けられた組合(以下新組合という。)の組合員となる。

2 前項の規定に該当する者で、國庫から報酬を受ける者以外の者に対するこの法律の適用については、第六十四條及び第六十九條中「國庫」とあるのは「地方公共団体」、第七條及び第六十九條中「各省各廳の長」とあるのは「都道府縣知事」、第十九條中「俸給」とあるのは「給與」、第六十八條及び第七十條中「俸給」とあるのは「掛金算定の標準となつた給與」及びこの法律で「職員」とあるのは「國に使用される者」とする。

で地方公共団体から報酬を受けるもの又は地方公共団体の事務所で使用される者」と読み替えるものとする。

3 第一項の組合員に対する給付額算定の基準となすべき給與については、命令で特別の定をなすことができる。

(旧法による共済組合の取扱)

第八十七條 この法律施行の際現に存する従前の法令に基いて組織された共済組合(以下旧組合という。)は、命令の定めるところにより、この法律に基いて組織されたものとする。但し、命令で指定する旧組合(以下廃止組合という。)については、この限りでない。

(旧組合の権利義務の承継)

第八十八條 廃止組合の管理に係る権利義務の承継に關しては、命令で、これを定める。

(旧組合員の取扱)

第八十九條 廃止組合の組合員で、新組合の組合員たる資格を有するものは、この法律施行の日において、その者の所属する各省各廳に設けられた組合の組合員となつたものとする。

2 廃止組合の組合員で新組合の組合員たる資格を有しないものは、この法律施行の日において、命令で指定する新組

合の組合員となつたものとみなす。

3 廃止組合以外の旧組合の組合員で新組合の組合員たる資格を有しないものは、この法律施行の日において、命令で指定する新組合の組合員となつたものとみなす。

4 警察法(昭和二十二年法律第九十六号)及び消防組織法(昭和二十二年法律第二百三十六号)施行の日からこの法律施行の日まで自治体警察の職員又は自治体消防の職員であつた者は、その職員であつた期間これを従前の警察共済組合令(大正九年勅令第四十四号)に基いて組織された組合の組合員であつたものとする。

(すでに給付事由の発生している給付の取扱)

第九十條 この法律施行の日前に、すでに給付事由が発生している給付及びこの法律施行の日前に給付の原因たる事故が発生し、この法律施行の日以後にその給付事由が発生した給付については、なお従前の法令の規定により支給する。

(組合員たる期間計算の特例)

第九十一條 この法律施行の際新組合の組合員である者この法律施行の日前から引続き旧組合の職員であつた期間(第一條各号の一に該当する職員であつた期間及び恩給法(大

正十二年法律第四十八号)に規定する公務員又は公務員に準すべき者であつた期間を除く。)は、これを新組合の組合員であつた期間とみなす。

(期間計算の特例に伴う追加費用の負担)

第九十二條 前條の規定により生ずべき組合の追加費用は、國庫(第八十六條第一項の規定に該當する者で國庫から報酬を受ける者以外の者)については都道府縣又は市町村。が、これを負担する。

(施行の現在における貸借対照表)

第九十三條 新組合は、大藏大臣の定めるところにより、この法律施行の日現在における貸借対照表を作成し、これを大藏大臣に提出しなければならない。

(退職給付等の経過措置)

第九十四條 第十七條第二号から第四号までに掲げる給付は、恩給法の適用を受ける者及び命令で指定する組合の組合員に対しては、当分の間、これを行わない。

第九十五條 この法律施行の際、現に組合員である者に支給すべき退職年金、退職一時金又は遺族一時金の額は、第三十九條、第四十一條又は第五十條の規定により算定した額よりこの法律施行前の職員であつた期間一年について俸給

日額に左の各号に掲げる日数を乗じて得た額を控除した金額とする。但し、組合員であつた期間二十年以上の者に対する遺族一時金については、控除しない。

一 退職年金にあつては、二・四五日

二 退職一時金又は遺族一時金にあつては、十日

第九十六條 第九十四條に規定する組合員以外の組合員が、同條に規定する組合員となつたときは、退職給付の支給については、これを退職とみなす。但し、退職年金は、その者が組合員である期間その支給を停止する。

(共済組合連合会の解散)

第九十七條 財団法人政府職員共済組合連合会は、第六十六條の規定により、連合会が成立した日に解散するものとする。

2 財団法人政府職員共済組合連合会がその解散の日現在において有する一切の権利義務は、その日に連合会がこれを承継するものとする。

(審査会の委員の任期に関する特例)

第九十八條 審査会の最初の委員のうち、その三分の一の者の任期は、これを一年とし、他の三分の一の者の任期は、これを二年とする。その委員は、それぞれ第三條第二項の

規定により組合を代表する各省各廳の長が、これを命ずる。

(法令の廃止)

第九十九條 左に掲げる勅令は、この法律施行の日に、これを廃止する。

鉄道共済組合令(明治四十年勅令第二百二十七号)

營林局署共済組合令(大正八年勅令第三百六号)

警察共済組合令(大正九年勅令第四十四号)

生糸検査所共済組合令(昭和十二年勅令第二百一号)

刑務共済組合令(昭和十五年勅令第四百八十九号)

政府職員共済組合令(昭和十五年勅令第八百二十七号)

印刷局共済組合令(昭和十五年勅令第九百四十四号)

專賣局共済組合令(昭和十五年勅令第九百四十五号)

造幣局共済組合令(昭和十五年勅令第九百四十六号)

通信共済組合令(昭和十五年勅令第九百五十号)

教職員共済組合令(昭和十六年勅令第十七号)

土木共済組合令(昭和十六年勅令第六百四十九号)

北海道廳營林現業員共済組合令(昭和十七年勅令第六百八十六号)

別表第一

組合員の期間	日数	組合員の期間	日数	組合員の期間	日数
六月以上	一〇日	七年以上	一四〇日	十三年六月以上	三〇五日
一年以上	二〇日	七年六月以上	一五〇日	十四年以上	三二〇日
一年六月以上	三〇日	八年以上	一六〇日	十四年六月以上	三三五日
二年以上	四〇日	八年六月以上	一七〇日	十五年以上	三五〇日
二年六月以上	五〇日	九年以上	一八〇日	十五年六月以上	三六五日
三年以上	六〇日	九年六月以上	一九〇日	十六年以上	三八〇日
三年六月以上	七〇日	十年以上	二〇〇日	十六年六月以上	三九五日
四年以上	八〇日	十年六月以上	二一〇日	十七年以上	四一〇日
四年六月以上	九〇日	十一年以上	二二〇日	十七年六月以上	四二五日
五年以上	一〇〇日	十一年六月以上	二三〇日	十八年以上	四四〇日
五年六月以上	一一〇日	十二年以上	二四〇日	十八年六月以上	四五五日
六年以上	一二〇日	十二年六月以上	二五〇日	十九年以上	四七〇日
六年六月以上	一三〇日	十三年以上	二九〇日	十九年六月以上	四八五日

癱疾年金を支給すべき程度の癱疾の狀態

癱疾の程度	癱疾の番号	癱疾の狀態
一	一	両眼の視力〇、〇二以下に減じたもの又は一眼失明し他眼の視力〇、〇六以下に減じたもの
二	二	そしやく又は言語の機能を癱したるもの
三	三	両腕を腕関節以上にて失つたもの
四	四	両足を足関節以上にて失つたもの
五	五	両腕の用を全癱したるもの
六	六	両足の用を全癱したるもの
七	七	十指を失つたもの
八	八	前各号の外負傷又は疾病に因り癱疾となり高度の精神障害を残し勤勞能力を喪失したもの
一	一	両眼の視力〇、一以下に減じたもの
二	二	鼓膜の大部分の欠損その他に因り両耳の聽力耳かくに接しなければ大声を解し得ないもの
三	三	せき柱に著しい機能障害を残すもの
四	四	そしやく又は言語の機能に著しい障害を残すもの

級	級
五	十一
六	十
七	九
八	八
九	七
十	六
十一	五

備考

- 一 視力の測定は万国式視力表による屈折異狀があるものについては矯正視力につき測定する。
- 二 指を失つたものとはおや指は指関節、その他の指は第一指関節以上を失つたものをいう。
- 三 指の用を癱したるものとは指の末節の半以上を失い、又は掌指関節若しくは第一指関節（おや指にあつては指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 四 あしゆびを失つたものとはその全部を失つたものをいう。

十指の用を癱したるもの
 一手のおや指及びびひとさし指を併せて四指以上を失つたもの
 一腕の三大関節中二関節の用を癱したるもの
 一足の三大関節中二関節の用を癱したるもの
 一足を足関節以上で失つたもの
 十のあしゆびを失つたもの
 前各号の外負傷又は疾病に因り癱疾となり精神障害又は身体障害を残し勤勞能力に高度の制限を有するもの

癱疾の程度		癱疾の程度
一級	二級	月数
五月	四月	

別表第四

癱疾一時金を支給すべき程度の癱疾の状態

番号	癱疾の状態
一	一眼の視力〇、一以下に減じたもの又は両眼の視力〇、六以下に減じたもの
二	両眼のまぶたに著るしい欠損又は両眼に半盲症、視野狭さく若しくは視野変状を残すもの
三	そしやく又は言語の機能に著るしい障害を残すもの
四	鼓膜の大部分の欠損その他に因り一耳の聴力耳かくに接しなければ大声を解し得ないもの
五	鼻を欠損しその機能に著るしい障害を残すもの
六	せき柱に著るしい運動障害を残すもの
七	おや指又はひとさし指若しくはその他の二指以上を失つたもの
八	おや指の用を癱したものと又はひとさし指を併せて二指の用を癱したものと若しくはおや指及びひとさし指以外の三指の用を癱したものと

九	一腕の三大関節中一関節以上に著るしい機能障害を残すもの
十	一足の三大関節中一関節以上に著るしい機能障害を残すもの
十一	一腕の長管状骨に仮関節を残すもの
十二	一足の長管状骨に仮関節を残すもの
十三	一足を三センチメートル以上短縮したもの
十四	一足の第一のあしゆび又はその他の四のあしゆびを失つたもの
十五	一足の五のあしゆびの用を癱したものと
十六	前各号の外負傷又は疾病に因り癱疾となり精神障害、身体障害又は神経系統に障害を残し勤労能力に制限を有するもの

備考

- 一 視力測定は万国式視力表による屈折異状があるものについては矯正視力につき測定する。
- 二 指を失つたものとはおや指は指関節、その他の指は第一関節以上を失つたものをいう。
- 三 指の用を癱したものと指の末節の半以上を失い、又は掌指関節若しくは第一指関節（おや指にあつては指関節）に著るしい運動障害を残すものをいう。
- 四 あしゆびを失つたものとはその全部を失つたものをいう。
- 五 あしゆびの用を癱したものと第一のあしゆびは末節の半以上、その他のあしゆびは末節以上を失つたもの

別表第五

の又はしよし、關節若しくは第一し關節（第一のあしゆびにあつてはし關節）に著るしい運動障害を残すものをいふ。

組合員の期間	日数	組合員の期間	日数	組合員の期間	日数
六月未満	一二〇日	七年 以上	二六〇日	十四年 以上	四四〇日
六月以上	一三〇日	七年六月以上	二七〇日	十四年六月以上	四五五日
一年 以上	一四〇日	八年 以上	二八〇日	十五年 以上	四七〇日
一年六月以上	一五〇日	八年六月以上	二九〇日	十五年六月以上	四八五日
二年 以上	一六〇日	九年 以上	三〇〇日	十六年 以上	五〇〇日
二年六月以上	一七〇日	九年六月以上	三一〇日	十六年六月以上	五一五日
三年 以上	一八〇日	十年 以上	三二〇日	十七年 以上	五三〇日
三年六月以上	一九〇日	十年六月以上	三三〇日	十七年六月以上	五四五日
四年 以上	二〇〇日	十一年 以上	三三〇日	十八年 以上	五六〇日
四年六月以上	二一〇日	十一年六月以上	三六五日	十八年六月以上	五七五日
五年 以上	二二〇日	十二年 以上	三八〇日	十九年 以上	五九〇日
五年六月以上	二三〇日	十二年六月以上	三九五日	十九年六月以上	六〇五日
六年 以上	二四〇日	十三年 以上	四一〇日	二十年 以上	六二〇日
六年六月以上	二五〇日	十三年六月以上	四二五日		

別表第六

損害の程度	月数
一 住居及び家財の全部が焼失又は滅失したとき	三 月
二 住居及び家財の半分以上が焼失又は滅失したとき	二 月
三 住居又は家財の半分程度が焼失又は滅失したとき	一 月

厚生省官制の一部を改正する法律

（昭和二十三年七月十五日）
法律第六十一号

厚生省官制（昭和十三年勅令第七号）の一部を次のように改正する。

第三條中「六局」を「七局」に、「公衆保健局」を「公衆衛生局」に改め、「予防局」の次に「薬務局」を加える。

第四條及び第四條ノ中「公衆保健局」を「公衆衛生局」に改め、第四條第四号を第五号とし、第四号として次の一号を加える。

四 水道、下水道及清掃衛生ニ関スル事項

厚生省官制の一部を改正する法律

第五條第一号中「及薬事」及び同條第二号を削り、第三号を第二号とする。

第五ノ二各号を次のように改める。

一 保健所ニ関スル事項
二 疾病ノ予防ニ関スル事項（但シ公衆衛生局ノ主管ニ属スルモノヲ除ク）

第五條ノ三 薬務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 薬事ニ関スル事項
二 衛生資材ニ関スル事項

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

商工省官制の一部を改正する法律

(昭和二十三年七月十五日)
法律第六十四号

商工省官制(昭和二十年勅令第四百八十六号)の一部を次のように改正する。

第三條中「九局」を「十局」に、「鉱山局」を「鉄鋼局」に改める。

第四條中「所管行政ニ属スル事業ノ再建整備ニ関スル事務」の下に「所管行政ニ属スル事業ニ係ル賠償ノ実施ニ関スル事務」を加える。

第四條ノ二 総務局ニ賠償実施部ヲ置ク

賠償実施部ニ於テハ所管行政ニ属スル事業ニ係ル賠償ノ実施ニ関スル事務ヲ掌ル

第八條中「鉱山局ニ於テハ」の下に「他ノ主管ニ属スルモノヲ除クノ外」を加える。

第八條ノ二 鉄鋼局ニ於テハ鉄鋼ニ関スル事務ヲ掌ル

第九條ノ四 人若ハ法人又ハ國ノ機関ノ請求ニ依リ適正ナル基準ニ從ヒ製品ヲ検査スル爲商工省ニ政令ノ定ムル所ニ依リ必要ナル機関ヲ置クコトヲ得

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。
商工省賠償実施局臨時設置制(昭和二十一年勅令第五百三十二号)は、これを廃止する。

電波物理研究所を電氣試験所に統合する法律

(昭和二十三年六月二十六日)
法律第五十八号

1 電波物理研究所官制(昭和十七年勅令第三百七十四号)は、これを廃止する。

2 文部省官制(昭和十七年勅令第七百四十八号)の一部を次のように改正する。

第六條第七号中「電波物理研究所」を削る。

3 電氣試験所官制(大正七年勅令第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第五條中「支所又ハ出張所」を「支所、出張所又ハ観測所」に改め、同條第二項として次のように加える。

前項ノ支所、出張所又ハ観測所ノ設置ニ付テハ地方自治法第五百十六條第四項ノ規定ノ適用ヲ妨ゲズ

附則

- 1 この法律は、公布の日から、これを施行する。
- 2 この法律施行の際、現に電波物理研究所に属する施設は、これを電氣試験所に移管する。

農地開発營團の行う農地開発事業を政府において引き継いだ場合の措置に関する法律の一部を改正する法律

(昭和二十三年五月三十一日)
法律第四十九号

農地開発營團の行う農地開発事業を政府において引き継いだ場合の措置に関する法律(昭和二十二年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第三條 政府は、農地開発法(昭和十六年法律第六十五号)第四十四條の規定及び政府の委託により農地開発營團が行つていた農地開発事業を自ら行うため、政令の定めるところにより、農林省の職員を増置することができろ。

附則

この法律は、昭和二十三年六月一日から、これを施行する。

農地開発營團の行う農地開発事業を政府において引き継いだ場合の措置に関する法律 引揚同胞対策審議会設置法

引揚同胞対策審議会設置法

(昭和二十三年八月三日)
法律第二百十二号

第一條 第二回國會において議決された引揚同胞対策に関する決議に基き、左の事項を調査審議するため総理府に引揚同胞対策審議会(以下審議会といふ)を設ける。

- 一 引揚促進に関する事項
- 二 遺家族、留守家族の援護に関する事項
- 三 帰還者の更生対策としての就労、就農及び企業等に関する事項
- 四 帰還者の在外資産に関する事項
- 五 前各号以外の帰還同胞に関する事項

第二條 審議会は内閣総理大臣の管理に属する。

第三條 審議会は前條第一項の事項につき民間の陳情を審議し、且つ実情を調査し、以て引揚同胞対策を考究し、その結果を内閣総理大臣に報告するものとする。

第四條 審議会は、会長一人及び委員十五人以内でこれを組織する。

第五條 会長は、厚生大臣を以て、これに充てる。

第六條 委員は、関係各省の次官、引揚援護廳長官及び厚生大臣

の認める引揚團體の代表者、その他学識経験ある者の中から、内閣総理大臣がこれを命ずる。

第四條 会長は、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、内閣総理大臣の指名する委員がその職務を代理する。

第五條 審議会に、その事務を整理させるため、左の職員を置く。

事務長一人、その他の職員若干名

2 事務長は、厚生省の一級官吏の中から内閣総理大臣がこれを命ずる。

3 事務長以外の職員は、審議会会長がこれを命ずる。

附則

第六條 この法律施行の期日は、政令でこれを定める。但し、その期日は、この法律公布の日から三十日を経過しない間の日でなければならない。

第七條 この法律は、施行の後一年を限りその効力を有する。

逓信職員訓練法

(昭和二十三年八月一日 法律第二百八号)

(この法律の目的)

第一條 この法律は、逓信大臣の管理する國の業務の能率を増進し、その完全な運営を図るためその業務に従事する職員(以下逓信職員という。)に對し逓信大臣が行う訓練に關し規定するものとする。

(訓練の範囲)

第二條 この法律の規定に基き逓信大臣の行う訓練は、逓信職員の担当する業務の遂行に直接關係があるものに限られる。逓信大臣は、専門的な学科目を除き、一般の学校で通例実施されている学科目について訓練の教程を施すことはできない。

(逓信大臣の権限及職責)

第三條 逓信大臣は、この法律の規定による訓練を行うにつき、この法律で定めるものの外、左の権限及び職責を有する。
一 訓練を必要とする逓信職員に對し、職場訓練に参加す

を研修させることができる。

附則

1 この法律は、公布の日から、これを施行する。

2 逓信講習所官制(昭和二十年勅令第三百三十五号)は、これを廃止する。

3 無線電信講習所官制(昭和十七年勅令第二百七十四号)の一部を次のように改正する。

第一條 無線電信講習所ハ文部大臣ノ管理ニ属シ無線通信

ニ關スル技術ノ教授並ニ無線通信士ノ養成ヲ掌ル

第二條中「逓信大臣」を「文部大臣」に改める。

第三條中「逓信教官」を「文部教官」に、「逓信事務官」を「文部事務官」に、「逓信技官」を「文部技官」に改める。

第四條中「逓信大臣」を「文部大臣」に改める。

4 この法律施行の際、現に無線電信講習所に属する施設は、これを文部省に移管する。

夏時刻法

(昭和二十三年四月二十八日 法律第二十九号)

第一條 毎年、四月の第一土曜日の午後十二時から九月の第二土曜日の翌日の午前零時までの間は、すべて中央標準時

ること及び必要な教程を修めることを命令すること。

二 この法律に従い逓信大臣の指定する特殊の訓練を受けた場合には、その訓練期間終了後六箇月を超えない期間中は、引き続き逓信省に在職しなければならない旨の契約を、逓信職員と締結すること。

三 訓練に必要な施設(寄宿舎を含む。)を設け、及び物品を供與すること。

2 前項第二号の契約を締結しない逓信職員に對しては、逓信大臣は、同号の特殊の訓練を行わないことができる。

(逓信大臣の職權の委任)

第四條 逓信大臣は、この法律に定める職權で細目の事項に關するものを、部局の長に委任することができる。

(訓練の計画)

第五條 逓信大臣は、この法律の規定に従い、毎年第一條の業務の各種類別に訓練人員、訓練課程、訓練期間その他の事項を含む訓練に關する実行計画を定める。

(委託訓練)

第六條 逓信大臣は、逓信職員の訓練につき必要があると認める場合は、一般の学校その他の教育研究機關等に職員を派遣し、その職員の担当事務に直接關係のある専門の事項

國民の祝日に關する法律

より一時間進めた時刻(夏時刻)を用ひるものとする。但し、特に中央標準時によることを定めた場合は、この限りでない。

第二條 四月の第一土曜日の翌日(日曜日)は二十三時間をもつて一日とし、九月の第二土曜日は二十五時間をもつて一日とする。

夏時刻の期間中のその他の日はすべて二十四時間をもつて一日とする。

第三條 この法律の施行に關し、時間の計算に關する他の法律の規定の適用について必要な事項は、政令で、これを定める。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

この法律の適用については、昭和二十三年においては、この法律の本則において「四月の第一土曜日」とあるのは、「五月の第一土曜日(五月一日)」とする。

國民の祝日に關する法律

(昭和二十三年七月二十日法律第百七十八号)

第一條 自由と平和を求めてやまない日本國民は、美しい風習を育てつつ、よりよき社会、より豊かな生活を築きあげるために、ここに國民こぞつて祝い、感謝し、又は記念する日を定め、これを「國民の祝日」と名づける。

第二條 「國民の祝日」を次のように定める。
元 日 一月一日

年のはじめを祝う。

成人の日 一月十五日

おとなになつたことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いほげます。

春分の日 春分日

自然をたたえ、生物をいつくしむ。

天皇誕生日 四月二十九日

天皇の誕生日を祝う。

憲法記念日 五月三日

日本國憲法の施行を記念し、國民の成長を期する。

こどもの日 五月五日

こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかるとともに、母に感謝する。

秋分の日 秋分日

祖先をうやまい、なくなつた人々をしのぶ。

文化の日 十一月三日

自由と平和を愛し、文化をすすめる。

勤勞感謝の日 十一月二十三日

勤勞をたつとび、生産を祝い、國民たがいに感謝しあ

第三條 「國民の祝日」は、休日とする。

附則

1 この法律は、公布の日からこれを施行する。

2 昭和二年勅令第二十五号は、これを廃止する。

政府職員に対する一時手当の支給に関する法律

(昭和二十二年十二月二十日)
法律第二百十六号

政府は、この法律施行の際現に在職する官吏、官吏の待遇を受ける者、嘱託員、雇員、傭人及び工具であつて、常時勤務に服する者に対し、その者の受ける給與の月額七割乃至十三割に相当する金額を一時手当として支給する。但し、平均十割を超えてはならない。

前項の規定による一時手当の支給の基礎となる給與、支給割合及び同項の一時手当の支給手続に關し必要な事項は、大藏大臣が、これを定める。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

政府職員に対する一時手当の支給に関する法律

(昭和二十三年二月二十四日)
法律第二百二十四号

職員の特給等を決定する方法及び原則並びにその他の事項は、職員総平均の月収二千九百二十円の水準の下における各職員の特給等を決定する場合に、これを採用するものとする。前二項の特給等の額及びその支給に関する事項は、別に法律で、これを定める。

附則

第一條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

第二條 この法律の本則第三項の規定による特給等の額及びその支給に関する事項を定める法律の規定が適用せられるまでの間、職員に対しては、昭和二十三年一月一日に遡及して職員総平均の月収二千五百円の暫定給與を支給することができる。

第三條 暫定給與は、暫定特給、暫定扶養手当及び暫定勤務地手当とする。

第四條 職員の暫定特給の月額、その現に受ける特給又は給料、暫定加給及び暫定加給臨時増給の合計額（以下現特給という。）に、その職員の勤務時間に應じて定めた左の各号の一の割合を夫々乗じて得た金額とする。

一 平均一週間当りの所定拘束勤務時間が、四十一時間三十分以上四十四時間未満のものにあつては、十五割

政府職員の特給等に関する法律

政府は、昭和二十二年十二月二十日に現に在職していた官吏、官吏の待遇を受ける者、嘱託員、雇員、傭人及び工具であつて、常時勤務に服する者に対し、その者の受ける給與の月額八割以内に相当する金額を一時手当として支給する。前項の規定による一時手当の支給の基礎となる給與、支給割合及び同項の一時手当の支給手続に關し必要な事項は、政令で、これを定める。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

政府職員の特給等に関する法律

(昭和二十三年三月二十日)
法律第二百十二号

官吏、官吏の待遇を受ける者、嘱託員、雇員、傭人及び工具であつて常時勤務に服する者（内閣総理大臣、最高裁判所長官、日本國憲法第七條の規定による認証官及び他の法律に特別の定めのあるものを除く。以下職員という。）に対しては、昭和二十三年一月一日に遡及して、職員総平均の月収二千九百二十円の特給等を支給するものとする。

臨時給與委員会の第一報告書及び第二報告書に示された各

二 平均一週間当りの所定拘束勤務時間が、四十四時間以上四十八時間未満のものにあつては、十六割

三 平均一週間当りの所定拘束勤務時間が、四十八時間以上のものにあつては、十七割

暫定特給の支給に關しては、官吏特給令による特給支給の例による。但し、月二回特給支給の慣習のある場合においては、その例によることができる。

第五條 暫定扶養手当の月額は、扶養親族一人につき、二百二十五円とする。

暫定扶養手当の支給に關しては、臨時家族手当給與令による臨時家族手当支給の例による。

第六條 暫定勤務地手当は、生計費の高い特定の地域に在勤する職員に対し、これを支給する。

暫定勤務地手当の月額は、暫定特給の月額及び暫定扶養手当の月額の合計額の一割以上三割以下とする。

生計費の高い特定の地域の指定及び当該地域について支給されるべき暫定勤務地手当の割合の決定は、大藏大臣が、これを行う。

第四條第二項の規定は、暫定勤務地手当の支給に關して、これを準用する。

政府職員の俸給等の支給に関する措置等に伴う大蔵省預金部外三特別会計に対する一般会計の繰入金に関する法律

第七條 職員が執務しないときは、その執務しないことにつき、特に承認のあつた場合を除く外、第四條第二項（前條第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、その執務しない一時間につき、一時間当りの暫定俸給（これに対する暫定勤務地手当を含む。以下同じ。）を減額する。

前項の一時間当りの暫定俸給の額は、昭和二十二年法律第六十七号（労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給與の應急措置に関する法律）に基き、超過勤務手当を支給する場合における一時間当りの給與額の計算方法と同様の方法によつて計算した額とする。

第一項の場合において、その月分の暫定給與が既に支給されているときは、その後において支給すべき給與から、これを減額する。

第八條 職員が昭和二十三年一月一日以後において、既に支給を受けた現俸給、臨時家族手当給與令による臨時家族手当、大正九年勅令第四百五号（交通至難の場所に在勤する職員に手当給與の件）による臨時勤務地手当及び昭和二十二年法律第四百十号（政府職員に対する臨時手当の支給に関する法律）による臨時手当は、この法律による暫定給與

の内拂とみなす。

前項の規定により内拂金とみなされた金額とこの法律による暫定給與との差額は、所得税法の適用については、同法第三十八條第一項第五號の給與とみなす。

政府職員の新給與実施に関する法律

（昭和二十三年三月二十日）
法律 第三十三号

政府は、臨時給與委員会の第一報告書及び第二報告書に基き、俸給等の支給に関する措置等に伴う大蔵省預金部特別会計、國有鉄道事業特別会計、通信事業特別会計並びに簡易生命保険及郵便年金特別会計の保険勘定及び年金勘定における経費の財源に充てるため、一般会計から、大蔵省預金部特別会計、國有鉄道事業特別会計、通信事業特別会計並びに簡易生命保険及郵便年金特別会計の保険勘定及び年金勘定に繰入金をする事ができる。但し、その金額は、大蔵省預金部特

別会計については、一億九千六百八万三千円、國有鉄道事業特別会計については、十九億九百十四万二千円、通信事業特別会計については、九億三千九百九十四万四千円、簡易生命保険及郵便年金特別会計の保険勘定については、一億六千七百八十一万五千円、同会計の年金勘定については、四百八十三万四千円を以て限度とする。

政府は、前項の規定による繰入金については、後日大蔵省預金部特別会計、國有鉄道事業特別会計、通信事業特別会計並びに簡易生命保険及郵便年金特別会計の保険勘定及び年金勘定から、各々その繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

政府職員の新給與実施に関する法律

（昭和二十三年五月三十一日）
法律 第四十六号

（この法律の目的）

第一條 この法律は、政府職員の新給與実施に関する法律（昭和二十三年五月三十一日）の施行に關する法律

二十三年法律第十二号。以下法第十二号という。）の本期第三項の規定に基き政府職員の新給與に関する方針の統一を図るため、官吏、官吏の待遇を受ける者（官吏と同格の政府職員を含む。）、雇員、備入及び工具であつて常時勤務に服する者（内閣総理大臣、最高裁判所長官、日本國憲法第七條の規定による認証官及び他の法律に特別の定めのある者を除く。以下職員という。）に対し支給すべき俸給等の額及びその支給に関する事項を、臨時に、定めることを目的とする。

2 この法律の規定は、國家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号。今後同法が改正せられたときは、その改正せられた規定を含む。以下同じ。）の如何なる條項をも廢止し、若しくは修正し、又はこれに代わるものではない。昭和二十三年七月一日以後においては、國家公務員法、同法に基き法律、政令又は人事委員会規則の規定に矛盾するこの法律の規定は、当然その効力を失うものとする。この法律のすべての規定は、昭和二十三年十二月三十一日（法律をもつてそれ以前の期日を定めたときはその期日）限り、その効力を失うものとする。

3 この法律の第十四條の規定による職務の分類は、これを

政府職員の新給與実施に関する法律

國家公務員法第二十九條その他同法中のこれに関する條項に從い國会の承認を得て定めらるべき職務の分類の計画であつて、且つ、同法の要請するところに適合したものであるとみなし、その改正が人事委員会によつて立案せられ、國会の承認を得て実施せられるまで、その効力をもつものとする。

(実施機関)

第二條 この法律の完全な実施を確保し、その目的を達成するため、内閣総理大臣の所轄の下に、臨時に、新給與実施本部、地域給審議會及び新給與苦情処理委員会を置く。

第三條 新給與実施本部は、この法律による俸給の決定に関する総合調整及びこの法律においてその権限に属せしめた事項に関する事務を掌るものとする。

第四條 新給與実施本部には、本部長一人、次長一人及び部員若干人を置く。

2 本部長は内閣官房長官、次長は大藏省給與局長をもつて、これに充てる。

3 部員は、各廳において給與事務を担当する職員で、内閣総理大臣が新給與実施本部に勤務すべきことを命じた者をもつて、これに充てる。

4 本部長は、部務を総理する。
5 次長は、本部長を助けて部務を整理する。

6 部員は、上司の命を承けて部務に従事する。

第五條 地域給審議會は、生計費の高い特定の地域の指定及び當該地域に対する勤務地手当の支給割合に関する事項その他勤務地手当の支給に関する事項を調査審議するものとする。

第六條 地域給審議會は、職員を代表する委員及び政府を代表する委員各、同数をもつて、これを組織し、委員は、内閣総理大臣が、これを委嘱する。

2 委員の数は、二十人を超えてはならない。

第七條 地域給審議會は、その権限に属せしめられた事項につき必要な調査を行わせるため都道府縣毎に地域給調査会を設けることができる。

第八條 新給與苦情処理委員会は、第二十四條第一項の規定による再審査の請求に対し、最終の決定をなすものとする。

第九條 新給與苦情処理委員会は、委員九人をもつて、これを組織する。

2 委員は、職員を代表する委員、政府を代表する委員及び第三者である委員各、三人とし、内閣総理大臣が、これを

第十三條 各職員の受ける俸給は、その職務の複雑、困難及び責任の度、勤勞の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務に関する條件に基いたものでなければならぬ。

第十四條 職員の職務は、これを十五級に分類し、その分類の基準となるべき標準的の職務の内容は、新給與実施本部長が、これを定める。

2 前項の規定により分類せられた職務の各級における俸給の幅は、別表による。

3 現業に従事する職員、教育職員、稅務職員その他その職務について特別に取扱うことを適當とする事情のある職員については、職務の級の分類及びその各級における俸給の幅につき、政令で、前二項と異つた定をすることができ。但し、その政令は、前條の規定の精神に沿い前二項の規定と趣旨を同じくし、且つ、これと権衡のとれたものでなければならぬ。

第十五條 内閣総理大臣、最高裁判所長官、法務総裁、各省大臣若しくは會計検査院長（以下各省各廳の長という。）又は各省廳の長の委任を受けた者は、新給與実施本部長の承認を受け、それぞれその所属の職員について、第十四條の規定するところに基き、その職務の級及び俸給を決定する。

委嘱する。

第十條 新給與苦情処理委員会に会長を置く。会長は、第三者である委員のうちから、委員がこれを選挙する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故がある場合においては、委員は、第三者である他の委員のうちから、会長の職務を代理する者を選挙する。

第十一條 新給與苦情処理委員会は、会長がこれを招集し、その議事は、会長を除く出席委員の過半数で、これを決する。可否同数である場合には、会長の決するところによる。

2 新給與苦情処理委員会は、職員を代表する委員、政府を代表する委員及び第三者である委員各、二人以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

3 会長は、第二十四條第一項の規定による再審査の請求があつた場合においては、遅滞なく、委員会を招集しなければならぬ。

(給與の種類)

第十二條 この法律による給與は、俸給、扶養手当、勤務地手当及び特殊勤務手当とする。

(俸給)

政府職員の新給與実施に関する法律

政府職員の新給與実施に関する法律

第十六條 あらたに職員となつた場合及び職員が一の職務の級から他の職務の級に移つた場合の俸給並びに同一級内における俸給の昇給の基準は、政令でこれを定める。

第十七條 俸給の支給に関しては、官吏俸給令（昭和二十一年勅令第九十二号）による俸給支給の例による。但し、月二回俸給支給の慣習のある場合においては、その例によることができる。

（扶養手当）

第十八條 扶養手当は、扶養親族のある職員に対し、これを支給する。

2 法第十二号附則第五條の規定は、扶養手当に関して、これを準用する。

（勤務地手当）

第十九條 勤務地手当は、生計費の高い特定の地域に在勤する職員に対し、これを支給する。

2 勤務地手当の月額、俸給の月額と扶養手当の月額との合計額に一定の割合を乗じて得た額とする。

3 生計費の高い特定の地域の指定及び当該地域について支給されるべき勤務地手当の割合の決定は、地域給審議会の議を経て、大蔵大臣が、これを行う。

4 第十七條の規定は、勤務地手当の支給について、これを準用する。

（特殊勤務手当）

第二十條 職員が、通常でない特殊の勤務に従事し、その勤務に対する報酬について特別の考慮を必要とする場合において、それを俸給に組入れることが不可能か又は著しく困難な事情があるときは、その特殊性に應じ、特殊勤務手当を支給することができる。

2 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給の方法は、政令で、これを定める。

（欠勤等の場合の給與）

第二十一條 法第十二号附則第七條の規定は、職員が正式の承認なくして執務しなかつた場合について、これを準用する。

（俸給の更正決定）

第二十二條 新給與実施本部長は、各省各廳の長又はその委任を受けた者が第十五條の規定により決定した職員の職務の級及び俸給が第十三條の俸給支給の原則に照し適当でないことを認めるときは、各省各廳の長又はその委任を受けた者の行つた決定を更正し、又はこれらの者に対しその決定を

（施行期日）

第二十五條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

（新俸給への切替の場合における経過的取扱）

第二十六條 この法律の施行に際し、各職員の属する職務の級における俸給の幅の最高が、法第十二号附則第四條に規定する現俸給の十六割に相当する金額に達しない場合においては、その職員は、新給與実施本部長の定める俸給の額を受けるものとする。

（年齢給の改訂）

第二十七條 現行の年齢による最低保証給は、臨時給與委員会の一報告書一、の五、に基き、政令で、これを改めるものとする。

（勤務地手当の経過的取扱）

第二十八條 勤務地手当は、大蔵大臣が地域給與審議会の議を経て生計費の高い特定の地域の指定及び当該地域について支給されるべき勤務地手当の割合の決定を行うまでの間、なお、従前の例により、これを支給する。

（差額支給の取扱）

第二十九條 職員が昭和二十三年一月一日以後において、既に支給を受けた法第十二号による暫定給與、財務局及び税

更正すべき旨を命ずることができる。

（審査の請求）

第二十三條 第十五條の規定による俸給の決定（前條の規定による俸給の更正決定を含む。）に関して苦情のある職員は、新給與実施本部長に対し、審査の請求をすることができる。

2 前項の請求があつたときは、新給與実施本部長は、これを決定し、これを本人及び関係各省各廳に通知しなければならぬ。

3 前條の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第二十四條 前條第二項の決定に関して苦情のある職員は、新給與苦情処理委員会に対し、再審査の請求をすることができる。

2 前項の請求があつたときは、新給與苦情処理委員会は、これを決定し、これを本人及び関係各省各廳に通知しなければならぬ。

3 第二十二條の規定は、前項の場合に、これを準用する。

この場合において、「新給與実施本部長」とあるのは「新給與苦情処理委員会」と読み替えるものとする。

附 則

政府職員の新給與実施に関する法律

政府職員の新給與実施に関する法律

務署に在勤する政府職員に対する税務特別手当の支給に関する法律（昭和二十二年法律第六十八号）による手当その他のこの法律による給與に相当する給與は、この法律による給與の内拂とみなす。

2 前項の規定により内拂金とみなされた金額が、この法律により受くべき給與の額を超過する場合においても、既に支給を受けた給與は、これを返還せしめないことができる。

3 第一項の規定により内拂金とみなされた金額とこの法律による給與との差額は、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の適用については、同法第三十八條第一項第五号の給與とみなす。
（法律の廃止）

第三十條

左に掲げる法律は、これを廃止する。

政府職員に対する臨時手当の支給に関する法律（昭和二十二年法律第四十号）

政府職員に対する一時手当の支給に関する法律（昭和二十二年法律第六十六号）

財務局及び税務署に在勤する政府職員に対する税務特別手当の支給に関する法律（昭和二十二年法律第六十八号）

政府職員に対する一時手当の支給に関する法律（昭和二十二年法律第二百十六号）

政府職員に対する一時手当の支給に関する法律（昭和二十三年法律第八号）

別表

級別俸給額表

職務の級	俸給									
	一 号	二 号	三 号	四 号	五 号	六 号	七 号	八 号	九 号	十 号
一 級	1,000	1,080	1,100	1,150	1,100	1,200	1,250	1,300	1,350	1,400
二 級	1,100	1,150	1,100	1,200	1,200	1,300	1,350	1,400	1,450	1,500

職務の級	俸給									
	一 号	二 号	三 号	四 号	五 号	六 号	七 号	八 号	九 号	十 号
三 級	1,100	1,150	1,200	1,250	1,300	1,350	1,400	1,450	1,500	1,550
四 級	1,200	1,250	1,300	1,350	1,400	1,450	1,500	1,550	1,600	1,650
五 級	1,300	1,350	1,400	1,450	1,500	1,550	1,600	1,650	1,700	1,750
六 級	1,400	1,450	1,500	1,550	1,600	1,650	1,700	1,750	1,800	1,850
七 級	1,500	1,550	1,600	1,650	1,700	1,750	1,800	1,850	1,900	1,950
八 級	1,600	1,650	1,700	1,750	1,800	1,850	1,900	1,950	2,000	2,050
九 級	1,700	1,750	1,800	1,850	1,900	1,950	2,000	2,050	2,100	2,150
十 級	1,800	1,850	1,900	1,950	2,000	2,050	2,100	2,150	2,200	2,250
十 一 級	1,900	1,950	2,000	2,050	2,100	2,150	2,200	2,250	2,300	2,350
十 二 級	2,000	2,050	2,100	2,150	2,200	2,250	2,300	2,350	2,400	2,450
十 三 級	2,100	2,150	2,200	2,250	2,300	2,350	2,400	2,450	2,500	2,550
十 四 級	2,200	2,250	2,300	2,350	2,400	2,450	2,500	2,550	2,600	2,650
十 五 級	2,300	2,350	2,400	2,450	2,500	2,550	2,600	2,650	2,700	2,750

政府職員の新給與実施に関する法律

内閣総理大臣等の俸給等に関する法律

（昭和二十三年六月十九日法律第五十五号）

第一條 左に掲げる官吏（以下内閣総理大臣等という。）の受ける俸給その他の給與については、この法律の定めるところによる。

- 一 内閣総理大臣
- 二 國務大臣
- 三 検査官
- 四 人事委員長及び人事委員
- 五 特命全權大使
- 六 宮内府長官
- 七 侍従長
- 八 特命全權公使

第二條 内閣総理大臣等の俸給月額額は、別表による。

第三條 あらたに内閣総理大臣等になつた者には、発令の日から、俸給を支給する。但し、退官した者又は免官された者が即日内閣総理大臣等に任ぜられたときは、発令の日（翌日から）俸給を支給する。

人事委員会の設置に至るまでは「臨時人事委員会の委員長及び委員」と読み替へるものとする。

内閣総理大臣等が昭和二十三年一月一日以後において、既に支給を受けた俸給、暫定加給、暫定加給臨時増給、臨時家族手当給與令（昭和十七年勅令第二百二十一号）による臨時家族手当、交通至難の場所に在勤する職員に手当給與の件（大正九年勅令第四百五号）による臨時勤務地手当、政府職員に対する臨時手当の支給に関する法律（昭和二十二年法律第四百十号）による臨時手当、退職手当及び死亡賜金は、これをこの法律による俸給その他の給與の内拂とみなす。

前項の規定により内拂金とみなされた金額（退職手当及び死亡賜金に係る部分の金額を除く。）と、この法律による俸給及び勤務地手当の合計額との差額は、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の適用については、これを同法第三十八条第一項第五号の給與とみなす。

別表

官職名	俸給月額
内閣総理大臣	二五、〇〇〇円
國務大臣	二〇、〇〇〇円
検査官	一〇、〇〇〇円

未復員者給與法の一部を改正する法律

第四條 内閣総理大臣等が退官、免官又は死亡に因り内閣総理大臣等でなくなつたときは、その日まで、俸給を支給する。

第五條 前二條の規定により俸給を支給する場合においては、その俸給の額は、俸給月額額の二十五分の一を以て俸給日額とし、日割によりこれを計算する。但し、その額が俸給月額額を超えるときは、これを俸給月額にとどめるものとする。

第六條 俸給は毎月二十一日に、これを支給する。但し、第四條の場合においては、その際、これを支給する。

第七條 内閣総理大臣等に対しては、俸給の外勤務地手当、退職手当、死亡賜金及び旅費を支給する。

前項に掲げる給與の額、支給条件及び支給手続は、一般官吏について定められているものの例による。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、第一條から第五條まで及び第七條（旅費に関する部分を除く。）の規定は、昭和二十三年一月一日以後の給與につき、これを適用する。

第一條及び別表中「人事委員長及び人事委員」とあるのは、

人事委員長及び人事委員	一八、〇〇〇円
特命全權大使	一五、〇〇〇円
宮内府長官	一五、〇〇〇円
侍従長	一五、〇〇〇円
特命全權公使	一五、〇〇〇円

未復員者給與法の一部を改正する法律

（昭和二十三年六月二十八日法律第六十一号）

未復員者給與法（昭和二十二年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第四條第二項中「百五十円」を「二百二十五円」に改める。

第七條中「三百円」を「四百五十円」に改める。

第八條第一項中「二百七十円」を「八百円」に、「三百十円」を「千円」に改める。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行し、昭和二十三年四月一日以後において給與事由の生じた給與につき、これを適用する。

昭和二十三年六月以降の政府職員の俸給等に関する法律

(昭和二十三年七月六日法律第九十五号)

第一條 官吏、官吏の待遇を受ける者（官吏と同格の政府職員を含む。）雇員、傭人及び工員であつて常時勤務に服する者（他の法律に特別の定のある者を除く。以下職員という。）に対しては、昭和二十三年六月一日にさかのぼつて、職員総平均の月収三千七百九十二円の俸給等を支給する。

第二條 前條の規定による俸給等に関しては、この法律に別段の定のある場合を除く外、政府職員の新給與実施に関する法律（昭和二十三年法律第四十六号。以下法第四十六号という。）の例による。

第三條 法第四十六号第十四條第二項に規定する職務の各級における俸給の幅は、別表による。

2 扶養手当の月額は、扶養親族一人につき、二百五十四円と

附則

第四條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

第五條 この法律の施行に際し、法第四十六号第二十六條の規定によりその職員の属する職務の級における俸級の額の最高をこえる額の俸給を受けていた職員は、その受けていた俸給の十一割五分に相当する金額の俸給を受けるものとする。但し、その俸給の額は、新給與実施本部長の定めるところにより、別表の級別俸給額表中の直近の俸給金額と同額とする。

2 前項の規定による俸給額がその職員の属する職務の級における別表の俸給の幅の最高の額に達しない場合においては、その職員は、その最高の額の俸給を受けるものとする。

第六條 職員が昭和二十三年六月一日以後の分として既に支給を受けた法第四十六号による給與は、この法律による給與の内拂とみなす。

別表
級別俸給額表

職務の級	俸給	月 額												
		一 号	二 号	三 号	四 号	五 号	六 号	七 号	八 号	九 号	十 号			
一 級	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇
二 級	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇
三 級	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇	一、六〇〇
四 級	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇
五 級	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇
六 級	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇
七 級	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
八 級	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
九 級	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
十 級	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇
十 三 級	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇

十	四	級	10,000	10,500	11,000	11,500	12,000	12,500	13,000
十	五	級	別に定める額						

恩給法臨時特例

(昭和二十三年七月二十九日)
法律 第百九十号

(この法律の目的)

第一條 公務員の給與の変更等に伴う恩給法(大正十二年法律第四十八号)の臨時の特例については、この法律の定めるところによる。

2 國會は、國家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)同法の改正規定並びに同法に基く政令及び人事委員会規則を含む以下同じ。)の規定がこの法律の規定と矛盾する場合においては、その國家公務員法の規定が優先するものであることを、ここに宣言する。

(若年による恩給停止の特例)

第二條 普通恩給については、恩給法(以下法という。)第五十八條第一項第三号の規定にかかわらず、これを受ける者が四十歳に滿ちる月までは、その金額を、四十歳に滿ちる

月の翌月から四十五歳に滿ちる月までは、その十分の五を、四十五歳に滿ちる月の翌月から五十歳に滿ちる月までは、その十分の三を停止する。

2 前項に規定する普通恩給の停止は、普通恩給と増加恩給又は傷病年金とが併給される場合には、これを行わない。

3 第一項に規定する普通恩給の停止は、公務に起因しない傷い又は疾病が法第四十九條の二又は第四十九條の三に規定する程度に達してこれがため退職した場合には、退職後五年間は、これを行わない。

4 前項の期間滿了の六月前までに、傷い又は疾病で回復しない者は、裁定廳に対し、前項の期間の延長を請求することができる。この場合において、その者の傷い又は疾病が、なお前項に規定する程度に達しているときは、第一項に規定する普通恩給の停止は、引き続きこれを行わない。

(多額所得による恩給停止の特例)

第三條 法第五十八條第一項第四号及び同條第二項の規定による普通恩給の停止については、これらの規定にかかわらず、

ず、恩給年額が一万五千円以上で、前年における恩給外の所得の年額が十五万円をこえる者について、左の区分によつて、これを行う。

一 恩給年額と恩給外の所得の年額との合計額が十八万円以下であるときは、十六万五千円をこえる金額の一割五分の金額に相当する金額。但し、恩給の支給額は、年額一万五千円を下ることはない。

二 恩給年額と恩給外の所得の年額との合計額が十八万円をこえ二十四万円以下であるときは、十六万五千円をこえ十八万円以下の金額の一割五分の金額と十八万円をこえる金額の二割の金額との合計額に相当する金額。但し、恩給の支給額は、年額一万五千円を下ることなく、その停止年額は、恩給年額の二割をこえることはない。

三 恩給年額と恩給外の所得の年額との合計額が二十四万円をこえ三十万円以下であるときは、十六万五千円をこえ十八万円以下の金額の一割五分の金額と十八万円をこえ二十四万円以下の金額の二割の金額と二十四万円をこえる金額の二割五分の金額との合計額に相当する金額。但し、恩給の支給額は、年額一万五千円を下ることなく、その停止年額は、恩給年額の二割五分をこえることはない。

四 恩給年額と恩給外の所得の年額との合計額が三十万円をこえるときは、十六万五千円をこえ十八万円以下の金額の一割五分の金額と十八万円をこえ二十四万円以下の金額の二割の金額と二十四万円をこえ三十万円以下の金額の二割五分の金額と三十万円をこえる金額の三割の金額との合計額に相当する金額。但し、恩給の支給額は、年額一万五千円を下ることなく、その停止年額は、恩給年額の三割をこえることはない。

2 前項の恩給外の所得の計算については、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第九條及び第十條の規定を準用する。

3 第一項の恩給外の所得は、稅務署長の調査により裁定廳が、これを決定する。

4 第一項に規定する恩給の停止は、前項の決定に基いて、その年の七月から翌年六月に至る期間分の恩給について、これを行う。但し、恩給を受ける事由の生じた月の翌月から翌年六月に至る期間分の恩給については、恩給の停止を行わない。

5 恩給の請求又は裁定の遅延に因り前年以前の分の恩給に

ついで、第一項に規定する恩給の停止を行うべき場合においては、前項の規定にかかわらず、その停止額は、その停止を行うべき期間後の期間分の恩給支給額からも、これを控除することができる。

(個人納金の特例)

第四條 法第五十九條第二項但書及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「百分の一」とあるは「百分の二」と読み替えるものとする。

(増加恩給年額の特例)

第五條 公務員又は公務員に準ずる者の増加恩給の年額は、法第六十五條の規定にかかわらず、退職当時の俸給年額に傷病の原因及び不具は、疾の程度により定めた別表第一号表の率を乗じて得た金額とする。但し、傷いを受け、又は疾病にかかつた時から五年内に退職しなかつた場合においては、傷いを受け、又は疾病にかかつた時から五年を経過した日における俸給の額により計算した俸給年額を退職当時の恩給年額とみなす。

(傷病年金年額の特例)

第六條 公務員又は公務員に準ずる者の傷病年金の年額は、法第六十五條の二の規定にかかわらず、退職当時の俸給年

額に傷病の原因及び傷病の程度により定めた別表第二号表の率を乗じて得た金額(普通恩給を併給される場合においては、その金額の十分の八・五に相当する金額)とする。

2 前條但書の規定は、傷病年金を給すべき者の退職当時の俸給年額について、これを準用する。

(増加恩給又は傷病年金の家族加給)

第七條 増加恩給又は傷病年金を受ける場合において、これを受ける者に扶養家族があるときは、二千四百円に扶養家族の員数を乗じて得た金額を、増加恩給又は傷病年金の年額に加給する。

2 前項の「扶養家族」とは、増加恩給又は傷病年金を受けらる者の退職当時から引き続いてその者により生計を維持し、又はその者と生計を共にする祖父母、父母、妻及び未成年の子をいう。

(扶助料年額の特例)

第八條 法第七十五條第一項の規定の適用については、同項第二号中「退職当時の等級により定めた別表第五号表の率」とあるのは「四十割」と、同項第三号中「退職当時の等級により定めた別表第六号表の率」とあるのは「三十割」と、同項第四号中「退職当時の等級により定めた

別表第七号の率」とあるのは「二十四割」と読み替えるものとする。

2 法第七十五條第一項第二号から第四号までの規定による扶助料を受ける場合において、これを受ける者に扶養遺族あるときは、法第七十五條第二項から第四項までの規定にかかわらず、二千四百円に扶養遺族の員数を乗じて得た金額を、扶助料の年額に加給する。

3 前項の「扶養遺族」とは、扶助料を受ける者により生計を維持し、又はその者と生計を共にする遺族で扶助料を受ける要件を具えるものをいう。

(重複加給の禁止)

第九條 第七條第一項又は前條第二項の規定により加給を受けるべき場合において、一人の扶養家族又は扶養遺族が二以上の恩給について加給を受けるべき原因となるときは、当該扶養家族又は扶養遺族は、最初に給與事由の生じた恩給についてのみ加給の原因となるものとする。

(災害補償との関係)

第十條 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第七十七條の規定による障害補償又はこれに相当する給付であつて同法第八十四條第一項の規定に該当するものを受けた者

については、当該補償又は給付を受ける事由の生じた月の翌月から六年間は、増加恩給又は傷病年金(第七條第一項の規定によりこれらの年額に加給される年額を含む。)は、これを停止する。

第十一條 労働基準法第七十九條の規定による遺族補償又はこれに相当する給付であつて同法第八十四條第一項の規定に該当するものを受けた者については、当該補償又は給付を受ける事由の生じた月の翌月から六年間は、左の区分によつて扶助料の一部を停止する。

一 法第七十五條第一項第二号の規定による扶助料については、その年額の四十分の三十に相当する金額に第八條第二項の規定による加給年額を加えた金額

二 法第七十五條第一項第三号の規定による扶助料については、その年額の三十分の二十三に相当する金額に第八條第二項の規定による加給年額を加えた金額

三 法第七十五條第一項第四号の規定による扶助料については、その年額の二十四分の十四に相当する金額に第八條第二項の規定による加給年額を加えた金額

第十二條 前二條の規定による停止年額が、その者の受けた労働基準法第七十七條若しくは第七十九條の規定による補

恩給法臨時特例

償又はこれに相当する給付であつて同法第八十四條の規定に該当するものの金額の六分の一に相当する金額をこえる者については、その停止年額は、当該補償又は給付の金額の六分の一に相当する金額とする。

(恩給の請求手続)

第十三條 この法律の規定による恩給の請求手続については、政令でこれを定める。

附則

第十四條 この法律は、公布の日から、これを施行し、昭和二十三年七月一日から、これを適用する。

第十五條 恩給法臨時特例(昭和二十一年法律第三十六号)は、昭和二十三年六月三十日限り、これを廃止する。

第十六條 昭和二十三年六月三十日以前に給與事由の生じた一時恩給又は一時扶助料の金額及び同日以前に給與事由の生じた普通恩給、増加恩給、傷病年金又は扶助料の昭和二十三年九月分までの年額の計算については、なお従前の例による。

2 前項の場合においては、昭和二十三年一月一日から同年六月三十日までに退職し、又は死亡した者の退職又は死亡当時の俸給の額は、昭和二十二年十二月三十一日における

給與に關する法令の規定による本俸の額とする。

第十七條 前條に規定する普通恩給、増加恩給、傷病年金又は扶助料については、昭和二十三年十月分以降、その年額を普通恩給年額計算の基礎となつた俸給年額(普通恩給を受けない者については、これを受けるものとした場合において、普通恩給の年額計算の基礎となるべき俸給年額を含む。)それぞれ對應する別表第三号表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなしてこの法律の規定を適用して算出した年額に改定する。

第十八條 前條の普通恩給を受ける者については、第二條第三項及び第四項の規定は、これを適用しない。

2 前項の普通恩給を受ける者に第二條第一項の規定を適用する場合において、その者に支給する額は、この法律の制定がなかつたならば受けるべきであつた額を下ることはない。

第十九條 この法律の適用を受ける恩給額の計算については、恩給の減額補給及び停止に關する法律(昭和七年法律第十三号)は、これを適用しない。

第二十條 昭和二十一年七月一日以後引き続き内地外に於ける者が内地に歸還しないで退職し、又は死亡した場合に給

する恩給の額の計算については、その者が昭和二十一年六月三十日において現に受けていた俸給の年額の百分の百三十(公務に因る傷い又は疾病のため退職し、又は死亡した者については、百分の百四十五)に相当する額にそれぞれ對應する別表第三号表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時

の俸給年額とみなしてこの法律を適用する。

第二十一條 第十七條の規定により恩給年額を改定する場合においては、裁定廳は、受給者の請求を待たずに、これを行う。但し、第七條第一項又は第八條第二項の規定による加給については、受給者の請求を待つて、これを行う。

(別表)

第一号表

傷病原因	症狀等差		特別項
	甲 号	乙 号	
特別項は各号第一項の率に其の十分の五以内の率を加えたるものとする。	特別公務	普通公務	第一項
	104	88	150
	88	74	150
	71	60	150
	58	49	150
	46	40	150
	38	33	150
27	23	150	

第二号表

傷病原因	症狀等差		第一款	第二款	第三款	第四款
	甲 号	乙 号				
普通公務	30	25	150	24	20	150
	21	18	150	18	15	150
	18	15	150	15	12	150
	15	12	150	12	9	150

恩給法臨時特例

恩給法臨時特例

第三號表

普通恩給年額計算の基礎となつた俸給年額	假定俸給年額
五四〇 ^円	一四、四〇〇 ^円
六〇〇	一五、八四〇
六六〇	一七、二八〇
七八〇	一八、七二〇
九〇〇	二〇、一六〇
一、〇二〇	二二、〇八〇
一、一四〇	二四、〇〇〇
一、二六〇	二五、九二〇
一、三八〇	二七、八四〇
一、五〇〇	二九、七六〇
一、六二〇	三一、六八〇
一、七四〇	三三、六〇〇
一、九二〇	三六、〇〇〇
二、一〇〇	三八、四〇〇
二、二八〇	四〇、八〇〇
二、四六〇	四三、二〇〇
二、六四〇	四五、六〇〇
二、八八〇	四八、〇〇〇

三、一二〇	五〇、四〇〇
三、三六〇	五二、八〇〇
三、六〇〇	五五、二〇〇
三、八四〇	五七、六〇〇
四、三二〇	六二、四〇〇
四、八〇〇	六七、二〇〇
五、二八〇	七二、〇〇〇
五、七六〇	七六、八〇〇
六、二四〇	八一、六〇〇
六、七二〇	八六、四〇〇
七、二〇〇	九一、二〇〇
七、八〇〇	九六、〇〇〇
八、四〇〇	一〇〇、〇〇〇
一、〇〇〇	一〇四、〇〇〇

普通恩給年額計算の基礎となつた俸給年額五四〇円未満の假定俸給年額は、その俸給年額の二六倍に相当する額とする。
 普通恩給年額計算の基礎となつた俸給年額が、この表記載の額に合致しないものについては、その直近多額の俸給額に対する假定俸給年額による。

治安関係

警察法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律

(昭和二十三年三月六日) 法律第十一号

第一條 銃砲所持禁止令の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「主務大臣」を「内閣総理大臣」に、「地方長官(東京都においては警視總監以下同じ)」を「公安委員会(都道府縣公安委員会、市町村公安委員会及び特別区公安委員会をいふ以下同じ)」に、同條第二項中「地方長官」を「公安委員会」に、同條第三項中「主務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第三條中「主務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二條 廣告物取締法の一部を次のように改正する。

第三條中「行政官廳」を「都道府縣公安委員会又ハ市町村公安委員会(特別区公安委員会ヲ含ム)」に改める。

第四條中「行政官廳ノ命令」を「行政官廳又ハ都道府縣公安委員会若ハ市町村公安委員会(特別区公安委員会ヲ含ム)」に改める。

警察法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律

ノ處分」に改める。

第三條 道路交通取締法の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「警察官吏」を「当該警察官若しくは警察吏員」に改める。

第六條第一項中「都道府縣知事(東京都にあつては警視總監以下同じ)」を「公安委員会(都道府縣公安委員会、市町村公安委員会及び特別区公安委員会をいふ。以下同じ。)」に、同條第二項中「警察官吏」を「当該警察官又は警察吏員」に改める。

第七條第三項中「警察官吏」を「当該警察官又は警察吏員」に改める。

第九條第一項乃至第三項中「都道府縣知事」を「公安委員会」に改める。

第十條第二項中「都道府縣知事」を「公安委員会」に、同條第三項中「都道府縣知事」を「公安委員会」に、「主務大臣」を「内閣総理大臣」に、同條第四項中「都道府縣知事」を「公安委員会」に改める。

第十五條中「警察官吏」を「当該警察官若しくは警察吏員」に改める。

第二十一條第二項中「都道府縣知事」を「公安委員会」に改める。

第二十三條第二項中「警察官吏」を「当該警察官又は警察吏員」に改める。

第四條 狩猟法の一部を次のように改正する。

第十三條中「警察官署」を「市町村長」に改める。

第二十六條 削除

第五條 森林法の一部を次のように改正する。

第七十六條中「所轄警察官署」を「市町村長」に改める。

第七十八條第二項中「警察官吏」を「市町村長」に改める。

第八十條第二項中「警察官署」を「森林官吏又は市町村長」に改める。

第六條 傳染病予防法の一部を次のように改正する。

第十二條中「所轄警察官署」を「最寄ノ保健所長」に改める。

第七條 家畜傳染病予防法の一部を次のように改正する。

第二條乃至第九條及び第十一條乃至第十六條中「警察官吏又ハ」を削る。
第十七條第一項及び第二項中「警察官吏」を「家畜防疫委員」に改める。

第二十二條及び第二十四條第一項第五号中「警察官吏又ハ」を削る。

第三十二條を削る。

第八條 瓦斯事業法の一部を次のように改正する。

第二十一條中「(東京府ニ在リテハ警視總監)」を削る。

第九條 他の法令中警察官署に関する規定は、当該警察署長に関する規定とする。

附則

この法律は、警察法施行の日から、これを施行する。

警察法の一部を改正する法律

(昭和二十三年四月十二日法律第二十三号)

警察法の一部を次のように改正する。

第九條中「検事総長」を「法務総裁」に改める。

第四十八條中「市町村公安委員会の定める基準により」を「市町村公安委員会の承認を得て」に改める。

附則

この法律は公布の日から、これを施行する。

墓地、埋葬等に関する法律

(昭和二十三年五月三十一日法律第四十八号)

第一章 総則

第一條 この法律は、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、國民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする。

第二條 この法律で「埋葬」とは、死体(妊娠四箇月以上の死胎を含む。以下同じ。)を土中に葬ることをいう。

3 この法律で「火葬」とは、死体を葬るために、これを焼くことをいう。

4 この法律で「改葬」とは、埋葬した死体を他の墳墓に移し、又は埋藏し、若しくは收藏した焼骨を、他の墳墓又は納骨堂に移すことをいう。

5 この法律で「墓地」とは、墳墓を設けるために、墓地として都道府県知事の許可をうけた区域をいう。

6 この法律で「納骨堂」とは、他人の委託をうけて焼骨を收蔵する施設をいう。

墓地、埋葬等に関する法律

7 この法律で「火葬場」とは、火葬を行うために、火葬場と施設をいう。

この法律で「火葬場」とは、火葬を行うために、火葬場として都道府県知事の許可をうけた施設をいう。

第二章 埋葬、火葬及び改葬

第三條 埋葬又は火葬は、他の法令に別段の定があるものを除く外、死亡又は死産後二十四時間を経過した後でなければ、これを行つてはならない。但し、妊娠七箇月に満たない死産のときは、この限りでない。

第四條 埋葬又は焼骨の埋藏は、墓地以外の区域に、これを行つてはならない。

5 火葬は、火葬場以外の施設でこれを行つてはならない。埋葬又は火葬を行わうとする者は、死亡地又は死産地、死亡地又は死産地の判明しないときは、死体の発見地の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の許可を受けなければならない。

6 改葬を行わうとする者は、省令の定めるところにより、死体又は焼骨の現に存する地の市町村長の許可を受けなければならぬ。

第六條 汽車その他の交通機関(船舶を除く。以下同じ。)の

中で死亡又は死産があつた場合において、その死体を埋葬又は火葬しようとする者は、死亡にあつては死体をその交通機関から降ろした地、死産にあつては死産をした母がその交通機関から降りた地の市町村長の許可を受けなければならない。

第七條 船舶の中で死亡又は死産があつたときは、その死体を埋葬又は火葬しようとする者は、その船舶が最初に入港した地の市町村長の許可を受けなければならない。

第八條 市町村長が、前三條の規定により、埋葬、改葬又は火葬の許可を與えるときは、埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証を交付しなければならない。

第九條 市町村長は、死亡若しくは死産の届出を受理し、又は船舶の船長から、死亡若しくは死産に関する航海日誌の謄本の送付を受けた後でなければ、埋葬許可証又は火葬許可証を交付してはならない。

第十條 死体の埋葬又は火葬を行う者がないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない。
前項の規定により埋葬又は火葬を行つたときは、その費用に關しては、行旅病人及び行旅死入取救法（明治三十

第十三條 墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、埋葬、埋藏、收葬又は火葬の求めを受けたときは、正当の理由がなければこれを拒んではならない。

第十四條 墓地の管理者は、第八條の規定による埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証を受理した後でなければ、埋葬又は焼骨の埋藏をさせてはならない。

第十五條 納骨堂の管理者は、第八條の規定による火葬許可証又は改葬許可証を受理した後でなければ、焼骨を收葬してはならない。

第十六條 火葬場の管理者は、第八條の規定による火葬許可証又は改葬許可証を受理した後でなければ、火葬を行つてはならない。

第十七條 墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、省令の定めるところにより、図面、帳簿又は書類等を備えなければならない。

第十八條 前項の管理者は、墓地使用者、焼骨收葬委託者、火葬を求めた者その他死者に關係ある者の請求があつたときは、前項に規定する図面、帳簿又は書類等の閲覧を拒んではならない。

第十九條 墓地又は納骨堂の管理者は、埋葬許可証、火葬許可証、埋葬等に関する法律

二年法律第九十三号)の規定を準用する。

第三章 墓地、納骨堂及び火葬場

第十條 墓地、納骨堂又は火葬場を經營しようとする者は、省令の定めるところにより、都道府縣知事の許可を受けなければならない。

第十一條 前項の規定により設けた墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場を廃止しようとする者も、同様とする。

第十二條 都市計画法(大正八年法律第三十六号)第十二條又は特別都市計画法(昭和二十一年法律第十九号)第五條の土地区劃整理の施行により、墓地の新設、変更又は廃止を行う場合は、耕地整理法(明治四十二年法律第三十号)第十七條第二項の規定にかかわらず、換地處分の認可をもつて、前條の許可があつたものとみなす。

第十三條 墓地、納骨堂又は火葬場の経営者は、管理者を置き、管理者の本籍、住所及び氏名を、墓地、納骨堂又は火葬場所在地の市町村長に届け出なければならない。

第十四條 可証又は改葬許可証を受理した日から、五箇年間これを保存しなければならない。

第十五條 火葬場の管理者が火葬を行つたときは、火葬許可証に、省令の定める事項を記入し、火葬を求めた者に返さなければならない。

第十六條 市町村長に報告しなければならない。

第十七條 都道府縣知事は、必要があると認めるときは、当該吏員に、火葬場に立ち入り、その施設、帳簿、書類、その他の物件を検査させ、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場の管理者から必要な報告を求めることができる。

第十八條 当該吏員が前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、且つ關係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第十九條 都道府縣知事は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めるときは、墓地、納骨堂若しくは火葬場の施設の整備改善、又はその全部若しくは一部の使用の制限若しくは禁止を命じ、又は第十條の規定による許可を取り消すことができる。

第四章 罰則

第二十條 左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する、

一 第十條の規定に違反した者

二 第十九條の規定に違反した者

第二十一條 左の各号の一に該当する者は、これを千円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

一 第三條から第七條まで、第十二條から第十七條までの規定に違反した者

二 第十八條の規定による当該吏員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者、又は同條の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

第二十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二條の違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に対しても各本條の罰金刑を科する。

附則

第二十三條 この法律は、昭和二十三年六月一日からこれを施行する。

第二十四條 日本國憲法施行の際現に效力を有する命令の規定

定の效力等に関する法律（昭和二十二年法律第七十二号）第一條の四により法律に改められた左の命令は、これを廃止する。

墓地及埋葬取締規則（明治十七年太政官布達第二十五号）

墓地及埋葬取締規則に違背する者処分方（明治十七年太政官達第八十二号）

理火葬の認許等に関する件（昭和二十二年厚生省令第九号）

第二十五條 この法律施行前になした違反行爲の処罰については、なお従前の例による。

第二十六條 この法律施行の際現に従前の法令の規定により都道府縣知事の許可をうけて墓地、納骨堂又は火葬場を經營している者は、この法律の規定により、それぞれ、その許可をうけたものとみなす。

第二十七條 従前の命令の規定により納骨堂の經營について都道府縣知事の許可を必要としなかつた地域において、この法律施行の際現に納骨堂を經營している者で、この法律施行後も引き続き納骨堂を經營しようとするものは、この法律施行後三箇月以内に第十條の規定により都道府縣知事

に許可の申請をしなければならぬ。その申請に對して許可の処分があるまでは、同條の規定による許可を受けたものとみなす。

第二十八條 この法律施行の際現に従前の法令の規定に基づいて市町村長より受けた埋葬、改葬若しくは火葬の認許又はこれらの認許証は、それぞれ、この法律の規定によつて受けた許可又は許可証とみなす。

興行場法

（昭和二十三年七月十二日法律第三百三十七号）

第一條 この法律で「興行場」とは、映画、演劇、音楽、スポーツ、演藝又は観せ物を、公衆に見せ、又は聞かせる施設をいう。

2 この法律で「興行場営業」とは、都道府縣知事の許可を受けて、業として興行場を經營することをいう。

第二條 業として興行場を經營しようとする者は、政令の定める手数料を納めて、都道府縣知事の許可を受けなければならない。

2 都道府縣知事は、興行場の設置の場所又はその構造設備が公衆衛生上不適当であると認めるときは、前項の許可を

興行場法

與えないことができる。但し、この場合においては、都道府縣知事は、理由を附した書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

第三條 興行場営業を営む者（営業者という。以下同じ。）は、興行場について、換氣、照明、防濕及び清潔その他入場者の衛生に必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の基準については、都道府縣が條例でこれを定める。

第四條 入場者は、興行場において、場内を著しく不潔にし、その他公衆衛生に害を及ぼす虞のある行爲をしてはならない。

2 営業者又は興行場の管理者は、前項の行爲をする者に対して、その行爲を制止しなければならない。

第五條 都道府縣知事は、必要があると認めるときは、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該吏員に、興行場に立ち入り、第三條第一項の規定による措置の実施の状況を検査させることができる。

2 当該吏員が、前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第六條 都道府縣知事は、営業者が第三條第一項の規定に違反したときは、第二條第一項の許可を取り消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずることができる。

第七條 都道府縣知事が前條の処分をしようとするときは、当該営業者又はその代理人の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。

2 都道府縣知事は、前條の処分の原因と認められる違反行為並びに聴聞の期日及び場所を、期日の一週間前までに、当該営業者に通知しなければならない。

第八條 左の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一 第二條第一項の規定に違反した者

二 第六條の規定による命令に違反した者

第九條 第五條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを千円以下の罰金に処する。

第十條 第四條第一項又は第二項の規定に違反した者は、これを拘留又は科料に処する。

第十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前

三條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對しても各本條の罰金又は科料を科する。

附則

第十二條 この法律は、昭和二十三年七月十五日から、これを施行する。

第十三條 この法律施行の際、現に従前の命令の規定により営業の許可を受け、又は営業の届出をして、興行場営業を営んでいる者は、第二條第一項の規定による許可を受けたものとみなす。

第十四條 昭和二十三年一月一日から、この法律施行の日までに、新たに興行場営業を営み、この法律施行の際現に興行場営業を営んでいる者は、この法律施行の日から二月間は、第二條第一項の規定にかかわらず、引き続き興行場営業を営むことができる。

2 前項の規定に該当する者は、この法律施行後二月以内に、都道府縣知事にその旨を届け出なければならない。

3 前項の届出をした者は、第二條第一項の許可を受けたものとみなす。

公衆浴場法

(昭和二十三年七月十二日法律第百三十九号)

第一條 この法律で「公衆浴場」とは、温湯、潮湯又は温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設をいう。

2 この法律で「浴場業」とは、都道府縣知事の許可を受けて、業として公衆浴場を経営することをいう。

第二條 業として公衆浴場を経営しようとする者は、政令の定める手数料を納めて、都道府縣知事の許可を受けなければならない。

2 都道府縣知事は、公衆浴場の設置の場所又はその構造設備が公衆衛生上不適當であると認めるときは、前項の許可を與えないことができる。但し、この場合においては、都道府縣知事は、理由を附した書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

第三條 浴場業を営む者(営業者という。以下同じ。)は、公衆浴場について、換氣、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の基準については、都道府縣が條例で、これを定める。

第四條

営業者は傳染性の疾病にかかっている者と認められ、又は他の入浴者の入浴に支障を與える虞のある精神病者と認められる者に対しては、その入浴を拒まなければならない。但し、省令の定めるところにより、療養のために利用される公衆浴場で、都道府縣知事の許可を受けたものについては、この限りでない。

第五條 入浴者は、公衆浴場において、浴着、うを著しく不潔にし、その他公衆衛生に害を及ぼす虞のある行為をしてはならない。

2 営業者又は公衆浴場の管理者は、前項の行為をする者に對して、その行為を制止しなければならない。

第六條 都道府縣知事は、必要があると認めるときは、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該吏員に、公衆浴場に立ち入り第三條第一項の規定による措置の実施の状況を検査させることができる。

2 当該吏員が前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第七條 都道府縣知事は、営業者が、第三條第一項の規定に違反したときは、第二條第一項の許可を取り消し、又は期

間を定めて営業の停止を命ずることができる。

2 都道府県知事が、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ当該営業者に、その処分の原因と認められる違反行為を文書をもつて通知し、当該営業者又はその代理人が公開の聴聞において弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を與えなければならない。

第八條 左の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一 第二條第一項の規定に違反した者

二 前條第一項の規定による命令に違反した者

第九條 第六條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該吏員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを千円以下の罰金に処する。

第十條 左の各号の一に該当する者は、これを拘留又は科料に処する。

一 第四條又は第五條第二項の規定に違反した者

二 第四條の規定により営業者が拒んだにもかかわらず入浴した者又は第五條第一項の規定に違反した者

第十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、第八

條、第九條又は前條第一号の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金又は科料を科する。

附則

第十二條 この法律は、昭和二十三年七月十五日から、これを施行する。

第十三條 この法律施行の際、現に従前の命令の規定により営業の許可を受け、又は営業の届出をして、浴場業を営んでいる者は、第二條第一項の許可を受けたものとみなす。

第十四條 昭和二十三年一月一日から、この法律施行の日までに、新たに浴場業を営み、この法律施行の際現に浴場業を営んでいる者は、この法律施行の日から、二月間は、第二條第一項の規定にかかわらず、引き続き浴場業を営むことができる。

2 前項の規定に該当する者は、この法律施行後二月以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

3 前項の届出をした者は、第二條第一項の許可を受けたものとみなす。

旅館業法

(昭和二十三年七月十二日法律第百三十八号)

第一條 この法律は、旅館業に対して、公衆衛生の見地から必要な取締を行い、もつてその経営を公共の福祉に適合させることを目的とする。

第二條 この法律で、「旅館業」とは、都道府県知事の許可を受けて、業としてホテル、旅館又は下宿を経営することをいう。

2 この法律で「ホテル」とは一日又は数日を単位とする宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、都道府県知事の定めるホテルとしての基準に合うものをいう。

3 この法律で「旅館」とは、一日を単位とする宿泊料又は室料を受けて人を宿泊させる施設で、都道府県知事の定める旅館としての基準に合うものをいう。

4 この法律で「下宿」とは、一週間以上の期間を単位とする宿泊料又は室料を受けて人を宿泊させる施設で、都道府県知事の定める下宿としての基準に合うものをいう。

第三條 人を宿泊させる営業を営もうとする者は、政令の定める手数料を納めて、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項の営業の施設の設置場所又はその構造設備が、公衆衛生上不適当であると認めるときは、同項の許可を與えないことができる。但し、この場合においては、都道府県知事は、理由を附した書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

第四條 旅館業を営む者(営業者という。以下同じ。)は、営業の施設について、換氣、採光、照明、防湿及び清潔、その他宿泊者の衛生に必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の基準については、都道府県が條例で、これを定める。

第五條 営業者は、左の各号の一に該当する場合を除いては、宿泊を拒んではならない、
一 宿泊しようとする者が傳染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき。

二 宿泊しようとする者がとばく、その他の違法行為又は風紀を乱す行為をする虞があると認められるとき。
三 宿泊施設に余裕がないときその他都道府県が條例で定める事由があるとき。

第六條 営業者は、宿泊者名簿を備え、これに宿泊者の氏名、住所、職業その他の事項を記載し、当該官吏又は吏員の要

2 求があつたときは、これを提出しなければならない。
 2 宿泊者は、営業者から請求があつたときは、前項に規定する事項を告げなければならない。

第七條 都道府県知事は、必要があると認めるときは、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該吏員に、営業の施設に立ち入り、第四條第一項の規定による措置の実施の状況を検査させることができる。

2 当該吏員が、前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第八條 都道府県知事は、営業者が、第四條第一項の規定に違反したときは、第三條第一項の許可を取り消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずることができる。

第九條 都道府県知事は、前條の処分をしようとするときは、当該営業者又はその代理人の田頭を求めて、公開による聽聞を行わなければならない。

2 都道府県知事は、前條の処分の原因と認められる違反行為並びに聽聞の期日及び場所を、期日の一週間前までに、当該営業者に通知しなければならない。
 第十條 左の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲

役又は五千円以下の罰金に処する。

一 第三條第一項の規定に違反した者

二 第八條の規定による命令に違反した者

第十一條 左の各号の一に該当する者は、これを千円以下の罰金に処する。

一 第五條又は第六條第一項の規定に違反した者

二 第七條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第十二條 第六條第二項の規定に違反して同條第一項の事項を偽つて告げた者は、これを拘留又は科料に処する。

第十三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第十條又は第十一條の規定に違反したときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

附則

第十四條 この法律は、昭和二十三年七月十五日から、これを施行する。
 第十五條 この法律施行の際、現に業前の命令の規定により

営業の許可を受けて旅館営業を営んでいる者は、それぞれ第三條第一項の規定による許可を受けたものとみなす。

第十六條 昭和二十三年一月一日から、この法律施行の日までに、新たに旅館業を営み、この法律施行の際現にこれを営んでいる者は、この法律施行の日から二月間は、第三條第一項の規定にかかわらず、引き続きこれを営むことができる。

2 前項の規定に該当する者は、この法律施行後二月以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

3 前項の届出をした者は、それぞれ第三條第一項の許可を受けたものとみなす。

へい、獸處理場等に関する法

（昭和二十三年七月十二日法律第百四十号）

第一條 この法律で「獸畜」とは、牛、馬、豚、めん羊及び山羊をいう。

2 この法律で「へい、獸」とは死んだ獸畜をいう。

3 この法律で「へい、獸處理場」とは、へい、獸取扱場及び化製場をいう。

へい、獸處理場等に関する法律

4 この法律で「へい、獸取扱場」とは、へい、獸を解体し、埋却し、若しくは焼却するために設けられた施設又は区域で、へい、獸取扱場として都道府県知事の許可を受けたものをいう。

5 この法律で「化製場」とは、獸畜の肉、皮、骨、臓器等を原料として皮革、油脂、にかわ、肥料、飼料その他の物を製造するために設けられた施設で、化製場として都道府県知事の許可を受けたものをいう。

第二條 へい、獸の解体、埋却若しくは焼却は、へい、獸取扱場以外の施設又は区域で、これを行つてはならない。但し、都道府県知事が許可した場合はこの限りでない。

2 獸畜の肉、皮、骨、臓器等を原料とする皮革、油脂、にかわ、肥料、飼料その他の物の製造は、化製場以外の施設で、これを行つてはならない。

第三條 へい、獸取扱場又は化製場を設けようとする者は、省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により設けたへい、獸處理場の施設又は区域を変更しようとする者も、同様とする。

第四條 都道府県知事は、へい、獸處理場の設置の場所が左の各

へい、獣処理場等に関する法律

号の一に該当するときは又はその構造設備が公衆衛生上不適當であると認めるときは、前條の許可を與えないことができる。但し、この場合においては、都道府縣知事は、理由を附した書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

- 一 人家が密集して居る場所
- 二 飲料水が汚染される虞のある場所
- 三 その他都道府縣知事が公衆衛生上害を生ずる虞のある場所として指定する場所

第五條 へい、獣処理場の所有者又は管理者は、左に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 へい、獣処理場の内外は、常に清潔にし、汚物処理を十分にすること。
- 二 こん虫の發生の防止及び駆除に努めること。
- 三 その他都道府縣知事が定める衛生上必要な措置。

第六條 都道府縣知事は公衆衛生上の見地から必要があると認めるときは、へい、獣処理場の所有者又は管理者から必要な報告を求め、又は当該吏員に、へい、獣処理場に立ち入り、前條の規定による措置の実施の状況を検査させることができる。

金又は拘留若しくは科料に処する。

- 一 第二條（第十一條及び第十二條において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第六條第一項（第十一條及び第十二條において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該吏員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第十條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金又は科料を科する。

第十一條 第二條から第七條までの規定は、魚類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を原料として油脂、にかわ、肥料又は飼料その他の物を製造する施設及び獣畜、魚類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を化製場に供給するために貯蔵する施設にこれを準用する。

第十二條 第五條から第七條までの規定は、警察法（昭和二十二年法律第九十六号）第四十條にいう市及び市街の町村の区域内において獣畜を收容し、又は飼養する施設に、これを準用する。

へい、獣処理場等に関する法律

2 前項の規定により当該吏員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第七條 都道府縣知事は、へい、獣処理場の所有者又は管理者がへい、獣処理場につき第五條の規定による措置を講じない場合においては、第三條の許可を取り消し、又は期間を定めてその施設の使用の制限若しくは禁止を命ずることができ。

2 都道府縣知事が、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ当該管理者に、その処分の原因と認められる違反行為を文書をもつて通知し、当該管理者又はその代理人が公開の聴聞において弁明し、且つ有利な証拠を提出する機会を與えなければならない。

第八條 左の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

- 一 第三條（第十一條において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 前條（第十一條及び第十二條において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

第九條 左の各号の一に該当する者は、これを千円以下の罰

附則

第十三條 この法律は、昭和二十三年七月十五日から、これを施行する。

第十四條 この法律施行の際、現に従前の命令の規定により許可を受けて、へい、獣取扱場又は化製場を設けている者は、これを第三條第一項の許可を受けたものとみなす。

第十五條 昭和二十三年一月一日からこの法律施行の日までに、新たにへい、獣取扱場又は化製場を設け、この法律施行の際現にこれを経営している者は、この法律施行の日から二月間は、第三條第一項の規定にかかわらず引き続きこれを経営することができる。

2 前項の規定に該当する者は、この法律施行後二月以内に、都道府縣知事にその旨を届け出なければならない。

3 前項の届出をした者は、第三條第一項の許可を受けたものとみなす。

第十六條 屠場法（明治三十九年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。
第一條第二項中「牛、羊、豚及馬」を「牛、綿羊、山羊、豚及馬」に改める。
第二條、第六條、第九條、第十一條及び第十二條中「地

へい獸処理場等に関する法律

方長官(東京府ニ於テハ警視總監)を「都道府縣知事」に改める。

第四條第二項中「食用ニ供スル部分」を「獸畜ノ全テノ部分」に改める。

第七條第二項中「地方長官」を「都道府縣知事」に、「内務大臣」を「厚生大臣」に改める。

第十三條中「三百圓以下ノ罰金」を「三年以下ノ懲役又は五萬圓以下ノ罰金」に改める。

第十八條 削除

文教關係

教育委員会法

(昭和二十三年七月十五日)
法律 第百七十号

第一章 総則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、教育が不当な支配に服することなく、國民全体に対し直接に責任を負つて行われるべきであるといふ自覚のもとに、公正な民意により、地方の实情に即した教育行政を行うために、教育委員会を設け、教育本来の目的を達成することを目的とする。

第二條 教育委員会の組織、権限及び職務は、この法律の定めるところによる。

(設置)

第三條 教育委員会は、都道府縣並びに市(特別区を含む。以下同じ。)町村にこれを設置する。但し、町村は必要がある場合には、一部事務組合を設けて、その組合に教育委員会を設置することができる。

2 前項の一部事務組合の教育委員会に關し必要な事項は、教育委員会法

政令でこれを定めることができる。

3 この法律で「都道府縣委員会」とは、都道府縣に設置する教育委員会を、「地方委員会」とは、市町村に設置する教育委員会をいう。

(権限)

第四條 教育委員会は、從來都道府縣若しくは都道府縣知事又は市町村若しくは市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の権限に属する教育、学術及び文化(教育という。以下同じ。)に關する事務、並びに將來法律又は政令により当該地方公共團體及び教育委員会の権限に属すべき教育事務を管理し、及び執行する。

2 大学及び私立学校は、法律に別段の定がある場合を除いては、教育委員会の所管に属しない。

(経費の負担)

第五條 教育委員会に要する経費は、当該地方公共團體の負担とする。

(経費の補助)

第六條 教育委員会に要する経費及びその所掌に係る経費は、國庫からこれを補助することができる。

第二章 教育委員会の組織

第一節 教育委員会の委員

(委員)

第七條 都道府縣委員会は七人の委員で、地方委員会は五人の委員で、これを組織する。

2 第三項に規定する委員を除く委員は、日本國民たる都道府縣又は市町村の住民が、これを選挙する。

3 委員のうち一人は、当該地方公共団体の議会の議員のうちから、議会において、これを選挙する。

(任期)

第八條 選挙による委員の任期は四年とし、二年ごとにその半数を改選する。但し、補欠委員は、前任者の残任期間在任する。

2 前項の任期は、通常選挙の日から、これを起算する。

3 議会において選挙する委員の任期は、議員の任期中とする。

(選挙)

第九條 都道府縣又は市町村の議会の議員の選挙権又は被選挙権を有する者は、都道府縣委員会又は地方委員会の委員の選挙権又は被選挙権を有する。

第十條 国会の議員、地方公共団体の議会の議員(第七條第

三項の委員たる議員を除く)、國家公務員及び地方公共団体の有給の職員は、教育委員会の委員を兼ねることができない。

2 都道府縣委員会の委員と、地方委員会の委員とは、これを兼ねることができない。

第十一條 通常選挙は、二年ごとに、選挙による委員の定数の半数についてこれを行う。

第十二條 委員の選挙においては、選挙区を設けない。

第十三條 委員の選挙に関する事務は、当該地方公共団体の選挙管理委員会が、これを管理する。

第十四條 都道府縣委員会の委員の選挙と、地方委員会の委員の選挙とは、これを同時に行うことができる。

第十五條 委員の選挙は、市町村の議会の議員の選挙に関する選挙人名簿により、これを行う。

第十六條 委員の候補者は、選挙人の推薦によるものでなければならぬ。

2 前項の推薦は、選挙人が本人の承諾を得て、六十人以上の連署をもつて、その代表者から選挙長に届け出なければならぬ。

第十七條 委員の被選挙権を有する者は、同時に二つの教育

委員会の委員の候補者となることができない。

第十八條 委員の候補者の届出には、供託金を要しない。

第十九條 教育委員会の委員の選挙においては、有効投票の最多数を得た者をもつて当選人とする。

2 当選人を定めるに当り得票数が同じであるときは、選挙会において、選挙長が、くじでこれを定める。

第二十條 在任期間を異にする委員の選挙を合併して行つた場合においては、得票数の多い者から、在任期間の長い当選人を選ばなければならない。

2 得票数が同じである者のうち、任期の長短を定める必要がある場合には、選挙会において、選挙長が、くじでこれを定めなければならない。

第二十一條 当選人が当選を辞したとき、死亡者であるとき、又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五十七條の規定により当選を失つたときは、直ちに選挙会を開き当選人にならなかつた者のうち、得票数の最も多い者から順次に、当選人を定めなければならない。

2 地方自治法第六十二條第一項第五号から第七号までの事由若しくは欠員が、同法第六十條第一項の期限前に生じたときは、当選人にならなかつた者のうち、得票数の最も多

い者から順次に、又はその期限経過後に生じた場合において、第十九條第二項の適用を受けた者があるときは、その者のうちから、選挙会を開き、当選人を定めなければならない。

第二十二條 在任期間を異にする委員の選挙を合併して行つた場合において、普通地方公共団体の議会の議員の選挙に関する地方自治法第五十八條の規定の適用があるときは、選挙会において、選挙長が、くじでいずれの委員候補者をもつて在任期間の長い委員の当選人とするかを定めなければならない。

第二十三條 地方自治法第六十二條第一項第一号から第三号までに掲げる事由が生じた場合、又は同條第一項第四号から第七号までに掲げる事由若しくは欠員が、地方自治法第六十條第一項の期限前に生じた場合において、更に選挙を行わないで当選人を定めることができないときは、更に選挙を行う。

第二十四條 地方自治法第六十二條第一項第四号から第七号までに掲げる事由若しくは欠員が、同法第六十條第一項の期限経過後に生じた場合において、当選人を定めることができないときは、教育委員会において、委員の被選挙権を

有する者のうちから、すみやかに補充委員を選任する。

2 補充委員の任期は、次の通常選挙の期日の前日までとし、その委員の任期終了による欠員については、次の通常選挙とあわせて補充委員の選挙を行う。

第二十五条 地方自治法第六十条第一項の期限経過後、議会において選挙された委員を除くすべての委員が欠けたときは、前条第一項の規定にかかわらず、補充委員の選挙を行う。

2 前項の事由が、次の通常選挙前六箇月以内に生じたときは、前項の規定にかかわらず、前条第一項の規定による。

第二十六条 第七條第三項の規定による委員が欠けたときは、議会は、すみやかに委員を選挙しなければならぬ。

第二十七条 地方自治法第七十二条第一項に規定する都道府県知事の選挙運動に関する規定は、委員の選挙の選挙運動に、同條第三項の規定は、都道府県議会の委員の選挙に、これを準用する。但し、同條第一項で準用する衆議院議員選挙法（大正十四年法律第四十七号）第四百四條第四項中「都議會議員選挙管理委員会又は道府県議會議員選挙管理委員会」とあるのは、地方委員会の委員の選挙については、当該地方公共団体の選挙管理委員会」と読み替へるものとす。

2 委員は職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

3 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、当該地方公共団体の條例でこれを定めなければならない。

第三十二條 委員の宣誓、法令等に従う義務及び服務に関しては、別に地方公共団体の職員に関して規定する法律で、これを定める。

第二節 教育委員会の会議
(委員長及び副委員長)

第三十三條 教育委員会は、委員のうちから、委員長及び副委員長各一人を選挙しなければならない。

2 委員長及び副委員長の任期は、一年とする。但し、再選されることが出来る。

3 委員長は、教育委員会の會議を主宰する。

4 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(會議の招集)

第三十四條 教育委員会の會議は、委員長が、これを招集する。

する。

第二十八條 委員の選挙については、この法律又はこれに基づく政令に別段の定がある場合を除いては、地方自治法に定める普通地方公共団体の議会の議員の選挙に関する規定を準用する。

(委員の解職の請求)

第二十九条 委員の選挙権を有する者は、委員の解職の請求をすることが出来る。

2 前項の解職の請求に関しては、地方自治法に定める普通地方公共団体の議会の議員の解職の請求の例による。

(委員の辞職及び資格の決定)

第三十條 委員の辞職及び資格の決定については、地方自治法第六章第八節の規定（第二百二十六條但書の規定を除く。）を準用する。但し、「普通地方公共団体の議会」とあるのは、「教育委員会」と、「議員」とあるのは「委員」と読み替へるものとす。

(委員の報酬及び費用弁償)

第三十一條 地方公共団体は、当該教育委員会の委員に対し報酬を支給しなければならない。但し、給料は支給しない。

2 委員二人以上の者から、書面で會議に付議すべき事件を示して、臨時会の招集の請求があるときは、委員長は、これを招集しなければならない。

3 會議開催の場所及び日時は、會議に付議すべき事件とともに、委員長が、あらかじめこれを告示しなければならない。

4 招集は、閉会の前日、都道府県委員会にあつては七日、地方委員会にあつては三日までに、これを告示しなければならない。但し、急施を要する場合はこの限りでない。

(定例会及び臨時会)

第三十五條 教育委員会の會議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎月一回これを招集しなければならない。

3 臨時会は、必要がある場合において、その事件に限り、これを招集する。

4 會議招集の告示後に急施を要する事件があるときは、前條第三項及び前項の規定にかかわらず、直ちに、これを會議に付議することが出来る。

(會議の定足数)

第三十六條 教育委員会の會議は、在任委員の半数以上が出

席しなければこれを開くことができない。但し、同一の事件につき再度招集しても、なお半数に達しないときは、この限りでない。

(会議の公開)

第三十七條 教育委員会の会議は、これを公開する。但し、委員の発議により、出席委員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

2 前項の委員の発議は、討論を行わないで、その可否を決しなければならぬ。

(議決の方法)

第三十八條 教育委員会の議事は、出席委員の過半数で、これを決する。

(議事參與の制限)

第三十九條 教育委員会の委員は、自己又は配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に關する事件については、その議事に參與することができない。但し、會議に出席し發言することができぬ。

(會議規則)

第四十條 教育委員会は、會議規則及び傍聴人規則を設けなければならない。

但し、教育の調査及び統計に關する部課並びに教育指導に關する部課は、これを置かなければならない。

2 地方委員会の事務局には、教育委員会規則の定めるところにより、必要な部課を置くことができる。

(事務局の職員)

第四十五條 都道府縣委員会の事務局に、指導主事、教科用図書の内容又は採択、教科内容及びその取扱、建築その他必要な事項に關する専門職員並びにその他必要な事務職員を置く。

2 地方委員会の事務局には、都道府縣委員会の事務局に準じて必要な職員を置く、

3 前二項に規定する職員の定数は、当該地方公共団体の條例で、これを定めなければならない。

4 第一項及び第二項の職員並びに学校の事務職員は、教育長の推薦により、教育委員会が、これを任命する。

第四十六條 指導主事は、教員に助言と指導を與える。但し、命令及び監督をしてはならない。

第四十七條 教科用図書の検定又は採択、教科内容及びその取扱、その他特殊な事項に關する専門職員には、教員をもつて、これに充てることことができる。但し、その期間中は、

2 この法律に別段の定がある場合を除いては、教育委員会の會議に關する事項は、會議規則でこれを定めることができる。

第三節 教育長及び事務局

(教育長)

第四十一條 教育委員会に、教育長を置く。

2 教育長は、別に教育職員の免許に關して規定する法律の定める教育職員の免許状を有する者のうちから、教育委員会が、これを任命する。

3 教育長の任期は、四年とする。但し、再任することができる。

第四十二條 教育長は、教育委員会の指揮監督を受け、教育委員会の處理するすべての教育事務をつかさどる。

(事務局)

第四十三條 教育委員会の職務権限に屬する事項に關する事務を處理させるため、教育委員会に事務局を置く。

(事務局の部課)

第四十四條 都道府縣委員会の事務局には、教育委員会規則の定めるところにより、必要な部課(會計及び土木建築に關する部課を除く)を置く。

教員の職務を行わないことができる。

第三章 教育委員会の職務権限

(教育委員会の所管)

第四十八條 都道府縣委員会は、都道府縣の設置する学校その他の教育機關を、地方委員会は、当該地方公共団体の設置する学校その他の教育機關をそれぞれ所管する。

2 当該教育委員会は、その協議により都道府縣の設置する高等学校を市町村に又は市町村の設置する高等学校を都道府縣に移管することができる。

(教育委員会の事務)

第四十九條 教育委員会は、教育長の助言と推薦により、左の事務を行う。

- 一 学校その他の教育機關の設置及び廃止に關すること。
- 二 学校その他の教育機關の運営及び管理に關すること。
- 三 教科内容及びその取扱に關すること。
- 四 教科用図書の採択に關すること。
- 五 別に教育公務員の任免等に關して規定する法律の規定に基き、校長及び教員の任免その他の人事に關すること。
- 六 教育委員会及び学校その他の教育機關の職員の任免そ

- 七 教員その他教育関係職員の組織する労働組合に関すること。
- 八 学校その他の教育機関の敷地の設定及び変更並びに校舍その他建物の営繕、保全の計画及びその実施の指導に関すること。
- 九 教具その他の設備の整備計画に関すること。
- 十 教育委員会規則の制定又は改廃に関すること。
- 十一 教育委員会の所掌に係る歳入歳出予算に関すること。
- 十二 教育目的のための基本財産及び積立金の管理に関すること。
- 十三 教育事務のための契約に関すること。
- 十四 社会教育に関すること。
- 十五 校長、教員その他教育職員の研修に関すること。
- 十六 証書及び公文書類を保管すること。
- 十七 教育の調査及び統計に関すること。
- 十八 その他法律に別段の定のない、その所轄地域の教育事務に関すること。

- 外、左の事務を行う。但し、この場合において、教育長に對し、助言と推薦を求めることができる。
 - 一 別に教育職員の免許に関して規定する法律の定めるところに従い、教育職員の免許状を発行すること。
 - 二 文部大臣の定める基準に従い、都道府県内のすべての学校の教科用図書を検定を行うこと。
 - 三 地方委員会に對し、技術的、専門的な助言と指導を與えること。
 - 四 高等学校の通学区域の設定又は変更に関すること。
 - 五 その他法令により、その職務権限に属する事項。
- 第五十一條 校長及び教員の任免、給與等の人事その他共通する必要な事項を決定するために、都道府県内の地方委員会と都道府県委員会が連合して協議会を設けることができる。
- 二 前項の協議会の決議は、全員一致によらなければならない。
- 三 協議会に關して必要な事項は、当該教育委員会の協議によつて、これを定めなければならない。
- 第五十二條 特別区の教育委員会については、第四十九條第一項第三号及び第四号の規定は、これを適用せず、都教育

委員会が、これを行う。

(教育委員会規則)

第五十三條 教育委員会は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に關し教育委員会規則を制定することができる。

二 教育委員会規則は、一定の公告式により、これを告示しなければならない。

(通学区域の設定)

第五十四條 都道府県委員会は、高等学校の教育の普及及びその機会均等を図るため、その所轄の地域を数箇の通学区域に分ける。但し、必要がある場合には、生徒の就学につきこれを調整することができる。

(報告書の提出)

第五十五條 都道府県委員会は、地方委員会に對し、文部大臣は、都道府県委員会及び地方委員会に對し、各所轄区域の教育に關する年報その他必要な報告書を提出させることができる。

二 法律に別段の定がある場合の外、文部大臣は、都道府県委員会及び地方委員会に對し、都道府県委員会は、地方委員会に對して行政上及び運営指揮監督をしてはならない。

(予算の編成)

第五十六條 教育委員会は、毎会計年度、その所掌に係る歳入歳出の見積に關する書類を作成し、これを地方公共団体における予算の統合調整に供するため、地方公共団体の長に送付しなければならない。

第五十七條 地方公共団体の長は、毎会計年度、歳入歳出予算を作成するに當つて、教育委員会の送付に係る歳出見積を減額しようとするときは、あらかじめ教育委員会の意見を求めなければならない。

第五十八條 地方公共団体の長は、教育委員会の歳出見積を減額した場合においては、教育委員会の送付に係る歳出見積については、その詳細を歳入歳出予算に附記するとともに、地方公共団体の議会が教育委員会の送付に係る歳出額を修正する場合における必要な財源についても明記しなければならない。

(予算の執行)

第五十九條 地方公共団体の議会において予算を議決したときは、地方公共団体の長は、教育委員会の所掌に係る予算を、当該教育委員会に配当しなければならない。

第六十條 教育委員会は、その所掌に係る予算について、そ

の教育委員会の委員の選挙は、昭和二十三年十月五日に、任期四年の委員の選挙と、任期四年の委員の選挙と、任期二年の委員の選挙とをそれぞれ一つの選挙で合併して、これを行う。

2 前項の選挙が行われたときは、都府縣及び五大市の議会は、二十日以内に第七條第三項の委員を選挙し、その結果を都道府縣知事、又は市長に報告しなければならない。

第七十三條 前條第一項の選挙が行われたときは、都道府縣知事又は五大市の市長は二十日以内に、教育委員会の会議を招集しなければならない。

2 都道府縣及び五大市の教育委員会は、昭和二十三年十一月一日に成立するものとする。

第七十四條 教育委員会が成立した場合においては、その成立の日から、都道府縣知事にあつては三十日以内、五大市の市長にあつては二十日以内に、第四條に規定する事務を当該教育委員会に引き継がなければならない。

第七十五條 前條の規定による事務引継の場合においては、都道府縣知事又は五大市の市長は、書類、帳簿及び財産目録を調整し、処分未了若しくは未着手の事項又は將來企画すべき事項については、その処理の順序及び方法並びにこ

れに対する意見を記載しなければならない。

第七十六條 前二條に規定するものの外、第七十四條による教育委員会の事務引継に関しては、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第四章第一節に規定する普通地方公共団体の長の事務引継に関する規定による。

第七十七條 昭和二十三年十一月一日に都道府縣及び五大市の教育局部の長及びその職員は、それぞれ現にある級及び現に受ける号俸に相当する給料をもつて、都道府縣又は五大市の教育委員会の教育長又は事務局の職員に、任用されたものとみなす。

2 前項の教育長の在任期間は、昭和二十四年三月三十一日までとする。

第七十八條 教育委員会は、別に教育職員の免許に關して規定する法律が定められるまでの間、第四十一條の規定にかかわらず別に政令で定める資格を有する者のうちから教育長を任命する。

2 教育委員会は、当分の間、第四十一條及び前項に規定する教育長の資格を有する者を得ることができないときは、その資格を有しない者のうちから、教育長を任命することができる。

助機関たる職員に關する規定を設けることができる。

第八十三條 この法律施行の際、現に公立学校の事務職員で地方事務官たる者は、この法律若しくはこれに基く政令又は他の法律で別に定めるものを除く外、それぞれ現にある級及び現に受ける号俸に相当する給料をもつて当該公立学校の事務職員に任用され、引き続き現にある職に相当する職に補せられたものとす。

第八十四條 この法律施行の際、現に公立学校の事務職員で地方事務官たる者が、引き続き当該公立学校の事務職員となつた場合には、これを従前の身分のまま勤続するものとみなし、当分の間、これに恩給法（大正十二年法律第四十八号）の規定を準用する。この者が当該公立学校の事務職員から更に官吏となつた場合には、恩給法の適用については、その当該地方公共団体の職員としての在任期間は、これを公務員としての在職年に通算する。

第八十五條 第四條の大学には、当分の間、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十八條の規定により従前の学校として存続する高等学校、大学予科、専門学校及び教員養成諸学校を含むものとする。

第八十六條 教科用図書は、第四十九條第四号及び第五十條第二号の規定にかかわらず、用紙割当制が廃止されるまで、

3 前項の教育長の任期は、これを一年とする。

第七十九條 都道府縣又は五大市の従前の條例又は規則のうち教育に關するものはこれをこの法律に基いて設けた條例又は教育委員会規則とみなす。

第八十條 この法律施行の際における公共学校の校長、教員及び学校の事務職員の各級別の定数は、現に公立学校官制（昭和二十一年勅令第二百十三号並びに公立中学校、小学校及び幼稚園官制（昭和二十三年政令第二十号）の規定による地方教官又は地方事務官たる者の定員による。

2 前項の定数は、第六十六條第二項の條例で、これを設けたものとみなす。

第八十一條 この法律に別段の定があるものを除く外、第六十七條に規定する職員の職階制、試験、任免、給與、能率、分限、懲戒、保障、服務その他身分取扱に關しては、別に地方公共団体の職員に關して規定する法律が定められるまでの間、都道府縣又は市の事務吏員に關する規定による。但し、政令で特別の規定を設けることができる。

第八十二條 公立学校の事務職員で地方事務官たる者の職階制、試験、任免、給與、能率、分限、懲戒、保障、服務その他身分取扱に關しては、別に教育公務員の任免等に關して規定する法律及び地方公共団体の職員に關して規定する法律が定められるまでの間、都道府縣又は市町村の長の補

教育委員会法

文部大臣の検定を経た教科用図書又は文部大臣において著作権を有する教科用図書のうちから、都道府県委員会が、これを採択する。

第八十七條 市(五大市を除く。この條中以下同じ。)町村に教育委員会が設置されるまでの間、市町村の教育に関する事務は、従来市町村又は市町村長の権限に属するものを除く外、都道府県委員会が、これを所管する。

第八十八條 市(五大市を除く。)町村に設置される教育委員会の成立に関しては、五大市の教育委員会の成立の場合の例による。

第八十九條 地方学事通則(大正三年法律第十三号)は、これを廢止する。

第九十條 教育事務のために設ける市町村の一部事務組合は、これを市町村学校組合と称する。

第九十一條 地方学事通則に規定する学区の財産は、同法第四條の規定に従い、昭和二十三年十二月三十一日までに、これを処分する。

第九十二條 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第三十二号)の一部を、次のように改正する。
第五條第一項、第六條第一項及び第二項、並びに第七條

の委員に改める。

第二百二十五條中「監査委員又は当該市町村の公安委員会」を「監査委員、当該市町村の公安委員会及び教育委員会」に改める。

第二百五十八條中「四 教育局(一)教育学藝に関する事項」及び「三 教育部(一)教育学藝に関する事項」を削る

第七十三條第一項中、「技術吏員及び教育吏員」を「及び技術吏員」に改め、同條第四項を削る。

第九十五條 校長及び教員の身分取扱については、別に教育公務員の任免等に関して規定する法律が定められるまでの間は、第四十九條第五号並びに第六十六條第一項及び第三項の規定にかかわらずなお従前の例による。但し、政令で特別の規定を設けることができる。

日本学術会議法

(昭和二十三年七月十日)
法律 第二百二十一号

日本学術会議は、科学が文化國家の基礎であるという確信に立つて、科学者の総意の下に、わが國の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して學術の進歩に寄

日本学術会議法

第一項及び第二項中「都道府県知事」を「都道府県の教育委員会」に、第七條中「國立の学校の長」を「市町村教育委員会」、國立及び私立の学校の長」に改める。

第九十三條 学校教育法の一部を次のように改正する。
第二十九條、第三十一條、第三十二條及び第七十四條「その議会の議決を経て、」を削る

第三十四條中「公立又は」を削る

第三十條、第三十一條及び第三十三條中「又は町村学校組合」を削る

第六條第二項として、次の一項を加える。

第四條の認可する監督廳及び第十四條の監督廳は、公立の小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園については、当分の間、これを都道府県委員会とする。

第七條 この法律において市町村立小学校の管理機關とは、当分の間、教育委員会の置かれぬ町村にあつては、これを町村長とする。

第九十四條 地方自治法の一部を次のように改正する。

第二百一十一條中「監査委員及び市町村の公安委員会の委員」を「監査委員、市町村の公安委員会の委員及び教育委員会

與することを使命とし、ここに設立される。

第一章 設立及び目的

第一條 この法律により日本学術会議を設立し、この法律を日本学術会議法と稱する。

2 日本学術会議は、内閣総理大臣の所轄とする。

3 日本学術会議に関する経費は、國庫の負担とする。

第二條 日本学術会議は、わが國の科学者の内外に対する代表機關として科学の向上發達を図り、行政、産業及び國民生活に科学を反映浸透させることを目的とする。

第二章 職務及び権限

第三條 日本学術会議は、独立して左の職務を行う。

一 科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。
二 科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること。

第四條 政府は、左の事項について、日本学術会議に諮問することができる。

一 科学に関する研究、試験等の助成、その他科学の振興を図るために政府の支出する交付金、補助金等の予算及びその配分
二 政府所管の研究所、試験所及び委託研究費等に関する

日本学術会議法

予算編成の方針

- 三 特に専門科学者の検討を要する重要施策
- 四 その他日本学術会議に諮問することを適当と認める事項

第五條 日本学術会議は、左の事項について、政府に勧告することができる。

- 一 科学の振興及び技術の発達に関する方策
- 二 科学に関する研究成果の活用に関する方策
- 三 科学研究者の養成に関する方策
- 四 科学を行政に反映させる方策
- 五 科学を産業及び國民生活に浸透させる方策
- 六 その他日本学術会議の目的の遂行に適當な事項

第六條 政府は、日本学術会議の求に應じて、資料の提出、意見の開陳又は説明をすることができる。

第三章 組織

第七條 日本学術会議は、選舉された二百十人の日本学術会議会員(以下会員という。)をもつて、これを組織する。

- 2 会員の任期は、三年とする。但し、再選を妨げない。
- 3 会員には、手当を支給することができる。

第六部(農学)

第七部(医学、歯学、薬学)

第十一條 会員は、前條に掲げる部のいずれかに分属するものとし、各部の定員は、それぞれ三十人とする。

- 2 各部の定員は、別表の定めるところにより、これを全國区定員と地方区定員とに、全國区定員は、これを専門別定員にかかわらず定員とに分ける。

3 地方区定員は、各地方区において選出された会員一人ずつで、満たされるものとする。

第十二條 各部に、部長及び副部长各一人並びに幹事二人を置き、その部に属する会員の互選によつて、これを定める。

2 第八條第四項及び第五項の規定は、部長、副部长及び幹事について、これを準用する。

第十三條 部長は、部務を掌理する。

2 副部长は、部長を輔佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 幹事は、部長の命を受け、部務に従事する。

第十四條 日本学術会議に、その運営に関する事項を審議させるため、運営審議會を置く。

日本学術会議法

2 会長は、会員の互選によつてこれを定める。

3 副会長は、人文科学部門又は自然科学部門に属する会員のうちから、それぞれ一人を全部の会員の互選によつて定める。

4 会長及び副会長の任期は、会員としての在任期間とする。但し、再選を妨げない。

5 会長又は副会長が欠員となつたときは、新たにこれを互選する。

第九條 会長は、会務を総理し、日本学術会議を代表する。

2 副会長は、会長を輔佐し、会長に事故があるときは、会長の指名により、いずれかの一人が、その職務を代理する。

第十條 日本学術会議に、左の区分により、左の七部を置く。

人文科学部門

第一部(文学、哲学、史学)

第二部(法学、政治学)

第三部(経済学、商学)

自然科学部門

第四部(理学)

第五部(工学)

2 運営審議會は、会長、副会長、部長、副部长及び幹事をもつて、これを組織する。

第十五條 日本学術会議に、常置又は臨時の委員會を置くことができる。

2 前項の委員會の委員には、手当を支給することができる。

第十六條 日本学術会議に、事務局を置き、日本学術会議に関する事務を処理させる。

2 事務局に、政令の定めるところにより、局長その他所定の職員を置く。

3 前項の職員中、局長並びに一級及び二級の官吏の任免は、会長の申出を考慮して内閣総理大臣が行い、三級官吏以下の任免は、局長がこれを行う。

第四章 会員の選挙

第十七條 科学者であつて、左の資格の一を有する者は、会員の選挙権及び被選挙権を有する。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学卒業後二年以上の者
- 二 旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専